

第百六十六回国会 参議院文教科科学委員会会議録第十六号

平成十九年五月三十一日(木曜日) 午前十時開会

委員の異動

五月三十日 辞任 小泉 昭男君 補欠選任 小泉 顕雄君

松村 祥史君 二之湯 智君

五月三十一日 辞任 小泉 顕雄君 補欠選任 小泉 顕雄君

二之湯 智君 松村 祥史君

出席者は左のとおり。

委員長 狩野 安君

理事 中川 義雄君 中島 啓雄君 佐藤 泰介君 蓮 舫君

委員 萩原 健司君 神取 忍君 木村 仁君 小泉 顕雄君 中曾根弘文君 二之湯 智君 松村 祥史君 水落 敏栄君 吉村剛太郎君 鈴木 寛君 西岡 武夫君 林 久美子君 広中和歌子君

国務大臣 文部科学大臣 伊吹 文明君

副大臣 文部科学副大臣 池坊 保子君

事務局側 常任委員会専門員 渡井 敏雄君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 山中 伸一君 総務大臣官房審議官 津曲 俊英君

文部科学大臣官房長 舌津 一良君

文部科学省生涯学習政策局長 加茂川幸夫君

文部科学省初等中等教育局長 銭谷 眞美君

文部科学省高等教育局長 清水 潔君

文部科学省高等教育局私学部長 磯田 文雄君

文部科学省研究振興局長 徳永 保君

文化庁次長 高塩 至君

厚生労働大臣官房審議官 村木 厚子君

参考人 京都市立堀川高等学校校長 荒瀬 克己君 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター准教授 岩田 康之君

水岡 俊一君 山本 香苗君 鰐淵 洋子君 井上 哲士君 西岡 武夫君

伊吹 文明君

池坊 保子君

渡井 敏雄君

山中 伸一君

津曲 俊英君

舌津 一良君

加茂川幸夫君

銭谷 眞美君

清水 潔君

磯田 文雄君

徳永 保君

高塩 至君

村木 厚子君

荒瀬 克己君

岩田 康之君

川崎市教育改革推進アドバイザー 内藤 宏君 明治大学文学部 三上 昭彦君 教授

本日開会に付した案件

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国教育基本法案(西岡武夫君外四名発議)

○教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許法の改正に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(西岡武夫君外四名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(狩野安君) たいだいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 昨三十日、櫻井充君、松村祥史君及び小泉昭男君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君、二之湯智君及び小泉顕雄君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、

日本国教育基本法案、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許法の改正に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案、以上七案を一括して議題といたします。

本日は、七案の審査のため、参考人として京都市立堀川高等学校校長荒瀬克己君、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター准教授岩田康之君、川崎市教育改革推進アドバイザー内藤宏君及び明治大学文学部教授三上昭彦君の四名の方に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見を述べさせていただきます。七案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、どうぞよろしく御願い申し上げます。

本日の会議の進め方ですが、まず荒瀬参考人、岩田参考人、内藤参考人、三上参考人の順でお一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと思います。

なお、御発言は、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままです。

それでは、まず荒瀬参考人から御意見を述べさせていただきます。荒瀬参考人。

○参考人(荒瀬克己君) 京都市立堀川高等学校の荒瀬と申します。どうぞよろしくお呼びいただきます。本日は、このような席にお呼びいただきまして、大変光栄に思っております。

それでは、座らせていただいて、申し上げます。たいだいまも申し上げましたように、私は京都市

立堀川高等学校という公立高校の校長をしており
ます。現場の学校がどのような取組をしているの
かということを含めましてお話を申し上げたいと
いうふうに思っております。

まず、堀川高校という高等学校でございますけ
れども、これは一九〇八年、明治四十一年に京都
市立高等女学校として誕生いたしました。戦後、
昭和二十三年、一九四八年に新制高校になりまし
て、平成十一年、一九九九年に新しい学科を設
置いたしました。来年は百周年を迎えます。申し訳
ございません、資料はございません。

私たちは、平成十一年に、学校を新たに考え直
していいものをつくっていいところというところ
で様々な取組をしてまいりました。仲間の教員と
ともに学校をつくってきたというふうな自負を持
っております。自分たちの子供を通わせたい学校
をつくらうと、それが合い言葉でございました。そ
のために、目標からの評価ということを考えまし
た。こういう学校をつくらうということをし
合せて、そして決めた目標に向かって取り組ん
でいくと、私たちは教員としてのプロという自負
を持っております。したがって、プロであるな
らば、目標を立てて、その立てた目標に達したか
どうかのみが問われると、よく頑張ったとか、一
生懸命やったけれども残念ながらこれこれこんな
理由でうまくいかなかったとかいうのは、それは
高校生の評価としては正しいけれども、私たち
口としてはそういう評価に甘んじていてはいけ
ない、目標を達成しようということで日夜取り組
んできたところでございます。

堀川高校の最高目標は、自立できる十八歳の育
成であります。昨今、大学進学者数等が週刊誌な
どを含めて大変にぎわっております。堀川高校も
そういうところで取り上げられることは多々ござ
いますけれども、私たちが願っておりますのは、
数字としての結果のみならず、その中身でありま
す。

十八歳で自立できる青年を育てるということ

可能か不可能かと申しますと、現在のところ、十
八歳では社会的にも経済的にも精神的にもなかな
か自立できるというところまでは参りません。し
かし、高等学校の三年間の間に自立しようとする
意思を持たせることはできるだろうと。そのため
にはどんな力が必要なのかということを考えまし
た。例えば、工業高校であれば卒業すれば直ちに
社会の一員としてその身に付けた技術技能を使
って社会の中で生きていくことができる、農業高
校であれば同じようにまたそういうことができる。
ところが、堀川高校のように普通科の高校は、具
体的に社会の中で人とかが生きていくという際
に、そういった技術技能を提供してはおりま
せん。

そこで、どんな力が必要なのかということ考
えていく中で私たちが到達した力というのは、段
取りを組む力であります。一つの目標に向かって
取組を進めていく、計画を立てて、期限を切って
やっていく、その際に様々な人とかがあって、コ
ミュニケーション能力も必要になってきますし、
取り組めば当然失敗するというリスクも負いま
す。その失敗を何とか克服しようという工夫であ
るとか、あるいは長い時間それを続けるという際
の体勢、我慢強さであるとか、あるいはまた、め
げそうになったときに元へ戻ろうとする復元力
あるとか、そういう様々な力が段取りを組む力と
いう中には必要かと思っております。

その段取りを組む力をつくるために、私たちは
授業の改革をしようと思つて、いたしました。具
体的に今日はここで申し上げることはできません
けれども、その授業の改革の中身を、毎年十一
月半ばに教育研究大会というのをやっております
て、全国から先生方に集まっていたら、大学の
関係者にも集まっていたら、そうして私たちの
取組を評価していただく、そんなことをしてお
ります。

この三月に卒業いたしました三年生、そのうち
の一人が高校二年生のときに新聞に投書をいた
しました。その年、例のJRの宝塚線の事故があり

ました。大きく報道され、百数十の方が亡くな
ったということで取り上げられました。この、うち
の生徒は高校二年生のときにそれを題材にして投
書をいたしましたけれども、何を書いたかとい
ますと、数字の向こうにあるものというテーマで
ございました。数字を見るとその数字が多い少な
いということが言える、しかし、その多いか少な
いかということじゃなくて、その数字の一つ一つ
の向こうに一人一人の人生があったり、人とか
かわりがあったり、あるいはまた夢があったり過
去があったり生活があったり、そういうものがそ
の数字の中には込められていると。だから、見え
るものを見るというのとはとても大切な、見え
ないものを見ようとする意思はもつと大切だ
と、そういうことを書いてくれた生徒がおります。

私たちはその生徒を誇りに思います。
高校三年間、様々な取組をしていく中で、いろ
いろと学校には課題があります。学校を取り巻く
状況にも課題があります。しかし、そんな中でも
生徒は確実に成長していく、日々刻々と子供たち
は成長していきます。その成長に向けて私たちが
どのように取り組むかということが極めて重要だ
ということをおもっております。

その生徒の取組の基礎になるのは、やはり学力
であります。見えない力を付けるといのは大切
なことでありますけれども、見えない力を付ける
ためには見える力がまず必要だと私たちは思つて
おります。想像力、イメージする力も知識なく
しては十分にはできません。ですから、きちっとし
た知識を生徒たちに教えていく、それは非常に重
要なことであります。現在、ゆとりか詰め込みか
というふうな、まるでデジタルのように、一かぜ
口のような形で議論がなされる傾向がございま
す。しかしながら、見える力も見えない力も両方
が大切だというアナログ的に考えれば、見えない
力を見える力によつてつくっていくということが
必要ではないかと思ひます。

私は現在、中央教育審議会の教育課程部会に入
らせていただいておりますけれども、そういう思

いの中で具体的に新しい学習指導要領を組み立て
ていきたいなということをおもっております。それ
らの取組はすべて現場で行います。教育は、様々
な外側のいろいろなお声やあるいは支援や、そう
いったものを受けながら現場で行っております。
教室で行っております。

その点で申しますと、今回学校教育法の改正に
向けて新たな職が設置されるということござい
ますけれども、その新たな職というのは置くこと
ができるという形になっております。私は、その
点は非常にすばらしいお考えだというふうにお
思っております。私の学校には教頭が二人おりま
して、二人の教頭のうちの一人を副校長にするこ
とは前から考えておりました。しかしながら一
方で、世間からよく言われますフラットな教員組
織、いわゆるなべぶた組織に対する批判につきま
しては、私は必ずしもそう当を得たものばかりで
はないというふうにおもっております。

教員は一人一人が教室に行つて授業をいたしま
す。様々な組織のありようというのがあろうかと
思ひますけれども、教員組織というのは納得とい
うのが非常に重要な要素になっております。単に
命ずるだけでは、教室に行つたときの教員のモチ
ベーションが上がりにません。教員のモチベーショ
ンを上げていく、そのためには徹底的に話し合
つて具体的に納得をするという状態で教室に行つ
てもらわなければなりません。幾ら頑張つても校長
がすべての授業をすることはできません。教頭も
すべての授業をすることができません。その意味
では、より良い組織のありようというのは、様々
な、いろいろな形の中で、その学校にふさわしい、
あるいはその地域にふさわしいものを選択するべ
きだということをおもっております。

そういう点で、副校長、主幹教諭あるいは指導
教諭といった職が新たに設置されるとしても、必
要だと思つたところと必要でないと思つたところが必
ずあろうかと思ひます。その点につきましては、
学校がしっかり考えなければならぬ。そういう
意味では、今後一層校長はその見識を問われてい

くだらうということ強く思うわけでありませう。その緊張感の中で本場に一人一人の生徒を育てていく。私のところの学校でいいますと、自立できる十八歳に育てていく、それが私たちに与えられた使命だというふうに思っております。

カスターマーサービスフックション、舌をかみそうでありますけれども、顧客満足という言葉は以前学びました。私たちにとっての顧客というのは直接的には生徒であったり、あるいはまた保護者であったり、本校は京都市立堀川高等学校でございますので、京都市民であったり、そういった直接の顧客というもの満足をどのようにして提供できるのかというのを考えるということは、学校にとつても大変重要であると思ひます。

ただ一方で、そのカスターマーサービスフックション、いわゆるCSというものと、もう一つ、組織が活性化するためにはエンプロイーサービスフックション、E.S.、働いている者の満足というものが必要かと思ひます。特に、先ほど申しましたように、教員は一人一人が教室に行つてそこで生徒と直接に接します。その点からいいますと、教員自身が誇りを持って満足して仕事ができるという状態、納得して仕事ができるという状態をつくらなければならぬと思ひます。

現在、国を挙げて教育に関する様々なお取り組みが行われていることは、その点では大変うれしい限りでございます。しかしながら、その前提が、教育がもう駄目になつてしまつたんだ、教員は駄目なんだというような誤解を受けかねない、そういうことも今あるように思つております。多くの調査の結果、確かに課題はいろいろございませうけれども、必ずしも日本の教育がもう駄目になつたんだということではないんだと思ひます。

しかしながら、教育再生という、本当にもう何か機能停止したものを新たにまた生かさせる、生まれさせるかのような、それはどの強い意味を持つて、この教育をどのようにしていくのか、国家百年の計をどうしていくのかということが国会で議論されていることは私たちにとつて大

変心強いことでございます。是非とも、教育に本當にしっかりとした百年の、将来を考えられるような様々な支援をお願いしたいと思つております。

先ほど申しました新たな職に関しても、新たな職をつくるのがすなわち組織の活性化には直接はつながりません。むしろ、その新たな職が機能するために教員の増ということが必要ではないかというふうに思ひます。あるいはまた、教育予算の増ということも大変重要であると思ひます。

堀川高校は文部科学省のスーパーサイエンスハイスクールの研究指定を受けております。理科離れということが言われました。でも、本當に子供たちが理科、数学や活字から離れていったのかという、私はそうは思つておりません。そういうチャンスが与えられなかつたんだと。

子供たちは育てたように育ちます。現在の子供がもし課題を持っているとしたら、それはそのように育てられたからだと思ひます。子供たちには罪はありません。私たち大人がどのようにしていいのか、その意味で、是非この国を挙げての教育論議が具体的な、先ほど申しました、見えない力を養うためには見える力が必要だということと同じように、子供たちの成長を促すためには、見えない具体的な大胆な骨太の施策が必要ではないかというふうに思つております。

パーソナルコンピュータの父と言われているアラン・ケイという方がこのようにおっしゃいました。未来を予測する最良の方法はそれをつくり出すことである、未来を予測する最良の方法はそれをつくり出すことである。ならば、私たちの目の前にいる子供たちがまさしくこの国の未来であります。その未来のために、是非先生方のお力をもつて、より良い方向に、具体的に物的、人的な措置も含めまして、どうぞよろしくお願いしたいと思ひます。

私の意見陳述は以上でございます。

御清聴ありがとうございました。
○委員長(狩野安君) ありがとうございます。
次に、岩田参考人、お願いいたします。岩田参考人。

○参考人(岩田康之君) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発センターの岩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着席させていただきます。
私は、教員養成制度やカリキュラムの歴史研究を専門にしております。近年はアジア等中心とした比較研究も手掛けております。また、日本教育大学協会や国立大学協会、日本教師教育学会といった教員養成関係の組織的なコーディネートにも携わつております。昨年の中教審答申で打ち出されております教職大学院、学部の教職実践演習、免許更新講習の内容等を検討する作業部会的なものにもかかわつてまいりました。本日は、そうした経験を活かして、教員の資質向上策についての見解を、主に教員免許更新制との関係で述べたいと思ひます。

資料として、レジュメ一枚と、御参考までに雑誌記事二点を用意いたしました。
教員養成の改革を考えるときに、まず注意すべきこととして、即効性を望むなら、制度改革よりとであります。即効性を望むなら、制度改革よりはむしろ行政手続の改変に頼つた方がよいと思ひます。これから教員免許更新制を導入しても、現在の四十代、五十代の先生方は、多少不満があつても一度か二度更新講習を受けるだけです。むしろ、この制度になじんでこれから教育界に入つてくる人材が主流を占めるのは二十年、三十年先です。そこを見据えることが大切な課題だろうと思ひます。そのタイムスパンの問題がまずあります。

私が小学校に入学したのが昭和四十五年です。このとき、旧制師範学校の最後の卒業生あるいは新制大学の一期生は三十代後半です。また、新制大学発足後も、当初は二年課程の方が定員が多く、最後の卒業生がこのとき二十六歳です。ですから、当時の状況としては、中堅以上は師範

学校出、若手の多くは短大レベル、そして四年制大学の教員は若手の中の比較的少数だったと言えます。

昭和四十三年に改訂された学習指導要領は、いわゆる現代化の名の下に内容が最も過密だったとされていますが、そこで高度成長期の子供の学力を支えたリーダー格の先生は師範学校世代だったわけです。彼らが定年を迎えるのは昭和四十五年ごろを境に戦後育ちの四年制大学卒の教員が増えてきますが、同時に、制度設計の穴といえますが、当初は余り顧みられなかつた問題が顕在化してまいります。

その最たるものは、新制の中学校が義務化され、その後高等学校が準義務教育と言われるほどに進学率を上昇させたということのリアルな認識が欠けていたということでありませう。義務化するということは、必ずしも学ぶ意欲が十分とは言えないティーンエイジャーが大量に入ってくるということです。この点が戦前の中学校や高等女学校のよう意欲の高い生徒だけが入試で選抜されて入る学校との大きな違いです。しかしながら、この点は戦後改革のときに十分に認識されてはいませんでした。恐らくは旧制中学や旧制高校のイメージが強かつたのだらうと思ひます。その結果として、新制中学・高等学校の基本的な構成原理は旧制の枠組みのままだったわけですね。

例えば、旧制の工業専門学校が新制大学の理工系学部になる、その数学科で数学を専攻して中等学校の数学の教員を目指す若者は、基本的に数学が得意で好きで、数学を学ぶということは自明であります。旧制中学ならば、そうした数学のエキスパートが教員になることに問題はなかつたわけですが、新制中学の生徒たちの相当部分は、なぜこんなことを勉強しなくちゃいけないんだという思いを持っていきます。そのそごが高度成長期の詰め込み教育の中で教育問題化してくるわけで、中教審のいわゆる四六答申でもこの問題は認識されております。

当然、教員にも教科専門のレベルの高さ以外のものが求められてきますが、いったん教員養成の基本的な枠組みができてしまうと、せいぜいその中で教職に関する科目の単位を増やすぐらいの対応しかできないわけです。あるいは、参考資料の理科離れの文章にもございますが、昭和四十年ごろから小学校教員の免許を認定する一般大学が増えてきます。これは開放制、すなわち参入主体の制限が少ない制度が定着してきたことの表れですが、注意すべきは、ここで参入してきた一般大学の大半が文学部教育学科初等教育専攻だということです。当然、入試、カリキュラム、入学・卒業判定、教員人事などはすべて文学部教授会で決まります。こういう一般大学のシェアが増してきて、

現在では小学校教員の新採用に占める割合が養成系出身者と拮抗しております。ただ、その過程で理科離れの拡大再生産は着々と進行してきたわけです。これも制度設計時には認識されなかった問題です。

そうした想定外の事態が生じたときの被害者はだれかと考えてみますと、まず子供です。そして教育に携わるすべての人です。多くの実習生が実習校に負担を掛けるという教育実習公害は六〇年代から繰り返し叫ばれておりますが、これは開放制原則の後の高等教育の拡大と、その中で教員ライセンスの商品化が大規模に進行するというその度合いを読み誤ったことの結果であります。

これから教育実習に出る学生が多いですが、彼らの多くは実習校で、どうせ君たちは教員になるつもりないんだらうという冷たい視線を浴びます。手間暇掛けて指導する実習生のはとんどが教員にならないという徒労感を味わっている実習校の先生方の負担もよく分かります。どちらも言うなれば制度設計の被害者です。

それだけでなく、近年の教育問題の深刻化の中で、教員養成の実践性強化をしようとしても、今のままでは実習単位を増加させることに限界があります。かといって、課程認定の強化という形で対応しようとしても、大学と文部科学行政の間で

のあつれきを生みます。部分的には課程認定基準すれすれでも、トータルでは立派な教員養成を行っている大学はたくさんあります。ですから、一律に基準強化をするのが適当かは疑問であり、恐らく文部科学省教職員課の方々の負担も大変なものではないかと思えます。

このように見ますと、制度設計の穴は数十年たつてから問題として顕在化します。その意味で、教員養成の制度改革は先を見据えて行う必要があります。ただ、教員資質をめぐる世論の関心が高まっており、教員免許の制度疲労が明らかになりつつある現在が改革の好機であることは確かです。そして、これまでのような部分的な修正ではなく、一歩引いて視野を広げた制度改革、例えば教育実習にしても、卒業前は観察のみで予備免許を与え、採用内定を要件として卒業後に長期の実習をして本免許を授与する仕組みを考えるぐらいの大胆さはあつていいように思います。

こうしたことを踏まえて、今回審議されている法案に関する意見を申し上げますと、私自身は、教員資質の向上策として免許更新制を取り入れること自体はあり得る選択肢の一つと考えております。しかしながら、十年に一度の講習の修了によって一律に免許状を更新することに教員資質の向上策としてどれほどの有効性があるのか疑問も持っております。今すぐに教員免許更新制と名の付く制度を導入することだけを目的とするならともかく、少なくとも数十年先を見据えて公教育の教員資質の向上を確保する基盤を整えようとするならば、まだ審議の尽くされる余地は大きいように思えます。

実は、参考資料の二つ目に用意しましたのが安倍内閣発足の日に脱稿したものです。その末尾に書きましたように、従来の枠にはまらない大胆なプランを少々期待しました。しかしながら、今のところ提案されております法案は余り大胆とは言えず、中教審と部分的にすり合わせただけという印象を持っており、少々残念でもあります。今回の教員免許更新制の議論はアメリカにヒントを得

たとされてはいますが、アメリカの更新制は、参考資料二にもありますように、基本的には研修と免許状のアップグレードの奨励策です。前の更新からの期間にどのような研修をどれだけ経たか、その継続的な職能成長の支援が更新の核になっていきます。

免許更新の対象を現職教員に限るのなら、実際の勤務や研修のありようと関連付けることが重要です。今回の政府案にありますが指導改善研修はその発想を取り込んでいますが、基本的に講習とその修了認定にウエイトを置いている点、そして排除を前面に出している点にまだ若干の難があると思われる。教員の適格性とは継続的な勤務実態の把握を経て認定する方が単発の講習よりもはるかに有効であります。

一方、民主党案は、基礎資格を修士とし、一般免許状と専門免許状とに階層化させて、後者を管理職の要件にしている点に特色があります。

基礎資格について申し上げますと、日本で、特に短大レベルの二種免許が業務範囲の限定なしに設けられているのは国際的にも意外に思われるようです。アジアの発展途上国の方からも、その免許で学級担任持ったり実習指導したりできるんですか、そんな免許がまだ日本にあるんですかと言われることもあります。これは短期大学関係者の利害もかわる微妙な問題ですが、丁寧に合意形成を図ることを通じて、免許の階層化と下級免許の業務範囲の限定、あるいは更新の制限ということが行われていくべきだろうと思えます。

学校教育法改正の政府案にあります主幹教諭や指導教諭などの職階と免許制度、あるいは基礎資格の関連についてももっと意識されていようように思います。ただ、一度に基礎資格を修士に上げるのは日本の現状では困難であります。当面、修士修了の教員とそれ未満の教員とが学校現場に併存する状況を想定しなければなりません。そのすみ分けをどうするか、この点今後詰める必要やうに思えます。

干私見を述べますと、管理職か否かという腑分けのほかに、日本の学校の実態と教師の職務の実態に根差した区分もあるように思えます。例えば小学校ならば、複式学級の指導というのは大変難しいわけですから、これを上級免許にゆだね、下級免許では一定規模以上の学校のみとする。高等学校でも、進学校ならば教科指導中心の旧制中学のようなスタイルがある程度通用しますが、教育困難校ではそうはいきません。こちらの方が仕事としては難しいわけ、だとすれば、これを上級免許にゆだね待遇もアップさせる、そのような考え方もあり得ると思えます。

最後に、今後の検討に際しての視点ということでも申し上げます。

従来のこういう教員養成の行われてきたことをポジティブにとらえる部分というのを増やしてみてもどうかと思います。これまで開放制の原則の下で生まれてきた大量のペーパーティーチャーを、無駄だというふうになり切り捨てるよりはむしろ貴重な蓄積ととらえる。既存の養成ルートを経ない人材を特別免許状で取り込むことも重要でしょうが、それと同時に、これまでの採用の在り方になじまなかつたペーパーティーチャーを積極的に取り込む方がむしろリスクが少ない、学校の活性化につながるのではないかと考えられます。

これにかかわって、現状では採用や人員配置や昇任や分限、さらには研修など多くの権限が都道府県あるいは政令市レベルの教育委員会に集中しておりますが、地教行法を改めるなら、それらを分散させて相互のチェック・アンド・バランスにゆだねるというようなことも将来的に考えられてよいのではないかと考えます。

以上、雑駁ですが、私からの意見陳述とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。

次に、内藤参考人、お願いいたします。内藤参考人。

○参考人(内藤宏君) 私は、川崎市の市長から呼

ばれまして、今教育改革のアドバイザーをしております。それらの経験を基にして少し具体的な話をしてほしいと思います。

座ると話しにくいので立ったままで、よろしくお願ひします。

現在、教育の問題でいろんなことが言われていますけれども、一体何を改革したらいいかということなんです。いわゆる、よく見えていますと対症療法が多過ぎるんですね。そうでなくて、原因療法をしないといけない。

何でこの戦後六十年間の教育が失敗したかというのと、これは教える教育をしてきたからなんです。教える教育をしようと思つて教えることが間違ひなんです。教育というのは育てようと思つて教えることなんです。この基本の考え方が間違ひつていたのがこの六十年間なんだと。だから、こんな忙しい若者がたくさん出たってしまつたんです。

じゃ、どこに、その教える育てるのが違ひかといいますと、それを具体的に例を挙げて話してみましよう。

まずは、戦後、教えるよう教えるようと思つてやつてきた、そのことは、あるいは教える教育というのは、国が貧しかったりあるいは後進国などの場合にはそれでいいんです。本人がみんなやる気であるから、何とかしなきゃいけないと思つているんだから、ほれ勉強しろ、頑張れという、こんな乱暴なことを言っているだけでも何とかやつてくるんです。それが戦後十年か十五年くらいまでなんです。

ところが、国が豊かになってくると、そんなことをしていたんでは教育にならない。その辺で育てるといふ考え方に変えなきゃいけないのに、変えずにずつと現在まで来て、現在もそれを続けているというところに最大の間違ひがあるわけです。

では、どこが違うのかをちよつと具体的に例を挙げて説明します。

例えば、子供に九九を教えるときです。そうすると、教えるという考え方が、例えば、あ

た、二の段言つてごらんと。子供が大概、二、七、十四、あの辺は引つ掛かりますからね、あれは間違ひ。そうすると、二、七、十四でしようと言つると、子供は言い返して、何回かやりますね。何回かやつていても、二度も三度も同じところで引つ掛かると、あなた、何遍言つたら分かるの、こつなつてくる。それは、なぜ、何遍言つたら分かるのと言つたかという、教えるよう教えるようと思つて、教える方が自己中心で自分勝手になるんですよ、教える方ですよ。だから、自分勝手な、自己中心的な発想だから、今度はどうなるかという、押し付けがましくなつてくるんです。なかなか分からない。そうすると、子供はうるさいなと思つていられるだけ、怖いから、またやる、また間違ひると、あなた、何遍言つたら分かるの、今度、しかられるわけ、怒られるわけです。それが怖さでやつと覚えるんですから、そのときに頭に入つたのは確かに二の段の九九かもしれないが、身に付いたものは、教養は身に付くんです、身に付いたものは何かといつたら、うちのおふくろは怖いとか、何でこんなうるさいことを言うんだとか、冷たい女だとか、そういうことが身に付くんです。身に付いたものは教養なんです。だが、この身に付いた教養を、こういうのをマイナスの教養という。だから、二の段を教えたために子供にはマイナスの教養ができていくということなんです。

ここが教える教育の非常に悪いところなんです。これを六十年間もやつてきたからろくな子供がいけないのは当たり前なんです。

じゃ、育てるとはどういうことかという、例えば二の段の場合に、途中引つ掛かりますね。すると、たとえ自分が一度でも覚えることができたとしても、相手の覚えようとしていて、相手の子供に心の姿勢をそろえるということが大事なことです。ですからここで自分ができたとしても、ああ、お母さんも随分何回も何回もおじいちゃんにやり直させられた、やつと覚えたのよと持つていって心の姿勢をそろえてやれば、子供

は安心して、ああ、そうかな、うちのおふくろもそうだったのかと思つたわけです。

そういうふうな安心するから、そのときに頭の中は空になって、その空になったときに集中力が付くから今度は覚えるんです。それで、覚えたときに、あなた、今度お母さんより早く覚えたじゃないと言つてやれば、子供は喜ぶと同時に、じゃ、今度自分で三の段やってみようかな、こうなるわけです。ということは、ここで初めてやる気が身に付いていく。そういうふうな言つていくからやる気が出る。

だから、このときに大事な点は、親が子供に姿勢を合わせてやるということなんです。いわゆる育てるといふ考え方はいつも相手中心に物を考えますから、自分が相手中心に物を考えるときは自分の心にゆとりがある。子供もそういうゆとりのある親から教えられるから、子供もそういうゆとりがあるから、そのゆとりで次をやると、それがゆとりということなんです。全然ゆとりなんていうのは分かつてないですからね。だから、教える教育をしていてゆとりを持っていくのは無理なんです。これは、ゆとりは持てないんです。育てようとしていくからこそお互いにゆとりが持てる。このゆとりが将来役に立つ、いわゆるプラスの教養になっていく、それがやる気なんです。そういうことですね。だから、ここが、まあ九九一つでいえばこういうところが違ひなんです。

それからもう一つ、こういう例をたくさん挙げていった方が分かりやすいと思つたから言つたんです。J.R.の福知山線の脱線事故がありましたね。あれは教える方の上司が間違ひしているからなんです。ATSをくつ付けるとか、それはいいですよ、くつ付けちゃいけないと言つていられるんですよ、くつ付けちゃいけないと言つていられるんですよ、あれは対症療法なんです、ああいう機械を一杯付ける。幾ら付けても原因を直さなかつたら、またやるんです、同じことを。だから、政府の再生会議でいろいろやつているのを全部調べますと、あれは全部対症療法なんです。あれを何遍

もやつたつて教育は改革できないんです。原因療法をしなきゃ駄目なんです。

ですから、これでいふとどこが間違ひしていたかというときに、まあ運転技術を教える。教えるもさつぱりうまくいかないで、ホームをオーバーしたり遅れたりして帰つてくる。帰つてくると、今度しかるの、日勤教育とかいつてしかるわけです。で、何というんですか、ペンキ塗りやらしたり草むしりやらさせる。これは学校でいう体罰と同じようなものなんです。でも、もしない体罰なんかやつていたつて絶対に良くならない。これ、今の日勤教育は体罰と同じようなものなんです。そうすると、指導を受けている方の運転士、初めてやるんだから、受ける方はまたその次も遅れる、次も遅れるとなると、もうますますやましくしかられるわけです。あの日勤教育を三十日もやらせられたという人間がいるんです。あのとき、事故を起こした者は十三日間だったけれども、厳しいわけですよ。

そうすると、頭の中でしかられるのが嫌だと思つたわけです。上司が怖いから嫌だと思つたわけ。だから、またホームをオーバーすると、まず頭に浮かんでくることは怖いから嫌だということ、これが潜在意識に入つていっているんです。ところが、人間は九五、六%は潜在意識で行動しますから、潜在意識でもつて、これは遅れたから何とか取り返さなきゃ、そうなるわけです。そうすると、時速七十キロ制限であったあのカーブを百キロを超えて走つたということになるわけなんです。怖いからですよ。それで脱線したんです。そしてああいう事故を起こしたんです。

だから、このときはどうしたらいいかという、そういうことを教えるときには、今も言つたように、自分が一度でもつて立派な技術がすぐできた、と仮定しても、その子には、まず第一に、あなたは運転士なんだから、お客さんを安全に運ぶんだということをしつかり頭へ入れておきなさい、この

ことを徹底して教えることなんです。そして、遅れてきたら、いや、そういうことはあるよ、私だつて初めて習ったときは大分遅れて上司にしかられたこともある、そんなたまたま一分や二分遅れたからって気にしなさんな、でも、できるだけ早く上手になつた方がいいから、そのつもりで頑張りなさいね、頑張りなさいねと。また後から足して、さらに、しかしあなたの仕事は乗客を大事に大切に運ぶというのを忘れてはいけないんですよ、ということをもたまたま最後に付け加える。これが育てるということなんです。そういうふうにして育てたらああいう事故は起きないんです。これも教えるのと育てるの間違いなんです。だから、このことを変えることによって教育は幾らでも変わっていく。

時間がありませんからちよつと省略しますけれども、よく新聞なんか見ていると、親子で殺しつこしたり友達同士で殺人事件を起したり何かしている。そうすると、新聞、マスコミを見ているという、あんなにおとなしくてあんなに素直でいい子がとか書いてある。素直でいい子が人を殺すわけがないんですよ。あれは見掛けの素直さ、ちよつと説明が長くなるといけませんから省略しますけど、見掛けの素直さということと真の素直さを間違っているんです。親はうるさいことを言いながら素直にしようとするものだから、怖さで身に付けた素直さなんです。だから、あれを見掛けの素直さというんです。親の錯覚なんです。だから、本人は本当に素直じゃない。

本当の素直さは、反抗させながら素直を教えるんです。省略しますけれども、反抗させながら教えていく。そうしていった素直さは、これが真の素直さなんです。初めは親の素直さをまねがて情緒であれしていきますけれども、そのうちに親のすることを見ていきましたけれども、このうちに親のいう、説明するとか長くなるから省略しますけど、この真の素直さというものは反抗によって育てるといふか身に付けさせるんです。だから、子供に反抗するな、いたずらするな、けんかするなとよ

く言う。そういうふうな育て方をしたらば、これは反抗しないんですから、本当の素直さを教えるチャンスがないんです。

いい子というのは、いたずらしたり、けんかしたり、反抗する子供がいい子なんです。議論するときでも、相手と意見が違うから、ああじゃないこうじゃない議論するでしょう。元をたせば反抗心なんです。反抗心があるから発想するんです、人間は。それを今の子供は、みんなそういうふうにして、けんかするな、いたずらするな、反抗するな、まるでペットか何か育てているようにやる。ペットと子供がもうごっちゃになっているんです。あのペット教育と盆栽教育、枝を切つてしまふ盆栽のように格好よくつくる、あれは全部駄目なんです。それが現状なんです。

ですから、もうこれでやめますけれども、要は何をどうするかということ、現在も続けている教育、教えようとする考え方の教育を、育てるんだという考え方を普及するんです。

私は、これでおしまいにしますが、実際に現在川崎でもこういう話を、いわゆる教育の原点として、心から伝える言葉、心言葉、それから育てる心、これを中心にして大分もうこの二年間ぐらい話しています。こんなことに気が付いたのは二年前です。みつともない話ですが、私も二年前に気が付いた。それまでの間は自分でも、皆さんと同じように、そうだろうと思うが、何となく子育てし、何となく教壇に立っていたんです。今の先生だつて何となく教壇に立っているんです。これが教育だと思つて、分かっているんです。私がかつたのも二年前ごろなんです。

なぜ私が二年前ごろになつて気が付いたかという、私の教え子には一人として世間を騒がせているような子供はいないんですよ。練馬の鑑別所に行つた男は、そこから僕に手紙をよこしたから出てきてから指導してやつて、今は東京で会社の社長をやつていますよ。だから、僕に言わせると、全国の教師が僕と同じような年代のときに全部やつてきていたら日本にはワルは一人もいないはずなんです。刑務所なんか建てる必要ないんです。それが僕の、暴論だが、それに確信があるんです。ですから、栃木県の大田原市に行つたりあつち行つて講演してきますけれども、みんな言つてくれることはこういうことです。もう二度、三度と同じところで行くところもあります。何て言うかという、もつと早く聞いておけばよかった、もう三十年も早く生まれておけばよかった、若い人や先生にも教えてやつてくれと、こう言うわけなんです。

以上です。これが現状なんです、とにかく育てる教育に日本の教育を変えてください、皆さんの力で。それが私からお願いしておきたいことです。

ちよつとオーバーしましたが、失礼しました。○委員長(狩野安吾) ありがとうございます。次に、三上参考人、お願いいたします。三上参考人。

○参考人(三上昭彦) 明治大学文学部の三上昭彦と申します。今日は貴重な機会を与えていただきまして感謝いたします。

以下、座つてやらせていただきます。お手元に「教育関連三法案」(内閣提出)等に関する意見(要旨)というのがあります。でも、これは要旨というよりも、私自身の覚書というふうなものです。

今日、意見の陳述を依頼されて、最初から十五分というふうなことは事務局から言われておりました。七本か八本の法律案を十五分で何するかなど、最初ちよつと分かりませんでした。私のような大学の教員というのは、もう三十年余りやつていまして、大体九十分が一単位といいますが、それが習性になつていまして、皆さんのような政治家の方々は、あるときは三分で、あるときは五分で、あるときは十五分できちつと本質といえますか、要点をとらえてお話しになるといふ特異な才能を持たれているんじゃないかと思ひますけれども、やっぱり私などはそういう意味ではちよつと不器用かなというふうに思ひました。

それで、ともかくも内閣が提出された三法案だけでも目は通さなきゃいけないというふうに思ひまして、必死に通していつて覚書を作つていました。したがつて、こんなものをやつても仕方ありません。私の前に御意見を述べられたお三人の方が比較的触れなかつた法案であります地教法の法案を中心にしながら私の意見を述べさせていただきますというふうに思ひます。

ただ、その前に、第一ページにあります「教育関連三法案」を徹底する特徴と問題点」というふうに一応書いておきました。これは委員の皆さんの前で改めて言う意味もないことでしょうかけれども、内閣提出の三法案を見ますと、いずれも提案理由説明のところ、教育基本法の改正の趣旨、あるいはその改正を踏まえて、及び中教審答申等を踏まえて、こう書かれています。その等というところは、言うまでもなく、今盛んに活動をされている教育再生会議の強烈なインパクトをやつけれども、そういう形で立案され、上程された。そういうことですから、当然、三法案はその限りで改正教育基本法の趣旨を言わばこの下位の関係教育法に具体化していく最初の第一歩ということ、提案者の政府・与党の方々、当然そういうふうにかえられていくというふうに思ひます。

これは、まだある意味では序の口ということになるのかもしれませんが、つまり、教育基本法を改正するという、教育の根本法である教育基本法を改正するということは、その根本法たる新教育基本法を利用して、これまで極めて不安定な状況に置かれていた行政立法法あるいは告示などの形式の中で規定されていたものを晴れて教育基本法、教育根本法に規定し直すことによつてその強制力といえますか、それを使つて現行の教育法体系、制度を再編するといふ、そういう戦略といふか、構想だろうというふうにかえられます。その限りでは、私は教育基本法の今回の改正には極めて批判的であります。

それをここで言っている余裕はございませんけれども、我々教育法なり教育行政の研究者から見ますと、一言言えるのは、今回の改正は近現代の教育と法との関係という原理から見ますと、明らかに余りにも法が教育なり道徳ならずとも、明らかに踏み込み過ぎています。言うまでもなく法と教育の決定的な違いは法が強制力を持つということとであります。結局その部分、我々は長い長い近代公教育の中でそういう言わば法なり、そのときには法というよりも勅令及び行政立法、省令でありましたけれども、それが教育に踏み込んでいくというそういう長い歴史をも十分持つてきたわけです、およそ六十年前になつてようやく一般の欧米の先進国と言われた近代の教育と法との関係といふようなものになつたわけですから、それがいよいよ六十年たつてベクトルは逆方向といふすか、つまり再び法が教育を強く統制するといふそういう状況をつくつたのが今回の教育基本法改正の一つの側面であるといはなくてはなりません。

それと同時に言っておきますと、今回の教育関連三法案を通じて基本的なベクトルということを私は読んで感じておられますけれども、あえて教育再生という言葉を使うならば、教育再生と教育を創造していく、その根本的な本源的な力といふかエネルギーといふか、そういうものをこの教育関連三法案はいずれも、それをこう引き出す、御存じのように、ラテン語で教育の原語、エデュコーというの、引き出すといふのがつまりエデュケーション、エルツインクになつていく原語と言われていますけれども、それを引き出すのではなくて、むしろその根源的な力を抑圧するといふか、それも根源的な力といふのは子供自身の中にある力、あるいは教職員の中にある力、あるいは地域住民の中にある力、あるいは自治体、教育委員会、つまり教育にかかわっている諸アクターといふか、そういうそれぞれ持っている力を私は引き出すんじゃないかと、やっぱり押し、何といふか、殺すといふとちよつと語弊がありますけれども、そういうベクトルを

持っているといふふうに思っているわけですから、そういうあれから見まして、三ページに地教法の法律の改正案について若干の意見といふようなものを述べてあります。

皆さん御存じのように、地教法に基づいて今日の教育委員会制度、一九五六年から既に五十年で、もう半世紀がたつたといふこととあります。その改革ですね、つまり任命制教育委員会制度と言われる地教法の下での地教法体制の改革の必要性が政府関係の審議会と初めて正面から政策課題に挙がったのは、もうこれも二十年前のこととあります。いわゆる臨教審の第二次答申の中で政府関係の審議会としてこれだけ厳しく実態を指摘したのは私は初めてでした。恐らく初めてだったと思つています。つまり、地域の教育行政に直接責任を持つている合議制の執行機関としての教育委員会は、その使命感とか自主性と主権性という本来の機能を十分發揮しているといふのは、なかなか厳しい指摘をやつて、その再生と活性化は国民的な課題だと、こういうふうに述べたわけでありました。

けれども、ただ、いずれにしても教育委員会制度といふのは確かなかなか難しい諸要素、複雑な諸要素を持つていてということになります。

今回の改正点について、法案では大きく五つぐらゐの分野に分けて展開されています。一つは、教育委員会の責任体制の明確化ということ、改めて地方教育行政の基本理念といふようなものを規定していますけれども、この規定は、ずつと一貫して教育委員会制度の戦後の歴史をフォローしてきた私から見ますと、やっぱり教育の、地方自治の原則とは教育が基本的に地方の自治事務であるといふふうな、そういう根本的な部分ですね、それから教育委員会の本来の理念、一口で言えば公正な民意によつて地方の事情に即した教育行政を行うといふようなこと、こういうふうなものにはほとんど触れてないといふこと、非常に格調のない理念が規定されています。それから、教育長へのこの事務の委任を禁ずるといふ、で、合議制の教育委員会が自ら管理執行する必要がある事項を規定しているんですけども、これは見方によつては何か余りにも教育長に委任し過ぎといふ現状への批判のようにも取れますけれども、よく状況を合わせてみますと、やっぱりこれは今日の教育長中心の教育行政を現状よりも更に促進させていく、つまり逆に合議制の教育委員会の形骸化が強まる可能性の方が強いといふふうには私には読めました。

結局全部を共同設置するといふことは、まあこれは分かりやすいことですから、住民から教育委員会、教育行政が遠ざかつていくということになるわけで、教員人事の協力連携とか指導主事の共同設置などはわけが違つていまして、これはやはり非常に慎重でなさいいけないし、私は余り強く賛成はできないといふこととあります。

それから、教育委員の研修の問題を今度は国や府県が乗り出してやろうといふのが規定されています。これもまた、やはりさつき冒頭に言つたように、まあ国や府県はそれこそ自負があるのかもしれませんけれども、こういうことをやつては自治は育たないといふ明確なこととあります。どうしてこういう発想がすぐ出てくるんだらうかと、この繰り返しであります、教育委員会制度について見ますと。

時間がなくなつてきました。教育における地方分権の推進、私はこの弾力化といふのは大変結構で、前から私たちもそういうふうになつてきました。六人以上とか三人以上とか、大いにそれぞれの規模、必要に合わせてやるべき必要でしよう。

しかし、私は、教育委員会の歴史を見ますと、やっぱり今の形骸化しているとか活性化しなさいいけないといふ根源にあるのは、やはりこの教育委員会の三つの重要な部分、つまり特にその中で教育委員に住民代表性といふふうなものが付与されていない、あるいはそれは権威といふ人もいますし、その部分が一つ極めて重要な部分としてあるといふことです。どこの教育委員会を回つても、一生懸命やつていられる教育委員であり教育長であつても、やっぱり首長です。首長及び議会の方、特にとりわけ首長の方を気にしてその意見を上回ることとはほとんどできないですね、現実的に、といふふうには思つておられます。

積極的な解釈もあるようでありませけれども、これは相当慎重に、いかなる状況、いかなる事態、過去の事例も含めてこういうケースがイメージできるのかということを確認して御議論をされる必要があるというふうに思います。

ちょっと時間が回りましたので、やや中途半端ですけれども、これで終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございます。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。各参考人をお願い申し上げます。

御答弁の際は、委員長の指名を受けてから御発言をいただくようお願いいたします。

また、時間が限られておりますので、できるだけ簡潔な御答弁をお願い申し上げます。

○中島啓雄君 自由民主党の中島啓雄でございます。今日は、お忙しいところを参考人の先生方には御出席いただきまして、大変示唆に富む貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。お一人十五分というので大変短い時間で恐縮でございます。

では、座らせていただきます。各先生方にそれぞれお聞きしたいと思うんですが、今の教育の問題、いろいろな課題があるわけですが、一つ日本全体として大きな問題は、少子高齢化、人口減少という問題だと思っております。今一億二千七百万人の人口が二〇五五年には九千万人ぐらいになるだろうと。それはそれで、ある程度コンパクトになった方がいいのかもしれないんですが、問題は、私、生産年齢人口がそれより非常に速いスピードで減少をしていくと。人口の方は二〇〇五年から五五年で年率にしますと〇・七％ぐらい減っていくんですが、生産年齢人口たる十五歳から六十四歳の人口というのは一・二％ぐらい減ってしまうと。そうすると、仮に生産性

が向上せずかつ労働力人口も増えないとすると、毎年一人当たりのGDPは〇・五％ずつ減る可能性があるということ、そういう意味でも非常に人間力を高めていくというのは今後の重要な課題だと思っております。

それで、学力、まあ学力を高めるだけが教育の目的ではないんでしょうが、学力という面で、PISAの調査とかTIMSSの調査というものをしてみると、やっぱりどうも低下の傾向はほぼ確かなのではないかとということから、近年における学力低下の原因と、その対応策として何をやっていいかということのを、ポイントを一つか二つに絞ってお聞かせをいただければ大変有り難いと思います。荒瀬参考人から順次。

○参考人(荒瀬克己君) ありがとうございます。御指摘でございますけれども、やはり私は知識の、指導する量、幅の減少ということが非常に大きな問題であるというふうに思っております。ただ、その知識というのを単に入れ込めばよいというものでももちろんないわけでありまして、その知識をいかに活用するか、そしてその知識を、活用の経験を通して自らが課題を設定してその課題に取り組んでいくか、そういう子供たちを育てなければいけない。それはやはり体験に基づく形で育てていくべきだということも思っております。

いろいろな課題が指摘されておりますけれども、その意味では総合的な学習の時間というものをいかに活用するかということがこれからの学校の課題であろうかと思っております。総合的な学習の時間というのは、知識のきっちりとした定着なくしてはその内容が深められません。その部分をしっかりとっていくことが大事だと思います。

ところが、高等学校レベルでいいますと、その総合的な学習の時間をほとんどやっていると、いわゆる大学進学などに影響が出るのではないかとこの危惧があります。しかしながら、堀川高校で実際にやっております形でいいますと、総合的な学習の時間、そういったいわゆる教科の学習ではない学習、堀川高校では探究基礎とか総合探究と

いった名称でやっておりますけれども、それをやるばやるほど生徒たちの学問あるいは将来に対する意思というものがしっかりとまいります。すなわちモチベーションが高まるんだというふうにも思っております。結果、進学の結果というふうにも決して落ちていくということにはならないというふうにも思っております。

ですから、冒頭に申しましたように、知識をきっちり身に付けさせる、そしてその知識を単に知識の、言ってみたら枯れ草を集めたんじゃないやなくてそれを活用する、その経験を通して自らが主体的な学びというものを自らの中から引き出していく、それが大事だと思います。

私は、教育は内発を促す外発だというふうにも思っております。外発を否定するところの教育というのは成り立たないというふうに思っております。もちろん目指すところは内発であります。その内発をいかに引き出していくかということが重要だろうというふうに思います。

○参考人(岩田康之君) 先ほど申し上げましたように、私の専門は教員養成の研究でございますので、主に教師の在り方ということから今の御質問にしてお答えしたいと思います。

例えば、私の用意いたしました理科離れの雑誌の原稿があるわけですが、その後半の方に、教員になる大学生が実は理科全部やっていないという、そういうことが調査として出ております。実はこれは一九八〇年代、先ほど三上参考人の御発言にありました臨教審以来の自由化路線の一つの結果であると思っております。つまり、画一メ

ニューを押し付けるのではなく、個人の興味、関心に応じて学習内容を選択していくということ、これはすばらしいことだろうと思っております。いざ教員になる人の力量形成ということを考えてときに、やはりある科目の内容と内容のものに対して全般的な知識を持っているということは必要だろうと思っております。その辺が、高等学校の自由化の中で、大学入学時点で、例えばその理科でも四つ

やっていないという若者がほとんどになつていく。そのところが恐らく教員になる人の基礎学力のむらとなる、それが子供の指導力に影響するというふうな流れでとらえております。

その一方で、新しい学力観ですとか、それから既存の記憶的な知識だけではなく、それを関連付ける課題発見的な知ということも言われておりますが、そこを担う教員というのがまだ十分に育っていない、そのちぐはぐな状況というのが学力低下というものの背景にはあるだろうというふうにとらえております。

それからもう一点は、その自由化、多様化ということにかかわりまして、やはり格差が拡大したということがあろうかと思っております。これは進学校が進学実績を上げる陰で教育困難校というのはまた深刻な問題を抱えるということがございます。その教育困難校の抱える問題というものを正面から引き受ける教師、それをサポートする仕掛けというものが、実はその多様化というものの陰で、エリート養成は重視されながら、実は教育困難校の方は本気で考えられてこなかったのではないかと、そういう面も否定できないだろうというふうにも考えております。

以上です。○参考人(内藤宏君) 私が、いつも考えていることは同じことなんです、とにかく子供を育てることなんです。育てる教育をしていけば、そのときに子供にはやる気とかあるいは意欲とか根性、そういうものが身に付いていきます。それが身に付いていけば、何をしろ、かにをしろ、勉強しろ、何しろと言わなくても、本人がやる気だから幾らでも伸びていくということです。

それからもう一つは、学校の勉強ということよりも独学の方が人間は伸びるんです。だから、余り学校教育にこだわら過ぎるということも良くないということなんです。

○参考人(三上昭彦君) 今の御質問は三十年ぐらいの教育学らしきものやってきました私にとっても非

めるのは二〇一二年ぐらいからですね、ほとんどの方が修士で。それで、教員は百万人いるわけですから、毎年二万人程度の修士が入ってきて、それから、もちろん、大体三十歳ぐらいの教員に對して追加的な教職大学院での修学というものを考えておりますので、それと相まって、二〇二〇年ぐらいに大体半分ぐらいに、いわゆる修士の比率と学士の比率、もちろん免許制度は検定制度によってちゃんと旧免許体制から新免許体制に移し替えますけれども、実態として申し上げますと、修士卒と学士卒の比率は十五年たった二〇二二年でもほぼ半々、恐らく二〇三二年ぐらい、二十五年後ぐらいにおおむね修士という状況になって、完全修士となるのは恐らく二〇四〇年を超える、このぐらいの先の話を私たちが、それぐらいやはい一つの制度を変えようというのには時間が掛かると、こういうことでございます。

実は私、この六年間、文教科科学委員会に所属しております。既に法科大学院の設置に基づく正に法曹制度のいわゆる制度改革、それから薬剤師の六年化、この二つの作業をさせていただいたわけでありまして、いづれにしても、こうしたいわゆる職業と免許制の改革というのはそれぐらいの大変なことだなど。逆に申し上げますと、先生からもお話ございましたように、六十年ぶりに教育基本法の在り方を議論する、こういう大きな時期でないとこれぐらいの大改正はできないわけでありまして、もちろん当然これに伴って様々な社会資源も投入をしなければいけない、こういう議論をする私は大きなチャンスだと思って、修士制への移行と、こういうことを打ち出したわけであり

ます。それで、お伺いしたいのは、ですから、民主党案として、当分の間といいますか、二十年近くは学士、修士併存型なわけですね。修士に移行するといつても、この当分の間は学士、修士併存型でございます。そこはもちろん御存じの上で御議論いただいているんだと思いますが、あえて逆に言うと、学士を残さなきゃいけない理由というんで

すかね、私たちは二〇四〇年段階では全部修士にしましよと、こういうことを考えているわけですから、上級免許と下級免許の割り振りの考え方は私たちがほぼ同じ考え方というか、非常に今日のことも参考にさせていただいて、同じような方向で対応していったらいいと思っております。で、そのところの議論は全く異なるんじゃないんですけれども、先生は、完全修士型を目指すというよりも、仕上りの二〇四〇年の段階においても併存型というようなことかなというふうにも聞かせていただいたんですが、並列型ということで聞かせていただいたんですが、その理由をお教えをいただきたい。

確かに、よくフィンランドの例を私たちが引くものですから、フィンランドは小さいからと、こういう話があります。しかし、フィンランドというのは大体面積においても人口においても北海道と同じでありますから、もしも日本の国のサイズが大き過ぎるので本来望ましい修士制というものが導入されないということが理由なんであれば、教育行政というものを完全に道州制にゆだねればいいという話でありますから、日本じゅうがすべてフィンランド並みに道州制のサイズにすれば、フィンランドが可能だということであればそういうことなんで、それは地方分権の議論にゆだねればいと思っております。その辺り、先ほど少しお時間もなかつたのではしよられたと思っておりますので、この教員基礎資格についていろいろな分析をされていらつしやいます。私の御質問と、加えて、先ほど説明をもう少しされたかつたところもあるんじゃないかと思っております。岩田参考人にその辺りのところをお願いを申し上げます。

○参考人(岩田康之君) 十分な資料が手元にございませんで正確なお答えになるかどうかは分かりませんが、答えられる範囲でお答えいたします。ちょっと私の考えといたしまして、基本的にはやっぱり現在の開放制の教員養成というのとは大切だというふうに思っています。これは、たとえ一

けた多い教員の供給がなされているという実態があるにしても、豊富な人材を教育界に向ける手段としては非常に有効だろうというふうに思っています。ですから、この教師予備軍といいますが、教育に関心を持つ市民というのは今後も大事だろうというふうに思います。ただ、それを正規のライセンスという形で保証するかどうかは、今後に検討の余地はあるかと思っております。

ただ、私がただ単にすぐに日本の教員資格の基礎を修士に置くということを考えておりませんのは、一つには、やはり修士をベースにするという段階の開放制ということが崩れていく。やっぱり教員予備軍といいますが、教員の仕事に興味を示す大学生というののリソースを減らしていくことになるだろうと。実際に修士レベルで教員養成を行える機関というのはそれほど多くないだろうということがまずあります。

それからもう一つは、民主党案ですと、教員の初職に就く年齢が随分高くなります。これは、専門性ということを考えて、長期の養成期間を必要とするのはやむを得ないことでもあります。一方で、児童生徒を指導するに際しての若さといいますが、これは教師の貴重な力でもあります。それがたとえ未熟さを含むものであっても大切だろうというふうな考えをしております。ですから、いたずらに年齢が高ければよいというわけではないというところは、例えばドイツなどの例を見ても分かるだろうと思っております。

それから、そうしますと、当面は修士修了の教員と、それから学士の教員との混在ということを前提に私は考えたいというふうに思っているんですが、その際特に重要なのは、やはり学士のレベルではこれだけのことをやる、修士のレベルではプラスアルファしてこれだけのことをやるというふうな双方の内容の腑分けとそれぞれの充実だろうというふうに思います。例えば、私も教員養成大学で教員養成をやっておりますと、教科指導のところというのは学部段階である程度面は見られます。ところが、学

級経営ですとかそういうことになりまして、どうしてもやはり短期の実習と学部教育だけでは十分な力を養うことはできません。ですから、その部分というのは、例えば一定の経験の後に修士レベルの実践的な教育機関で行うというのは一つの合理性がある考え方のように思います。

ただ、そのとき少し考えなくてはいけないこととしては、日本の教員というのはヨーロッパやアメリカでいうプロフェッションとしての教師というのと若干違う側面があるというところだろうと思っております。つまり、教師というのは英語に訳すとティーチャーですけれども、日本の先生方というのは、実はティーチ以外の仕事というのをたくさんお持ちになつていて、そちらの方が日本の教育問題の一番重要なところなのであります。

ですから、その教師像の違いというものを踏まえた上で、学士課程あるいは修士課程の教員養成教育の充実を考えていくことが重要だと思っております。

以上です。

○鈴木寛君 ありがとうございます。

私たちが、ペーパーティーチャーは無駄だったのかという御議論は、むしろ貴重な蓄積だといふふうに思っております。例えばコミュニティ・スクール、これはいろんな定義がありますが、これも、要するに地域ぐるみでいろいろなボランティアの力あるいはアシスタントティーチャーのような力も活用しながら教育力を上げていくということも一方で推進をしておる際に、例えばペーパーティーチャーの地域住民のボランティアの方々がある地域で教育力を支えていただいているという事実はございまして、かつまたそういう方々をもっと積極的に活用していきたいというのがコミュニティ・スクール構想の背景にもあるわけでありまして、日本の教育学、学士段階における教育学の教育というのは、より力を入れていきたいと思っております。

これは薬学のとときの議論も同じで、日本人に薬理とか病理とか生理についての社会全体のリテラ

シーを上げるためには薬学教育も重要だ、あるいは法学の話でもそうで、リーガルマインドを持つた人が世の中に多く輩出をされるということは非常に重要なことだと思っておりますし、とりわけ最近、最も就職がよいのは、東京大学の法学部ではなくて東京大学の教育学部であることから分かれるように、いろいろな組織を運営をしていこうとしたときには、実はその教育学の素養を持った人材というものは、学校のみならず企業でもあるいは社会でも地域でも、ありとあらゆる現場で求められているということは、私も、恐らく岩田参考人も共有しております、そういう意味で、日本人全体が教育学あるいは教育心理とか発達といったことについての素養をしっかりと身に付けていたかどうかということは、これは我々も大いに奨励したいと思っております。

ただ、開放制といった場合には、正に教員免許をその人たちに付与するのかもしれないかと、こういう議論も絡んでくるわけでございまして、その中で、あえてそうした教育学部、学士卒に対して、ですから結局プロフェッションの水準をどこに置くかということだと思っております。そういう教育学部を出た人たちが学校現場にいいチームリーダーの一員として入り込むことは、これは大いに結構だと思えますし、そのことは絶対必要だと思っておりますけれども、そのチームリーダーというものが恐らく教員だと我々は考えているわけでありまして、そうしますと、岩田参考人がおっしゃったチームを率いる力とか、あるいは教育事務といったときにも、単なる事務能力ということではなくて、やっぱり教育とは何なのかとか教育現場は何なのかという、やっぱり教育学部を卒業した方々が教育事務とか教育行政に携わるといことも重要でありますので、そうした中でプロフェッションという御議論を是非、さらに、今日も非常にいい議論をさせていただきましたので、今後お願いをできればと思っております。

ちょっと時間もなくなりましたので、まず荒瀬参考人にお伺いして、もしも時間があれば、後で

岩田参考人からまたコメントをいただきたいんですが。

荒瀬参考人に、私も門川教育長と大変懇意にさせていただいておりました、堀川高校の本当に実践にはもう敬服をいたしております、今日お会いできて大変有り難いと思っております。正におっしゃったようにパイロットだと、こういうことでありまして、京都市としてはこれを京都じゅうにということでございますが、私も私としてはこれを日本じゅうに広めたいと思っております。

それで、そのためにはやはり、先ほど見えない力をはぐくむためには見える力ということ、これもおっしゃるとおりだと思っております、私は、日本の教育現場で、本当に見えない、私も規範意識も必要だと思っております。しかし、この若者たちに規範意識とか高い志とかを身に付けていただくためには、やはり政府として必要な社会資源の投入、人員、人材あるいは予算とか、それからやっぱり、堀川高校もあれだけのハードウェアもすばらしいものを投じているわけですね。そういう営資源の大前提でありますから、それを教育現場にやはり投入をするということが私どもの仕事だろうというふうに思っております。

もちろん、そういった京都市の御努力による社会資源の投入と、そして現場の先生方のリーダーシップと、それからやはり京都市の場合は政令市でありますから、非常にガバナンスといえますか、意思決定がかなりスムーズにいきますか、現場と教育行政との距離が近い、この二者でほぼ多くのことが決めることができるという、そういうガバナンス上の特徴も有利な点もあるかと思うんです。

それで、お聞かせいただきたいのは、例えば人数とか、堀川高校のようなすばらしい教育現場をつくっていくには、やはり一校当たりといえますか、どれぐらいの社会資源、人、物、金が必要なのかと。それを、あと高校の数とかあるいは教育現場の数、掛け算をすれば、我々が財務省に対し

て頑張らなければいけない数字というのが見えてきますので、そのイメージを少しお教えいただければ有り難いな、教員数でありますとか、そうしたことでございますね、よろしくお願いいたします。

○参考人(荒瀬克己君) ありがとうございます。過分のお褒めをいただきましたが、いろいろ課題も一杯ある学校でもございまして、日夜取り組んでおります。

今御質問いただきました具体的な人数というのが、生徒数掛ける何・何倍とか、○・何倍とか、そういうことは、具体的にちよつとまだ出せると思いますか、学校の状況によっていろいろ違うと思います。実際にどういうカリキュラムを組んでいくのかということが学校の一番の仕事でありまして、そのカリキュラムを組んでいく際にどういった人数が必要になってくるのかというのは、それぞれの学校の状況に応じて出てくると思います。その数字を教育委員会が出せるような、そういったことが可能になれば、これは本場にすばらしいと思います。

先ほど御議論の中に出ておりましたけれども、理科を十分に学んでいない人が小学校で理科を教えている可能性があるということでありまして、それならば小学校に理科の専門の教員を入れればいいわけですね。そういう手だては、具体的に何をすればいいかというのは非常に明白な状態です。今あります。それらが解決されていくような教育政策を取っていただけると非常に有り難いというふうに思っております。

うちは、教員は数が多い学校に比べれば多いのですけれども、実際のところ、しかし、じゃ、教員は楽をしているかといえますと、そんなことはございません。朝七時から夜は十時まで、どうして十時までと申しますかといえますと、十時に機械警備を入れます。ですから、十時にはもう帰らなさいということになります。生徒がいる間というのは、教員は生徒と接する仕事です。生徒が帰ってから、教員が、生徒と接しない、生徒

と接するための生徒には見えない仕事というのがするわけです。それは非常に多忙です。手間はもう本場に学校は十分に今掛けていると思えます。これは何も堀川独りではなくて、いろんな学校でそういうお取り組みはなされていると思えます。それを少しでも緩和していただけるような、少しでも生徒と向き合う時間を増やしていただければいいな、そういった手だてを是非お願いいたしたいと思っております。

○鈴木寛君 ありがとうございます。

岩田参考人、もしも。

○参考人(岩田康之君) 教員の、教育学の素質を持つ市民の社会的な活躍ということですから、これも、これは、ありとあらゆる場面で広義の教育学というのは私は必要だというふうに考えております。

ただ、そのことと学校で児童生徒を教えるライセンスを持つということとは、やはり区分して考える必要があるように思います。これはやはり公教育を支える人材ということで、一定の教科及び教育に関する経験に対して公的な認定を与えるということですので、そのところは考えていただきたい。

ただ、有資格者でありながら教職に就いていない人材、いわゆるペーパーティーチャーの中には、どうなんでしょう、これ条件を整えさえすれば、学校若しくはそれに近いところで働ける可能性のある方というのは相当にいらっしゃるだろうというふうに思います。例えば看護師ですとか保育士などの世界では子育てを終えた中年の方が復帰するということも、あるいは初めてその職に入るといふようなことが間々あります。それが教員にないのは、少ないのはなぜだろうかというふうに考えてみることも今後の課題として重要だろうと思えます。

○鈴木寛君 じゃ、終わります。時間でですね。

○鰐淵洋子君 公明党の鰐淵洋子でございます。四人の参考人の皆様、本日はお忙しい中、大変に貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

早速質問させていただきたいと思いますが、まず内藤参考人と荒瀬参考人にお伺いをしたいと思います。お二人は長年児童生徒とかかわってこられたということで、是非、ある実態調査を基に御感想という御認識を伺いたいと思っております。

先日、一般紙に携帯電話をどのように使っているか、それを日本PTA全国協議会が中学校二年生と、あと小学校五年生、またその保護者の方ということで、計一万人の方に実施、意識調査をされたということございました。

その結果によりますと、携帯電話をどのように使っているか、携帯電話を使って親子で会話をしているのか、そういった調査でございまして、それに対して中学生の保護者の方、親御さんの方は約九割の方が携帯を使って子供と話している、そういう認識を持っているということでございます。それに對して中学生自身は、五割以上が親と話していない、こういった認識を持っているということ、親子間の認識のずれということでその結果が浮き彫りになっていたわけでございまして、この結果に対して日本PTA全国協議会のコメントは、子供を信頼することは大切だが、認識にギャップがある現実を直視し、携帯電話の使用内容に一層の注意を払ってほしい、こういったコメントが載っております。

私自身は、親と子供のこの認識のずれというのは、ただ単に携帯電話の使い方だけではないと思っておりますけれども、この調査は携帯電話を通じての親子の認識のずれという実施調査が出たわけですが、この認識のずれについて、それぞれ先生方のお考え、また御感想でも結構ですが、ありましたらお伺いをしたいと思います。

○参考人(内藤宏君) それは言葉の使い方、会話の仕方が間違っているんです。要するに、我々はお互いに会話をしますね。そのときに、例えばの話が、おはようございますと云うことがあったときに、おはようございますという言葉は頭に入っている。しかし、それを乗せている響き、このお

はようございますという言葉に響きがありますね。言い方を、おはようございますと云うのと、おはようございますと云うのと違いますからね。この響きは、こっちの心の方に入っていくんです。だから、親は、携帯であつてもなくても何でもそうですが、親の方は話をしていると聞いているのは、恐らくそれは自分の言葉を伝えていると思つてゐる。だから、自分は話しているんだと思つてゐる。その認識にギャップがあるというふうになつてゐると思つてゐますが、それは、そこにあるんです。子供はじゃあどうかという、言葉で聞いているのではないんです。その、親の話したその言葉の響きを聞いているんです。

ですから、もう少し具体的に言ひましようかね。例えば、あなたは何でお利口さんなのと言つた場合に、あなたは何でお利口さんなのと言へば、ああ、利口なのかなんていつて思つたかもしれないが、あなたはなんてお利口さんなのと言つたら、あ、これは利口だなんて言つてゐるけど、本当はほかだと思つてゐるんじゃないか、こうなるわけなんです。それは、響きは利口だと言つてゐないからなんです。

だから、その場合に、九〇に対して九〇じゃなくして半分近くというのは、中には偶然響きも両方良かった会話をしている人もいるんだらうし、そうでなくて、言葉は当たり前だが響きの悪い言葉を使つてゐる。そうすると、子供というのは我々大人よりは情緒が豊かですから、我々は響きなんて余り感じないで話しているくせに、子供はどつちかという情緒でとらえるんです、言葉を。だから、響きが悪いと、その悪い響きに対する感情で子供は答えるんです、嫌な感じというふうになり、脳はそういうことを忘れない。だから、お互いに会話が通じ合わない。これは今の社会で親子が殺しつこしたり何かしてみんなやつてゐるの、は、もとはこの会話ができていないということ、言葉が崩壊しているために社会が崩壊している。

だから、この先、今さつき育てる教育と言ひましたけれども、あれを回復させていくのには、同時に言葉の崩壊を立て直さなかつたら教育改革など

はできないんです。こんなことを全部もう講演して歩いていけませんけれども、今の場合は、漢字で書いたところの言葉と、その言葉を運んでいる響きの違いだと思います。だから、そのところがコメントでできなかったから細かく書いてないだけども。

だから、昔は読み書きそろばんなんて、そろばんは計算ですけれども、読み書きそろばんと言つていたけれども、これからはというよりも、今からでも読み書き話そろばんといつて、話すを入れないや駄目なんです。だから、スズメがあんなに仲よく遊んでいるのは、あれには三十ぐらいの言葉がある。スズメはスズメ同士、スズメの言葉を遊ぶからスズメらしくなると、こんな当たり前の話なんです。だから、そういう響きを大事にして会話するということをやはり普及しないといけないと思ひます。

答えになつたかどうかよく分かりませんが、失礼しました。

○参考人(荒瀬克己君) 一般的に言ひまして、子供と大人、あるいは子供と親、生徒と教師の間には乖離があります。ですから、自分の子供のころのことを考えてみましても、すべて親に言つていたかという、そんなことは全然なくて、秘密の基地があつたりとか内緒事があつて、その内緒事を共有している仲間の方があつて、その内緒事に基づく大事。でも、それは親によつて見守られてゐるからなんです。

最近、私が非常に心配いたしますのは、具体的な行為として出てくる現象を、親はあるいは大人はあるいは教師は見張つてばかりいて、本当のところ、見守るという行動になかなか徹することができないということがあるんじゃないかと思ひます。確かに、悪意の大人が一杯いて、外で遊ぶこともできかねるといふふうな状況があるのは事実でありますけれども、しかしながら、その中でどんなふうな工夫をしていくのかというのが今大人に問われているのではないかとことを思ひます。

携帯電話も、ちょっと極論を申し上げますと、バイクもあるいはたばこも、そういったものは子供にとって有害であるならば有害であるということと対処するべきなんです。もし本当に有害であるということが第一義的にあるのであればと私は思ひます。でも、たばこは大人が吸つてゐるし、バイクはバイクで、私は必ずしも子供がバイクに乗ることについて猛反対をしてゐるわけではありませぬけれども、携帯電話もわかりであります。そういう状況、そういう時代の中で子供たちが生きてゐるといふのはもう事実であります。その中で、じゃ大人はどうしたらいいのかということが必要になつてくると思ひます。

子供と携帯電話で親が話しているというその認識自体が非常に驚く話であります。私は妻とメル友でありますけれども、こういう事態が大変驚くべき認識でありまして、本来面と向かつて、フェイス・ツー・フェイスで話すということが原則としてあるわけだと思ひます。その原則が、携帯電話になつたところで通ひ合つてゐると思つてはいるかもしれないけれども、やはり人間というのは目と目を合わせて相手の体温を感じるようなところで話しかつてゐるのが非常に大事だと思ひます。そういうのが、これは特別なことじゃ何でもない、当たり前のことだと思ふんです。その当たり前前の親子の関係、当たり前前の大人と子供の関係、当たり前前の教師と生徒との関係というのを築いていくことが大事だと思ひます。

ただ、子供には、冒頭申し上げましたけれども、子供には子供の都合があります。それは大人ではどうしようもない都合があると思ひます。しかしながら、良いことと悪いことの区別というのは、これはきちつと教えるというのが、これは大人の責任だと思ひます。私たちはそれが育てられてきたわけですね。その部分を子供の自主性だとか子供の主体性だとか個性だとかいふ言葉で逃げて、実際に指導しないというのが大きな問題だといふふうに思ひます。

以上でございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

続きまして内藤参考人にお伺いしたいと思いますが、内藤参考人の方から今日もお話がありました。今、児童生徒に対して、教えるのではなくて育てていく教育が重要であるということでお話をいただきました。私自身も、やはり児童生徒にとつて教師また親というのは最大の教育環境でありますので、本当にこの存在は大変に重要であると思いますけれども、この教える教育から育てる教育に転換するに当たって、具体的には、ではどのように具体的に取組んでいけばいいのかわからないということも少しお話を伺いたいと思うんですが、岐阜県の方でこの教育改革を行ったというところで略歴の方にも載っておりますけれども、その具体的な取組でも結構なんですけれども、ではどうしたらいいのかわからないところ、その具体的なお話を伺いたいと思います。

○参考人(内藤宏君) 教える育てるです。岐阜県の方はモデルづくりに行つたんですが、悪口になるからよしとしよう。余り協力的でないし、ふまじめだから帰ってきたんですよ。だから、それはいい。今それを川崎で何とか、地元です。それから、市長がよく理解してくれているので、川崎で今やっているところなんです。

教える育てるです。今さっき話が途中になりましたので、素直ということと説明させてもらいますけれども、要するに、子供に素直ということ教えるときに、まあ省略して話しますが、あなたはお母さんの言うことを聞きなさい、お母さんの言つたとおりして欲しいのよとか、そういうふうな言い方が非常に多いわけなんです。これが押し付けがましいというんです。これが教える教育であつて、それで、教えよう教えようとするから自己中心の、自分勝手な物の言い方になつていくんです。子供はそれで、言うことを聞かないとまたしかられるから、今度は怖くなつて、お母さんが何か言うとは、はい分かりましたなんて言ひ出すようになるんです。それを聞く親の方は、ああ、やっと素直になつたんだわ、私の

言うことを聞くようになったと錯覚を起すわけなんです。

しかし、そうしてでき上がった素直を、前に言ったようにこれを見掛けの素直さというんです。本当の素直になつていない。子供は何になつていくかという、何だ、うちのおふくろというの、うしろせえんだとか、あんなうるさいんだから、素直にと言ふんだから、言うことを聞いて返事しておけばいいんだとか、いろいろそんなことを考えて、結局それを通して要領のいい子供をつくつていくんですよ、ずるい子供を。だから、教養として身に付いたのはずるい子供なんです。ちつとも素直でない。だから、素直でないから同僚を殺したりするわけなんです。いい子でも何でもありません。

今さっき言つたように、じゃどういふふうにして素直さをつくるかという、例えば小さい子供と一緒にこれからお使いに行こうといつてお使いに出掛けるとします。そうすると、子供は、まあ白い服を着ていたとする。子供はお母さんが白い靴出すと、いや、黒の方がいい。また白という黒がいい。こういうのは、これが全部反抗ですね。それは反抗させておいた方がいいわけなんです。それを無理に、洋服が白だから白にしなさいと言ふのが押し付けがましいので、これだみんな失敗して行くわけです。だから、教えようと思ふからなんです。この子を、この子に素直ということ身に付け、素直の身に付いたそういういい社会人に育てようと思つたら、無理は言わないんです。

無理言わないから、ここで、子供が黒と言ふと、ああそう、じゃ、あなた今日黒なんだから黒履いてきなさいと言つて、そんなに無理言わないで親の方が素直に、じゃ今日は黒を履いてきなさいと言ふんだから、子供は情緒で親のその素直さを見て、情緒で素直というのを最初に感じ取るんです。それからまた同じようなことやって、いつも黒履いていくの、どうぞと言つてやっていると、子供というのは格好付けて、たまには白履いて

ていつてやるかつて、こうなるわけなんです。そうしたら、そう、今日は白いのを履いていくの、じゃ履いていいたら、白い服と案外似合うわよなんて言ひながら履かせていく。そのときに、自分が白を選んだんだから、このときには意思によつて決めた。こうなつて初めて子供には素直というものが身に付いて、本物になつて身に付いていくわけなんです。これが、反抗を上手に活用した素直さなんです。この素直を身に付けた者はあんな人を殺したりそんなむちゃはしない、面倒なことは起こさない。こういうことです。そこが、教える育てるの大違いなんです。

僕もこの年になるまで、二年前ぐらいまでこの違いを正確に分からなかつたんだが、二年前ぐらいになつて初めてこれは、教える教育と育てる教育はこんなに違うんだということに気が付きました。それ以来は、これしか教育を改革する方法がないということ、二年間はこれだけを講演して歩いていくんです。どこへ行つてもみんな喜んで聞くんですよ。三度も四度も聞くんだから、いいんじゃないですかね。

その区別を、我々はうっかりすると、どこまでが教えるでどこまでが、似たようにやるとみんな錯覚を起すんですが、よく考えたら歴然と区別ができていくわけですね。だから、教えようと思つたら教えられないということを知つていればそれでいいんです。よろしいですか。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。荒瀬参考人にお伺いしたいと思います。

昨年末にも大きな社会問題となりました。いじめや未履修問題、こういった問題の対応の仕方とか対応の在り方によつてこの責任の所在がどうなのかということ、国や教育委員会また学校の在り方について様々な議論が行われました。こういった問題の対応もそうですし、そのほかの、今後学校をどういふふうにしていくか、どういった教育をしようかと思ひますが、そういったそれぞれ学校にお

て教育を進めていく上で、国また教育委員会、学校、それぞれ果たすべき役割というものがあると思ひます。

基本的に私は、この教育の実施主体は学校であると思ひますし、国や地方自治体はサポートする立場にあると思つておりますが、少し大きな話になります。これから教育また更にいい方向に進めていく上で、それぞれの役割の在り方、学校、教育委員会、国の責任の在り方、それについて、時間は限られておりますが、何かお考えがございましたら、最後お伺いしたいと思います。

○参考人(荒瀬克己君) ありがとうございます。未履修問題でございますけれども、高校教育に影響を与えるものというのはいくつかあるかと思ひます。一つは大学入試であります。もう一つは就職状況であります。もう少し述べましたら、高等学校に対する社会の見方というふうなことも言えるかもしれません。未履修問題が起きた背景は、多くの学校が大学入試という理由を理由に言つていふことからも、非常に大学入試の影響というのが強いと思ひます。

私、この件に關しまして非常に印象深かつたことが、中教審の教育課程部会の委員をしていふこともありまして取材をたくさんいただいたんですけれども、NHKが取材に来られたときに、直接高校三年生に取材をしたいということをおっしゃいました。その際にうちの三年生の生徒が取材に応じて、インタビューに応じて話をしたんですけれども、大きく三通りの答えを言いました。

一つは、同じ高校三年生で必修修とされている科目をやつた生徒とやらなかつた生徒がいる。受ける大学入試は一緒である。よつて、これはずるいと言ひました。本当に私は悔しくて仕方がないと言ひました。もう一つは、この後の始末といひますか手だてとして、補習を受けて単位の修得を行うということが決まりました。これは、受けた生徒たちは本当に負担が大きかつたと思ひます。けれども、そのことに対して言つた生徒がおります。どういふこと

を言ったかといいますが、単位を取るために勉強してやるのでしようかということでありました。三つ目の生徒の対応といえますのは、世界史のことを指して、自分は世界史は受験では使わないと。しかし、世界史を学んだことによつて非常に役に立っていると。そういう三通りの答えがありました。

私は、教育というのはこの三つすべてを認めていく仕事だと思っておりますけれども、確かに、そのずるいというのは正しい指摘だと思います。それから、単位を取るために学んでいるのではないというのも正しい指摘だと思います。やつたことが役に立っているというのは、本当にこれは正しい指摘だと思っております。

ですから、これから学校で具体的にその授業を積み立てていく上での学習指導要領が考えられていきますけれども、その際に、高等学校の裁量というのは、各学校の裁量というのは非常に重要だと思っております。しかし一方で、これからこの国を担っていく若者たちにどのような教養を身に付けさせるのかという部分のやはり全国的な我が国としての合意というものは、これは欠かせないだろうと思っております。そのバランスをどのように取っていくのかということが今非常に大きな課題としてあるかと思っております。

先ほど先生がおっしゃいました国、教育委員会あるいは都道府県、それと学校の責任ということでありませけれども、学校教育の担い手といえますか、それはやはり現場であります。それが最もいい形で動いていくように、是非とも、都道府県あるいは教育委員会として国は大きな大きな支援を、目に見える形の支援を是非していただきたいと思っております。

教員は、申し訳ありませんが、少したかかれて、学校も少したかかれて疲れております。基本的に教育に携わる者は楽観的でありますけれども、それは生徒の未来を信じているから楽観的なんですけれども、しかしながら、その楽観的なところをやはり守っていただけるような、そういう政策を

是非お願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○井上哲士君 ありがとうございます。

今日は四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

まず、三上参考人にお伺いをいたします。教育委員会制度についてお聞きをいたします。

教育委員会の形骸化ということが様々叫ばれているということは今日もあつたわけでありまして、そういう中で、教育委員会そのものをなくしてしまつたらいいのではないかと議論もあつております。ただ、地方分権の法改正などを受けて、中には非常に活性化をしている教育委員会なども見受けられるわけですね。

そこで、研究されてきた立場から、教育委員会制度の持つている今日的な意義はどうお考えか、そして、それがやはり発揮できていない形骸化の原因、そして活性化の方策ということについてはどのようにお考えか、まずお願いをしたいと思います。

○参考人(三上昭彦君) 今、井上委員にお答えしますが、教育委員会の意義ということですから、そのベースはやはりあれじゃないでしょうか。先ほど私、法と教育のことでもちよつと言いましたけれども、やっぱり教育というものの営みの、政治、経済その他と比べて一つの独自性といえますか、やっぱり非常にそこに、自主性といえますかあるいは多様性といえますか、そういうものがベースにあるということがあることと、やっぱり教育というのは、ともかく人間の人格的な交流を通し、しかも人類の文化遺産というふうなものを材料にしながら、それを伝えつづ子供や人間の諸発達を図っていくという、そういう性格を持つた仕事ですから、やっぱりそこには最大限の自主性といえますか、それが保障される必要があるということになるだろうと思つておられますか、

政治と教育の、しかし、同一性といえますか、共通性というのを大分一面では議論されているわけですが、その現実的な歴史的な推移を見ますと、日本だけの経験からいっても、いわゆる政治がひどい状況のときに、そこにすぐれて、優れた教育が制度としてあるいは面として広がり得るかという点、これはなかなか難しい側面があるわけですから、したがって、そういう意味では、政治とか行政と教育との関係、教育実践、教育行政との関係ということは、私の今までの理解では、やっぱり基本的に教育と政治が対立するような状況というのは、これは恐らく好ましくないということ、自主性があるとしてもですね。やっぱりその自主性を認識できるような政治とか行政というふうなもの、そういうものが不可欠のものになるのかなというふうには思つておられますか。

それから、済みません、もう一つ後半の。○井上哲士君 その上で、今日その本来の役割を果たしていない形骸化の要因と活性化の方策についていかがでしょうか。

○参考人(三上昭彦君) 先ほど私ちよつと言いましたけれども、教育委員会というのは、一応テキスト風にはいいますと、教科書風に言いますと、三つの原則というふうに日本に導入されるときに説明されました。

それは、一つは、教育委員会というのは、教育の言わば住民統制といえますか、民衆統制といえますか、別の言葉で言えば教育行政における民主主義といふこのファクター、それは、住民が選挙によって選ぶということも含めて、住民代表性といえますか、そういう面、つまり教育行政の民主主義、民主化ということですね。

それから二つ目が、その一つの形態になりませけれども、教育という仕事、教育行政が基本的には地方の自治事務であり地方の仕事であるという点で、教育行政の地方分権化ですね。

分権化した上で、なおその分権化された自治体の中における組織内分権といえますか、そこにおける政治部局、行政部局、一般行政部局からの独立性といえますか、自主性というふうなもの。その三つが一応その教育委員会の理念というふう

うに言われ、それから制度原則としては、これも最近ちよつと言われ始めておりますけれども、再び。そういうふうに見てきますと、しかし、教育は同時に一方で専門性というふうなものを要求されます。しかし他方で、先ほど言った教育の民衆統制とか民主化ということは、言わば地域住民なり保護者の、すべての一般の素人の人たちにとても教育は非常に重要なあれだし、この教育要求なり教育への願い、あるいは教育行政に参加するというふうな、そういうリーダーシップを一つの統一したものとして、あるいはそのバランスを持つたものとして一応制度化したのが教育委員会制度だというふうな、大体そういうふうなテキスト風には習つてきたわけですね。それで、しかし、それは、確かに私は現在においてもかなり重要なファクターであると思つておられますか。

私は、今の教育委員会制度が言わば形骸化、すごく形骸化してきたと言われているその最大の契機は、やはり先ほどちよつと冒頭の発言の中にもあつたとおり、やっぱり一九五六年の地教行法体制への転換であつたというふうに思つておられますか。その背景とか要因は一応おいておきまして、つまり、そこで何が変つたのかということの二つは、先ほど言いました、言わば教育委員会を含めた教育委員会自体の住民代表性といえますか、あるいはその民衆的な基礎といえますか、あるいは市民的な基礎といえますか、やっぱりそこが非常に、何といえますか、希薄になつたということですね。教育委員会自体も任命されていくわけですね、間接的なあれは働いているにしても、代表性は、直接的なあれが。

私は、中野の準公選制は合法か違法かという大きな議論もありましたけれども、あれをずつと調べていって一つ分かつたことは、住民代表性というのは、例えば準公選制という、一応区民投票によつて担保された準公選制というふうなものが住民代表性というものをまず教育委員会自体に与えるんですね。これは、教育委員が自分たちの使命感とか

そういう、何と云いますか意欲とか勇氣とか、そういうものを自分の中につくり出す内発的な要因に、住民から選ばれているといえますか、それがあれば、と同時に、教育委員及び教育委員会、あるいは事務局も含めて、それに対する、住民代表性というか、あるいは権威といえますか、それも同時に、何と云いますか、つくり出しているというようなことがそのときちょっと気が付いたんですね。そういう意味で、一つはそれが大きく欠落したということ。

二つ目は、やっぱり教育委員会自体の首長部局との関係性において従来持っていました権限というのが、ある意味ではほとんど首長部局に吸収されていったわけですね、教育予算、教育条例案の原案送付権というようなもの。

それからもう一つやっぱり大きかったのは、何と云っても教育の地方分権と言われたときのやっぱり国、都道府県、市町村のこの関係、このファクターがやっぱり非常に弱まったと。

ですから、その三つのファクターは、私は、やっぱり教育委員会制度を考える上で非常に重要なことでありますから、その意味ではこれを今日の形ですと云うふうにはまず新しくつくり出していかれるのかという、そういう問題があります。

ただ、そのときに、私は思うんですけれども、民主党の案もいろいろ興味深いところはあるわけですが、例えば今回の政府法案で、教育委員の定数、これはそれぞれの何と云うかフレキシブルな、そういうのを導入しましたね。私は今、例えば教育委員の選出、選任の方法を、これが直ちにすべ

て何と云うか一律に公選制がいいというふうには必ずしも思わないですね。むしろ多様な何と云いますか方式というのが、実はこれまで日本の中だけでも、沖縄なんかも含めると何種類かあるわけですから、そういうふうなものも含めて、それぞれの地方の創意といえますか、知恵というふうなものを含めた形でやっていくというふうな、手法としては私はそんなふうには考えております。

○井上哲士君 ありがとうございます。

次、荒瀬参考人にお聞きします。

主幹制度などの新しい職についてお聞きするんですが、最初のお話の中で、教員がいわゆるなべぶた組織と言われるのは必ずしも悪いことではないと、やはり教員は納得が必要だし、徹底した議論があつてこそモチベーションがわくんだというお話を非常に興味深く聞いたんですね。

既に主幹制度が導入されているところなどを見ますと、どちらかというと学校経営などは新しい管理職がやつて、先生方はとにかく職員会議なども余り議論をしないというふうな形が起

こつているわけで、私はどうもこういう管理職を多くつくるということが、そういう徹底した議論でモチベーションがわくということからは逆行するんじゃないかという危惧があるんですね。

それから、自由に置けるといってお話でありましたが、いったん主幹、主任と違いました主幹の場合は職になりますと、ほかの学校へ行つても主幹になりますから、校長の裁量ということになかなかなっていかないということもあるわけで、この辺の点はどうにお考えでしょうか。

○参考人(荒瀬克己君) 冒頭申し上げましたように、私はなべぶた組織につきましては極めて合理的な組織であると思っております。教員はあ

る一つの専門的な職を持つていて、言い方がちょっと誤解を受けるかもしれませんが、納得によつて動くという、そういうところがあります。したが

いまして、無原則ではないにしても、時間を本當に注ぎ込むという、土曜、日曜も含めて子供たちの教育のために注ぎ込むことさえあります。ですから、それが少しでも緩和されるように

物的、人的な措置をお願いしたいということも思っているわけでありませうけれども、そういった教員というのはいくらも必要でありまして、その納得なしに動くということは、これは極めて難しいと私は思っております。

既にもう任命主任制というのが定着をしております、校内的には、管理職ではありません。

ども、各パート、パートの代表として主任がおります。これは交代可能であります。ただ、それは私の知る限りの話でありまして、例えば県によつて、あるいは学校によつて、そういった職階を導入することが必要だ、それが学校の経営、もちろん学校の経営といえますのは児童生徒がより良く学び成長していくということが大前提にあるわけでありませうけれども、それに必要だと思われるところがあつても、私は別段不思議ではないと思っております。

ですから、先生おっしゃるように、主幹教諭といふのはいったん置きますとこれは職が当たりますので外せないということもありまして、私のところでは現在それは必ずしも必要とは思ってはいないというところであります。しかしながら、必要だと思つていらつしやることも、これはいろいろな方とお話をしておりませうとおありになるようにして、したがって、置くべきだと思われるところが置かれるのは、それはそれでいいのではないかなというふうには思っております。

いずれにせよ、教員の組織というのは、基本的に参加するとか参画するということ、学校の経営に於いて参加する、参画するという姿勢をつくっていくことが重要で、その姿勢をつくり出すときに、なべぶた組織の方がより姿勢が作りやすいという学校の歴史とか文化とか状況とかのある学校と、いや、階層的な、職階を入れた方が作りやすいんだと思われる学校があるということではないかというふうには私は理解をしております。

以上でございます。

○井上哲士君 ありがとうございます。

岩田参考人にお聞きします。

いわゆる更新免許制が導入されますと、そのいわゆる更新講習、それから認定は主に教員養成大学が担うことになるわけですね。ただ、新しく免許を付与するための今までの大学の在り方と一定のキャリアを積んでこられた方に対する講習と

から、これを担うようになりますと、認定も含めると相当の人的体制も必要になってくると思うわけですが、現在の教員養成大学でこれが十分に可能なのか、足らざるところがあると思はれませんか、それはどうすればいいのかお考えでしょうか。

○参考人(岩田康之君) 自身、中教審の答申の後で発足しました免許更新制導入に関する検討会議のメンバーとして、更新講習の具体的な内容などを検討するところに参画しております。参加しながら大学の一人として思っています。これは導入されると私を含め課程認定大学の教員にとつては大変な労務強化になるんだらうというものが正直な実感であります。ただ、検討会議のメンバーの中で大学教員は少数派でございますので、その辺りは大学がやるのは当然だろうという筋論が優勢なのではないかと見ております。

内容の問題ですけれども、実を言いますと、現在考えられております更新講習の内容というのは、基本的に学部のカリキュラムの中に導入されるようとしている教職実践演習のフォーマットにのつております。四つの領域があつて、それについて数時間ずつの講習というふうなフォーマットが検討中ではありますが、ただ、当然入職前の学部学生のものに関しては、それまでにやったことの総まとめといえますか総復習、振り返りの機会である。それから、十年の更新講習ということになりますと、その間の十年間の実践経験を踏まえての振り返りということになるだろうと思ひます

ので、当然内容ですとか組立て方というものは違つてくるというところは予想されます。つまり、我々にとつては性質の違う二つのものを同じ枠組みで担うということにならうかと思ひます。

ただ、これはプラスに考えようと思ひます。考えられなくもありません。といひますのは、私も教員養成に携わつていて人間にとつて、実際の教師の営みといふことを考慮に入れた上で教員養成教育を行つていくということは非常に重要なことだと思ひますので、更新講習といふものをもし積極的に生かすとするならば、我々にとつても教育内

容を考え直す機会になろうかと思ひます。

ただ、更新講習で担保できる教員の適格性というのには非常に限られたものでしかないということもまた同時に検討会議に参加する中で感じております。つまり、適格性の判定というのを修了認定のペーパーテストでできるのかといったら、これはなかなか難しいといひますか、そういう問題があると思ひますので、更新制だけに期待するのではなく、そのほかの施策も含めてトータルに教員の資質向上ということを考えていく必要があるものと考えております。

○井上哲士君 一方で、運営費交付金に競争原理を入れた教員養成大学などはもう九割ぐらひなくならないような試算もこの間出ておりました、こういう議論が行われる一方であいつうものが出てくるというのは大変困ったことだと私は思つておりました、今の御意見もこれからの大いに議論の参考にさせていただきたいと思ひます。

今日はありがとうございました。終わります。
○委員長(狩野安君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。
今日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)
午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十二分休憩
午後一時二十分開会
○委員長(狩野安君) ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、二之湯智君及び小泉顕雄君が委員を辞任され、その補欠として松村祥史君及び木村仁君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案の審査のため、来る六月七日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(狩野安君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案につき、現地において意見を聴取するため、委員派遣を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官山中伸一君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 学校教育法等の一部を改正する法律案外六案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○吉村剛太郎君 自由民主党の吉村でございます。

私も参議院議員になりました約十五年になるんですが、この文教科学委員会に所属するのは初めてでございます。しかしながら、いずれの委員会また立場にありましても、この教育問題といひますのは、私にとりましても、またすべての日本国民にとりましてもやはり一つの大きな課題であると、このように思つております。

そして、くしくもいひますか、約六十年ぶりに新しい教育基本法を成立させることができました。その画期的な時期にこうやって文教科学委員会に所属するということは、大変私にとりましても名誉なことでございます。さらに、こうやって質問をさせていただくという大変光栄に思つております。現在、私も自由民主党の文部科学部会長の部会長として、自民党の教育全般にわたりまして若干走り使いをさせていただいておる立場でございます。

このところ、安倍政権が誕生いたしました。ある意味では当然でございますが、安倍政権の最大の政治課題、テーマといひますのが教育の再生、教育の充実、確立ということにあるわけでございます。歴史的に見ましても、折々の政権も決して教育のことを念頭から離したことはないと思ひます。地球規模でも長い間、それぞれの国々がそれぞれ立場で教育といひますものを真剣に考え、そして取り組んできた、このように思う次第でございます。

そういう中で、申しましたように、安倍政権の一つの大きなテーマでございます教育ということ、そしてそれをどう改革していくか、また充実

していくかということで、いろいろな分野で検討もされておりますが、教育再生会議といひますものを設置いたしました。これは閣議の決定の下に設置されたものと承つておる次第でございます。ところが、いろいろと報告も、第一次報告ありました。また、折々いろいろな情報も耳にする次第であるわけでございます。

ただ、先般の、これは日経新聞だったと思ひますが、社説に、これは五月十八日の日経新聞の社説に「教育「井戸端会議」なら全くだらない」といふような社説が載つておりました、これは若手再生会議をやめたものではないかなと、こんな思ひも私をするわけでございます。

しかしながら、私は、井戸端会議といひますのは決して悪いものではないと。私も選挙区に参りまして、長屋のおかみさんたちのいろいろなお話、また小さな集會に積極的に参加をさせていただいて、いろいろな話を聞いたり、また議論をしたりしております。そこにはやはり生活に密着した大変率直な意見といひますものも多々ございまして、私は大いに参考にさせていただいておる次第でございます。

しかしながら、教育といひますのは、そして、一般の安倍政権での教育の再生、確立ということ、今後日本の百年の大計の基礎をつくる一つの大きな課題であるわけでございます。それが井戸端会議といひますには私はいらないと、この新聞記事は確かにやゆかもしれませんが、やはり井戸端会議といひますには私はいらないんじゃないかと、このように思つておるわけですね。やはり、そこには理念とか哲学とか今までの検証とかがなければならぬと、私は率直にそのように思つております。しかしながら、新聞がどのようにやゆかに書きました。そして、私自身も党の中で与党の検討会、議その他にも出て、一番やゆか思ひます、その根底にある理念、哲学、どういふ基本的な考えの下にいろいろなことが検討されているのかというの、実は残念ながら私はよく分からない。いろいろな情報が出てくる、報告が出てくる。そして、それ

がある意味ではマスコミに載る、場合によっては世論になるといふこと、これは私はいささか危険ではないかなという感じを率直に持つております。

そういう中で、いろいろと話し合っていたと思いますが、再生会議で話をしております、教育とか理念とかというのは分からない。それと同時に、これは閣議で決定された諮問の会議なんですね。諮問のボードなんですよ。だから、当然、予算とも絡みが出てくる、それからいろいろな法案との絡みも出てくるんですね。そういうものを総合的に考えて、検証して、いろいろな論議がされ、それが報告として出てきているのかどうか、その辺が私はよく分からないんです、正直言つて。

文部大臣、御出席をされているんでしようが、どうか分かりませんが、どういふ論議が交わされているのかどうか。これは、秘密会、公開しないということになっておりますからね。公開しないんです。

○国務大臣(伊吹文明君) 議事録は公開していません。

○吉村剛太郎君 議事録は公開する。いやいや、審議の過程は公開しないということになっておりますから細かいことは分かりません。分からないので言つておるといふ無責任な点があればお許しただきたいと、このように思つておりますが、まず、この教育再生会議についての大臣のお考えをお聞きしたいなど、このように思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生、これは大変難しい御質問で、安倍内閣の一員としてはなかなか答えにくい御質問なんです。

まず、再生会議の私もメンバーでございますが、私が出席をいたしておりますのは総会だけでございます。ほとんど今報道されたりテレビに出たりしておりますのは、分科会といひまして、幾つか目的を分けてやつておられる会でお話をされていることが、山谷補佐官が統一的に記者会見をしておられる内容ではなく、個々の委員の方々にばら下られたときに、率直に言つと、我々のように

新聞記者にばら下られる経験の少ない方がついでにお話しになることが再生会議の意見として報道されて、またそれにかつとして反応されると、だんだんだんだん再生会議の存在が実は逆に大きくなっていくように私は思つております。

それで、法律的に言えば、これは国家行政組織法による会議ではなく、先生が御指摘のように、閣議決定でできましたものです。ただ、安倍総理は教育再生を自分の内閣の最重要課題と言つて、いろいろな立場の方々の御意見を聴く場としてこれを設けられたわけですね。ですから、政治的な意味はやっぱり非常に大きいというふうには理解しなければいけません。

しかし、井戸端会議という御批判もございましたが、井戸端で言つていることもやはり耳を傾けて、現場感覚、庶民感覚ということも大切な部分もありますから、ここで出てきた御意見の中でどれを取るか、あるいは、いい意見なんだけれどもどういふ方法でやるのか、これはやはり内閣が責任を持つて判断を取捨選択しなければなりません。

そして、それを実現するためには、今御指摘がございましたように、法律改正も要ります。それから、予算も必要でございます。ですから、言いつ放しのホームルームじゃないわけですから、予算の裏付けがない話を幾らされても実現はできませんので、それらをすべて内閣で料理をして、そしてやはり国会という場へお持ちをして、予算にする法律にする国会の御議決を経なければ日の目を見ないというのは、これ日本国憲法の明記しているところでございますから、そういう位置付けだとお考えをいただいて、内閣がしっかりとすれば、それを酌み取るか、それをどういふ方法でやるか、そして国会がしっかりと御議論をいただくことによつてそれが実現をしていくし、国民にその中でまずい点があれば御理解をいただけるといふようなものかなと私は実は考えております。

○吉村剛太郎君 今の大臣の御答弁で安心をいたしました。是非、文部行政の長は伊吹大臣でございますから、ここできちつと整理をしていただいで、あるべき日本の教育といふものを、もろもろの意見はございます、それを取捨選択していただきまして確立をしていきたいと、このように思つております。

それと同時に、この再生会議の皆さん方、それぞれの分野で大変優れた方々が人選されたんだらうと、このように思つておりますが、役割というの、確かにいろいろと論議をして、今大臣がおっしゃいましたように報告を上げるということがメインだと思つていますが、それ以外に、実はいじめ問題で、大変悲しい出来事でございますが、私のふるさとの地元の筑前町というところで中学生が亡くなりました。自殺をしました。私の地元でございますから、もう数回にわたり地元に入りました。再生会議の方もすぐ来ていただいたんですね。

それはそれで使命感を持つて来ていただいたということだろうと、このように思つておりますが、実は本当に私の地元なものですから、いろいろとお話を聞いていますと、若干そこに地元の皆さんの感情と、どういふ雰囲気でどんな調査なり行動がされたかといふのは私分かりませんが、どうもちょっとそこに行き違い、感情の食い違いがあったようにも実は感じておりました。これは大変残念なこと、双方にとつて残念なことだったと、このように思つておりました。どういふ立場で、教育を是正するために、充実するためにそういう現場に行かれること、これは大変重要なことだろうと、このように思つておりますが、そこにはちよつと、それぞれの立場の違いがどうか知りませんけれども、食い違いがあったのは大変残念なこと、このように思つております。

そして、この問題のときに各党、それから当委員会から何人か行つていただいたと、このように思つております。私も行きました。それから、マスコミがどつと押し寄せたんですね。この静かな田園地帯にあれだけのマスコミが入つて、そして取材合戦。その取材も、これは私も現場を見ておりま

せんが、何人かから聞くと、まあこんな取材の仕事でいいのかなと。特に教育問題、子供の問題、そういうときに、ちよつと細かいことは言いづらいいんですけれども、取材の態度、それから、田園地帯ですからトイレも何もありませんよ。報道の車がどつと来て、何十人のマスコミの関係の方が、トイレも何もありませんから、いや、行儀悪いこと行儀悪いこと。これは我々も含めて、こういうときのやつぱり規律といいますか、これは大変必要なことではないかなと、こう感じております。

そこで、御答弁は必要ございませんけれども、再生会議もスタートしたばかりのときだったからいろいろと戸惑いもあったんじゃないかと、このように思つておりますけれども、再生会議の方も含めて、我々も含めて、マスコミも含めて、教育に關するときはやつぱり教育的な配慮をして、そして臨まなければならぬのではないかなと、これは私の感想として申し上げさせていただきますと、このように思つております。

これも漏れ聞いたところでは、第一次報告でしたかね、再生会議の。学力が低下しているんじゃないかといふことで授業時間を一〇%上げるといふようなことが報告されております。OECDとか幾つかの調査で確かにランクとしては下がつておるようでございます。それが授業時間を増やせばいいのかどうかと、なぜ落ちたのかと。だけれども、平均的に落ちたのじゃなくて、どうも二極化の傾向があると、こう言われておりますね。いい者はいいけれども、この二極化で、これに対応するのに一〇%授業時間を上げると。じゃ、ゆとり教育といふのは何だつたんだらうかと。ゆとり教育のいいところと、それから欠陥があつたのか、その辺の検証がなされたのかどうか。その検証の上に立つてそういう提言がなされているのかどうか。この辺も非常に私はよく分からないところがございます。大臣、何か御所見があらま

○国務大臣(伊吹文明君) これは、ゆとり教育とそれから授業時間の増といふのは、ちよつと私

は直接は結び付かないと思うんですね。

文部科学省はゆとり教育という言葉は一度も使ったことはないですね。基礎学力を十分教え込んだ上で、それを現実に応用する力、実社会で生きていく力を養うためにという建前で総合学習という時間を取ったわけですね。総合学習を皆さん、ゆとり教育と、こうおっしゃっているわけですが、この考えは私は間違っているとは思っていません。

ただ、現実の運用で残念ながら、ゆとり教育と言われる学習指導要領は、点数も付けませんし、比較的自由な時間なんです。ですから、基礎的な知識を十分身に付けないまま、やの子供の主体性や興味本位あるいは関心本位に先生がその時間を流されたという、流されたというか使い流されたという指摘が一部にあることは確かです。

ですから、そのことに問題があるのであれば、ゆとり教育と言われる総合学習の在り方を学習指導要領の中で少し変えていくとか、あるいは総合学習の時間を少し少なくして、そして基礎の学力の時間を増やしていく。これは全体の時間数は増えないんですよ、このやり方をやっても。

もう一つ、再生会議や何かで言っておられるのは授業時間数そのものを増やしてくれと、こうおっしゃっているわけですね。そうしますと、土曜日に授業をするか、一日の授業数を増やすか、夏休みを短縮するか、どれかしかないんですよ。ところが、一応週四十時間労働というものがございまして、それから、労働基準法はもちろん地方公務員には適用されませんが、地方公務員法の中で労働基準法に代わるような裁量労働制の在り方だとかいろいろなものがございまして、これを本

当に再生会議がおっしゃっているとおり表から取り組んであれば、教員の数を増やしていただかない限りできないんですね。あるいは地方公務員法を変えちゃって裁量労働制の期間を拡大するとかですね。

ですから、私どもは、再生会議でおっしゃっているのはアイデアはちよūdいしますと。そのア

アイデアをどう実現するかはやはり我々の知恵に任せていただかないと言いつ放しになりますよということを申し上げていますので、授業時間の問題も、先生が御指摘になったいわゆるゆとり教育の問題もいろいろ切り口がございまして、子供の学力をともかく上げていくためにはどうしたらいいかを、国会の御議論も踏まえながら、学習指導要領の中で考えさせていただきたいと思っております。

○吉村剛太郎君 先ほど私が申しましたいろいろな再生会議の御提言、いろいろな法律の関連する、予算とも関連するというのはそういう意味でございまして、今大臣からそのような御答弁をいただきました。私も安心をした次第でございます。

ただ、このゆとり教育という言葉がいかにもか別としましても、これで十数年になりますかね、結果がどうだ、確かに学力調査でそういうことは出ました、若干低下した、二極化した。出ましたが、これはこれとしてやはり十分に検証しなければならぬ。

こういうものも、時間が少ないからそう言ったのか、ただゆとり教育というのが、言葉が先走って、どうもゆとりというので、じゃ、ゆとりすればいいというような、そうではないんですね、これは。そのゆとりが次のばねになっていかなければならない。その辺がどうも説明不足といいますが、文部省としても説明不足があったのかどうか私も分かりませんが、この理念は私は決して間違っていないと思うんですよ、理念は。ただ、それを遂行するやり方の中に、どうも若干説明不足とか、何といいますが、いろいろな不足する点があったんではないかと思うんですが、大臣はいかがでございましてか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生の御指摘のとおりだと思いますし、であるからこそ、これから総合学習の在り方というものを指導要領の中でどういうふう書いていくかということにむしる重点を置いて私は考えたいと思っております。

○吉村剛太郎君 それで、指導要領の中で工夫を

していく、しかし理念としてはゆとり教育というのは決して間違っていないと。それを、ゆとりを次のばねにしていこうと、こういうことだろうと思います。それにはやっぱり先生方の協力が必要ですね、それとレベルアップが。

今回の免許更新制度、私は大変いいことだと。それから、教師の方々にも、それからこれから教師になろうという方々にも大変大きな刺激に、いい意味の刺激になったんではないかと、このように思っておりますが、これを実施するときに、これは役所側にもお聞きしたいんですけど、この資質を向上させる、これは採用試験は若干ハードルを高くするんですか。そういうことはないの。採用試験のレベルを若干高くする、そういうことも含まれているのかどうか。

それから、そのレベルを確保するためにも、試験だけを難しくしてもしょうがない、やはりその前段の大学の、要するに教員養成大学並びに一般大学の教育学部等々の教育まで踏み込むのか、そしてそのカリキュラムをもう少し変えていくのか等々のことまで踏み込むのかどうか。その辺はかががですか。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、教員の資質向上というのは免許の更新制だけでできるものではないと。これは御指摘のとおりです。ですから、養成段階をどうするか、それからその後の採用段階ですね、それから、特に本場に教壇に教諭として立っていただくまでの間の試験任用期間の運用の仕方、その他いろいろなことによつてかかわつてまいります。

ですから、民主党が御提案になっている案は、むしろ先生はそのお考えに近いのかなと思つて私伺つておりましたが、修士を条件としてかなり採用まで時間を掛けた、実地の教壇での研修というのか、のようなものを重視しながら、これはこれで非常にいい案だと私思います。民主党案は。

ただ、現実問題として、四年で現在先生を養成しているのを六年掛けるということの人事管理上の問題、つまり今六十歳定年ですから、二年分の

定年延長をしないと穴が空いちやうのかなという気もしますし、これはかなり膨大な予算が要するというところもございまして、当面はこの教員免許の更新と、それから、養成段階では大学段階で教員に必要とされる基礎的な資質を磨いていただくようなカリキュラムの改善、それから、教壇に立つた場合に自信を持っていたらできるように実習をどういうふうにしていくかということ、これらを、御承知のような教職大学院制度というものも発足いたしますので、これを活用してやっていきたいと。

それから、採用段階でもいろいろ工夫をして、現在、試験任用期間は御承知のように一般は六月ですが、教員の場合は一年を取っております。これも身分が非常に不安定になるという反対論も一方にございますが、一年を取っておりますので、そういうことも活用しながらやっていく。

そして、何より先生、やっぱり大切なのは、我々政治の世界もそうですけれども、先輩の議員の方々に日ごろ鍛えられながら、何回も何年も当選回数を重ねて、悪いことを覚えちゃ困るんですが、いいやり方を覚えていくと。だから、学校の現場で教諭という名前が付いたら同等なんじゃないかと、やはり先輩は後輩のことをきちっと教えると、面倒を見てあげると。そういうことのために今回主任教諭だとか何かという、ある程度の職階制のものを今お願いしていると、こんな仕組みでございまして。

○吉村剛太郎君 よく分かりました。

今日の午前中の参考人の先生方との話合いの中でも、民主党さん、どなたでしたかね、全部修士にするのに四十年掛かるといふような計算をされていましてね、四十年。これはそのとおりで、岩田先生という方も、二年ちょっと遅れて教育の現場に入るわけですから、生徒との年齢差とかいろいろ問題があるんではないかと。考え方は私もすばらしいことだと思つてはいますが、現実には絡むと私もそんな思いがするわけでございます。この問題は以上でございますが、随分私も質問

事項を挙げておりました、幾つぐらい、十ぐらい挙げておつたんですが、まだ二つしか、時間が無いものですから、若干カットをさせていただきます。

この新しい教育基本法第二条の五「教育の目標」に伝統、文化の尊重というのがございます。これは大変必要なことだと、そして新しい、前の旧法にはなかったんですね、明記されたものはなかったです、精神は読み取りますけれども、きちつと明記をされておりましたね。

ちよつと話は飛びますが、大相撲で白鵬が横綱になりましたね。日本の伝統、国技、伝統文化の大相撲でモンゴル出身の白鵬が横綱になって、同じモンゴル出身の朝青龍ですかと当然張り合うわけでございます。大変すばらしいことだと、このように思います。

大相撲の土俵というのは、あれは私も何回も見ておりますし、それから部屋土俵ですね、あれは土俵祭りというのがあって、あの中心にちよつちよつ穴があって、そこには米とかするめとか昆布とか勝ち栗とか埋めてあるんですよ。そして、神をそこにお迎えするんですよ。だから、あれは神殿なんですよ、神殿。だから、大相撲では、力士が礼をして、そしてかしわ手を打って、ちりを切って、そして相戦うんですね。神聖な行事なんですよ。そして、勝つても負けても礼に始まって礼に終わると。今はそうじゃないんですけどね。かつては、勝つても負けても表情に喜怒哀楽を表さずに淡々として引き下がっていったんです。これが神殿での礼儀作法なんですよ。それは相手を敬うということなんです。相手があるから相撲ができる、自分は鍛えられる、だから勝つても負けても相手を敬うという気持ちがあるんですよ。ところが、最近ちよつとその辺が乱れてきたんですよ。勝つたらちよつとガッツポーズしたりね。あれ、昔はなかったと思う。先般は、横綱が、終わって、負けたときに座布団が来たのを飛ばしましたですね。こういう態度は私は余り良くないんじゃないかと、こんな思いが

するわけでございます。これもやはり日本の歴史、伝統なんですよ。

これちよつと我が身内を誹謗するわけでも何でもありませんが、大臣もごらんになったかどうか分らないが、平成十三年の夏場所、東横綱貴乃花、西がたしか武蔵丸、優勝決定戦しましたのはごらんになったかどうか分かりませんが、貴乃花は前日、大関の武双山との一戦でひざを垂脱臼したんですよ。しかし、それを押して最終日に武蔵丸とやった。本割ではあつさり負けましたけれど、それで十三勝二敗の同率になって優勝決定戦したんです。そして、けがを押して見事に勝つたんです。これはすばらしいことだったと、このように思います。表彰式のときにその当時の小泉さんが、よく頑張つたと、感激したと。だから、日本国じゅう感激したと思うんです。

ただ、先ほど言った神殿で、相手がいるんですよ、まだ神様がここにおられるんですよ。相手がおるんですよ。相手がいるんですよ。相手の気持ちをおもんばかると、これはいかげなものかという感じがするんですよ。これが日本の歴史や伝統じゃないかと、礼儀作法という気が私があるんですよ。こんなことを言うのは余りいいいかなも分かりませんが、昭和三十八年だったかな、私、若干柔道しておりました、早慶戦、柔道も早慶戦やつていたんですよ。それで数年ぶりで勝つたんですよ。そうしたら、喜んで先輩がばあつと、まだ選手が礼を交わす前にその試合場に跳び上がった抱き合つて喜びを表したんですよ。その夜の祝勝会、数年ぶりに勝つたけど説教ですよ、おまえの態度は何だよ。

そういうことがあつたんですけど、今それがもうほとんど薄れているんじゃないかと、こんな感じがしまして、歴史や伝統を重んじるというのはやはりそういうところから、そしてそれが日本人の規範意識につながっていくと。

私が申しましたように、柔道は若干礼儀作法が乱れております、残念なことですね。剣道は、まだやつぱり試合前に竹刀を交わして、そして、全日

本選手権なんかは、試合が終わつた後、分かれてそして向こう正面で面を外して、そして手ぬぐいをきちつと畳んで置いて、そして正座して手をついて礼をするんですよ。

私は何でこんなことを言うかといいますが、福岡で柔道の大会と剣道の大会、高校の金鷲旗という大会と、それから玉竜旗という大会があるんですよ。これは今全国的に大変大きな大会でして、みんなそこにあがれて出てくるような大会で、私も高校時代は参加もさせていたんだが、やつぱり剣道のこの礼を重んじるというのと、若干柔道では乱れたというところに大きな差が出てきているんですよ。

というのは、そのスポーツセンターの清掃を請け負っている業者とこの間、まあちよつと前ですけど、いろいろ話しておつたら、先生、柔道の大会の後と剣道の大会の後全然汚れ方が違うというんですよ。全然汚れ方が違うというんですよ。これ、正にそういう教育の中に今度入れた歴史や伝統を重んじるということ、礼を重んじるということが、やつぱりすつと響いてくるんですよ。だから、歴史や伝統を重んじるその心をこうやって教育基本法にうたつていっていることは大変重要なことであり、これがやはり日本人のそういう規範意識につながつてくるんじゃないかと、このように思っておりますが、大臣、御感想は。

○国務大臣(伊吹文明君) やはり相撲も柔道も剣道も、本来、相撲道であり剣道であり武道である。昨日も御答弁を申し上げましたように、道という字が付いているのは、やはり単なるスポーツを超えて、今先生がおっしゃつたような、礼儀、伝統的規範を究めるといふ側面を持つていっていることだと思つてます。ですから、武士道においてもやはり敗者に対する思いやりとか、それから己の誇りを傷付けられたときの対応の仕方だとかいろいろなことを教えておりますよ。

ですから、武蔵丸と貴乃花のときも、最後に優勝決定戦で貴乃花が武蔵丸を引き付けて、よくあの垂脱臼したひざであれだけの回転を利かせた投

げを打つた私は思います。そのときの貴乃花の顔つきついでいうんですか、これが写真に写つて仁王様という表現が、新聞に表現が付けておりましたね。ですから、貴乃花もよくやつた、しかし武蔵丸も優勝決定戦までよく持つてきたねと、本来そう言つてあげるべきだったと思うんですが、ワンフリーズですかね。ですから、ちよつと長いのは言いにくかつたんだと思います。

○吉村剛太郎君 正にそのとおりで、若干付け加えさせていただければ、あのときの武蔵丸は闘争心はゼロですよ、けがした相手と。そこをやつぱり思いやるというのが武士道であり、日本の伝統ではないかな、相手を敬うということではないかなと、私は個人的にそんな思いがしておる次第でございます。これで、まだ三項目、二項目ぐらいいし、か、あと二、三時間欲しいんですが、せつかく西岡先生おられますので、ちよつと御質問もさせていただきます。

実は、私は昭和五十年に福岡で県会議員になりました、福岡県の教育現場というのは荒れに荒れておりました、それはなぜかという、組合との闘争なんですよ。もう闘争で終始したんですよ。これを何とかしなければならぬということ、そのときの自民党の文教の中心におられたのは西岡先生なんですよ。上には坂田道太先生がおり、海部先生がおり、河野洋平先生がおり、森先生がおり、藤波先生がおり、西岡先生。人確法とかなんとか練りに練つて全国に我々地方議員が散つてああいう法律を作つて、何とかしようということまで来た、このように思つています。その中心に先生が座つておられたと。

そして、私は、その当時のやつぱりその対立というの、国際状況も東西冷戦構造、我が国の政治も五五年体制、イデオロギーとイデオロギーがぶつかつて、それぞれやつぱり信念に基づいて行動したんだろうと、このように思つております。私はそのころは県議会の文教族だったんです。闘いのもう本場に第一線で闘つてきた経験を持つております。

そして、今、我々が自信と誇りを持って出した、そして成立をさせたこの新しい教育基本法、そして民主党さんから出された教育基本法、私は、民主党さんのこの内容もすばらしいと思う。いや、本当にすばらしいと思うよ。私は、これはやっぱり世の中が変わってきたんだな。かつて対立、対決の時代から、今や切磋琢磨の時代に入ってきたんだと思うんです。対立と対決と切磋琢磨というのは違いますよ。私は、やっとここまで来たな。願わくは、あの教育基本法も、お互いに話し合せて、そして平和裏に作ればよかった、作りたかったという思いを持っており、私はね。そして、今度は憲法もやっぱりそうやっていかなければならぬのではないかと、このように思うんです。そして、この委員会で伊吹大臣と西岡先生並んで時々雑談されておりますけれども、いやいや、いいんです、それは。何の違和感も感じない、私。

そして、この委員会に、中川先生ここにおられますけれども、この人は道議会の議員のときに、日教組の道議会の組合とも本当に闘った人なんです。佐藤先生は組合出身だけれど、中川先生はこの議会運営のためにぶつかるところはぶつかっていると思うんです。だんだん、ぶつかっていると思うけれど、お互いの信頼関係の上でこうやって本当にいい委員会が、これから分かりますよ。しかし、これは議会だから、与党と野党だから。だけれど、お二人の信頼関係というのは、僕はもう本当にすばらしいと見ています。だから、この信頼関係の上に立った対立、意見の違いとかなんとかというのには全く心配要らないんですね。だから、そういう時代になったな。

僕は、そういう面では、西岡先生が民主党さんの中におられると。だけれど、もうそういう時代になったんだなということで大変喜ばしいことだと、こう思っております。

何か御感想ありますか。

○西岡武夫君 委員お話しのように、昭和四十年の前半から後半にかけての大学紛争、そして今御

指摘のございました五十年前後の、福岡県ではたしか校長着任拒否闘争というのがございまして、私もそこに、現地の調査に行つたことがございまして。激しいものでございました。

私はその後、いろいろな施策に微力ながらかわつてきたわけでございますけれども、今私が持つております感想は、大学紛争のときの学生のあのエネルギー、方向はいろいろ問題があった、しかしエネルギーがあったと思つてます。それからまた、日教組の皆さん方も、まあ私は今も、自民党所属の国会議員も含めて、私が一番日教組の皆さんと、あるときは闘い、あるときは日教組が私を応援、選挙のとき応援していただいたりも罰は当たらないだろうと思うぐらいの取組もやってきたという、そういう経験から申し上げますと、日教組もだんだん勢力が衰えてきている。そうすると、どこにも属さない先生方が増えておられる。そういう状況の中で、学校の先生方のエネルギーというのものも、前の昔の日教組のようなことをやられると困りますけれども、日教組ももっと力を持つていただきたいな。

私がこういうことを申し上げるのは変な感じがするんですけども、やっぱりエネルギーがなきゃ駄目だと思つてます。そういうエネルギーをやはりみんなで持ち寄つて日本の将来のために教育改革に取り組むべきではないかという意味では、委員御指摘の点については全く賛成でございます。

○吉村剛太郎君 全く同じ考えでして、日教組さん、衰える必要はないんですよ。いやいや、本当なんです。そのエネルギーを、本当に日本の教育の確立のために力を合わせて、これは与党も野党もないんですよ、今後を築く子供たちのために、対立は何も生みません。対立は不毛です。だけれど、私が言いましたように切磋琢磨して日本の教育の確立のためにお互いがエネルギーを出し合うというところであれば私は何ら問題ないと、このように思います。

ただ一つ、西岡先生でいいと思うが、あれはど

うなつたんですかね、日教組の教師の倫理綱領というやつは。あれはどうなっているんでしょうか。西岡先生は御存じですか。

○西岡武夫君 私が知る限りでは、教師の倫理綱領は、日教組の綱領として倫理綱領は今なお存在しているというふうに記憶をいたしております。ただ、時代の変遷とともに、その倫理綱領についてこれをどのような場面でのように活用するかといひましようか、それを解釈してそれに基づいて行動されるかということ、自民党の長い政権の中で憲法においてすら解釈しながらいろいろと現実に対応をしてこられるということを考えますと、日教組が倫理綱領を改定していいからといって今直ちにどうであるということも申し上げるのには早計ではないかと、このように考えます。

○吉村剛太郎君 もうこれ以上は申し上げません。

仲よく、仲よくというか、仲よくけんかするということですよ。仲よくけんかするということ。切磋琢磨するということだと思つてます。そういうことで、かつては対立、対決した間柄であるが、同じ日本人で、同じ我々の子供たちのためにそのエネルギーを本当にささげるといふのが私は必要ではないかと。その時期に伊吹大臣、文部大臣として、いろいろあると思つて、いろいろもうそれは金絡みのこともございますが、要るものは要る。是非そういう面でも大臣のお力を大いに發揮していただきたいと、このように思っております。

実は、幾つこなしたかな、まだまだたくさんあるんで、まだこの後、何回かこの委員会も開かれると、このように思いますので、一つ一つ質問もさせていっていただきたいと、このように思っています。もう一問しますとちよつと中途半端に思いますが、もう一問しますとちよつと中途半端に思っていますので、もう一問しますとちよつと中途半端に思っています。

○林久美子君 民主党の林久美子でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

今ほどは大変大きな、そして格調高い御議論が

されておりましたけれども、私はちよつとまた視点を交えまして、一人の母親という観点から質問をさせていただきますというふうに思っております。

特に、今日は学教法として免許法についてお伺いをしようと思つてお伺いしますが、私事で恐縮なんです。私にもちよつと今四歳の息子がおりまして、正にこの四月から幼稚園に通つております。言わなければ、私は今保護者として幼稚園教育を体験しているわけでございますけれども、正直、子供の成長を見ていて思うのは、いわゆる幼稚園教育というのはやはり遊びが中心なんですね。遊ぶことで土に触れ合い、生き物に触れ合い、友達とけんかをしたりする中で、一つ一つでできなかったことができるようになったり、知らなかつたものを知つていったり、興味を持っていなくなつたものに興味を持つようになつていくと。日々本当に成長をしていく四歳児、五歳児の子供たちの姿を見ると、この就学前教育の重要性というのも改めて感じているところでございます。

そういう意味では、今回学教法が改正をされました、もちろんこれは教基法の改正に伴うものですけれども、幼稚園教育が一番最初に持つてこられたりという中で、非常に保護者の一人としても期待をいたしております。しかし、一方で不安に感じるところもありません。今日は、この就学前教育がどういふ方向に向かつていくのか、さらには、そこで働いている先生たちがどういふふうな研修などを受けて子供たちと向き合っていくのかということについてお伺いをしてまいりたいと思つています。大臣におかれましては、どうか母親の声としてお耳を傾けていただくと有り難いと思つています。

それでは、早速なんですけれども、まず学教法の改正についてお伺いをいたします。

まず目次についてなんですけれども、目次、これ第一章総則、第二章義務教育、第三章幼稚園、第四章小学校、第五章中学校というふうに章立てがされております。このような章立てを、順番に

された理由というのは何かおありでしょうか。
○政府参考人(錢谷眞美君) 今回の学校教育法の改正案におきましては、まず総則の次に義務教育という章を設けたわけでございます。これは、義務教育が憲法第二十六条、そして教育基本法第五条に基づきまして行われる教育でございますので、それぞれの学校種が特定をされていない概念でございます。正に国民の権利を保障するための制度としてあるので、この義務教育については各学校種の規定よりも先にまず持つてきたということでございます。

それから、これまでの学校教育法におきましては、小学校、中学校、高等学校とまいりまして幼稚園が後ろの方に規定としてあつたわけでございますけれども、この幼稚園につきましては、改正教育基本法の第十一条に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると、こういう規定が設けられ、かつ改正教育基本法の六条の二項で、学校においては教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならないと、こう規定されましたことを踏まえまして、まず最初の教育の機関でございます幼稚園を最初に置きまして、幼稚園から規定することとして、幼稚園の章を第三章というふうにしたところでございます。

○林久美子君 相当しっかりと考えてお答えをいただいたのかなとも思うんですが、改めて確認をさせていただきますけれども、幼稚園は義務教育でしょうか。
○政府参考人(錢谷眞美君) 幼稚園は義務教育ではございません。

○林久美子君 先ほど局長は御答弁の中で、この義務教育というのは学校種にとられない概念であるからここに持つてきたんだというお話がございました。しかしながら、今もう一回確認をさせていただきます。幼稚園は当然義務教育ではありません。普通を考えますと、やはりこれは総則、幼稚園、義務教育、小学校、中学校と並べたのが自然でないかと思うわけですね。でない

と、私はこれ、正直言つて幼稚園は義務教育ではないかという錯覚を与えるというふうな思つています。この点についてはいかがでしょうか。
○政府参考人(錢谷眞美君) 先ほど申し上げましたけれども、義務教育というのは憲法第二十六条からその規定の根拠があるわけでございまして、さらに教育基本法第五条におきましても、学校の種類は特定せずに義務教育の目的について規定が設けられているわけでございます。

このように、憲法と教育基本法におきましては、義務教育という事柄自体が各学校種よりも、言葉が適当かどうかですけれども、上位の概念となつております。このような憲法や教育基本法の考え方を踏まえまして、義務教育の章につきましては、幼稚園から始まりまして各学校種の章よりも前に置く方が適当であると、このように考えたところでございます。

○林久美子君 禅問答みたいになつてくるかも知れませんが、私は、正直言つてこの義務教育、教育基本法の改正のを見ていますけれども、新しいやつを。確かに学校種は限定をしておりませんが、先ほど局長はおっしゃいました。幼稚園は義務教育ではないとおっしゃいました。その上で重ねて、幼稚園は義務教育ではないけれども、義務教育はより上位の概念であるという御答弁だったかと思いますが、でも、これはやはり憲法があり、教育基本法があり、学校教育法があると。要するに、どんな具現化している法律なわけです。ね。その中でそういう、禅問答みたいなことをしていてもあれなんですけれども、本来であれば幼稚園は義務教育ではないのだから、やはり幼稚園、義務教育、小学校、中学校という章立てが自然であるというふうな思っています。

もう一つ言わせていただきますと、これあえてこういうふうな並べられたとするのであれば、これは将来的に幼稚園を義務教育化しようというふうな考えていらつしやるという理解になるかと思つていますが、いかがでしょうか。
○国務大臣(伊吹文明君) 禅問答じゃ困りますの

で。林先生、母親としての御意見を私は何つてい

るんじやなくて、見識ある国会議員としての御質問を受けておられますが、その中で立派なお母さんだと思つてお話を伺つております。

それで、政府参考人が申しましたように、教育を受ける権利、受けさせる義務というのは憲法二十六条と教育基本法五条に書いてありますから、これは小学校とか中学校とかいふ概念よりも、もっと崇高なといふとおかしいんだけれども、もう一段高いものなんです。義務教育という概念は。だから、先生のような今の御質問で、まず順番からいけば、幼稚園を書いてから義務教育を書けということになりますと、義務教育の後に小学校、中学校、第六章は高等学校といふのが来ているんです。後に来ているから高等学校も義務教育なのかといふことになつちゃうんじやないんですか。これはやつぱり立法技術といふのか、法律を作る側の、何を概念として、高いものはまず先に出すかといふ法制的議論であつて、特段、将来幼稚園を義務教育にするから義務教育の後に幼稚園を置いたとか、そういうことは全くありません。だから、義務教育の後に幼稚園が来ているから、幼稚園はそれじゃ将来義務教育になるのかといふば、順番からいふと、幼稚園が三章に来て、四章が小学校、五章が中学校、六章が高等学校、じゃ、高等学校も義務教育になるのかと聞くと同じようなことなんです。それは。

○林久美子君 さすがの伊吹大臣、非常に、さすがすばらしい御答弁だと思ひながら伺つておりましたけれども、当然、大臣もお聞きをいただければ、そういう趣旨で私が伺つておられるわけじゃないということぐらいは御理解を私にいただけておると思つております。

その上で重ねて伺ひますが、それでは幼稚園、今いろいろな形で就学前の教育を子供たちは受けております。そうした中で、いろいろな調査の結果でも、行つていない子供もあれば行つていない子供も当然いるわけでございますけれども、これは

先ほど、この章立てとは別にちよつと個人的に、個人的にとつとあれですけれども、お伺ひをしたいと思います。大臣はこの幼児期の教育について、義務化含めてどういふふうな考えていらつしやるのか、少しお聞かせいただけますか。
○国務大臣(伊吹文明君) これは、義務化という限りは無償でなければなりません。すなわち、保護者に。それはしかし、保護者は無償だけれども、老人保健制度と一緒に、一割しか本人負担はないけれども、お医者さんは一割で診てくれていてはならないので、国民の税金がそこに投入されているから三割負担じゃなくて、三割と一割の差の二割の税金が投入されているからお医者さんは診てくれているわけですね。それと同じで、義務教育の期間の延長、例えば幼稚園の方へ下ろして行くか高等学校の方へ上げていくかといふ問題も、やはり財源とのバランスをもつて考えなければなりません。

ですから、私は、今のところ、今の国民の負担、あるいは国民間に定着しているということをお前提とする限りは、下へ下ろしてきたり上へ上げていくといふことは考えておりません。しかし、国民が下ろして欲しい、あるいは上へ上げて欲しいといふ意欲が非常に強く高まつてきた場合は、当然その国民負担をお願いした上で動かしていくことの方が子供の発達あるいは日本全体の基礎学力の向上のためにいいという国民世論が起れば、またそういういろいろなデータから検証されれば、将来はそういうことがあるということがあつても私は構わないと思ひます。

○林久美子君 ありがとうございます。
では、続きまして、今回の法改正は昨年の教育基本法の改正を受けて行われたものでございまして、教育基本法の第十一条では幼児期の教育については次のように書かれています。「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努

めなければならぬ。」という、要は努力義務というふうになっております。

一方、じゃ、今回の学校教育法ではどうなっているかといいますと、「第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」ということ、こちらは義務規定になっております。もちろん学教法の旧法ではこれ努力義務でございました。

ある意味ではこれ義務規定により強めた形に変更がなされているわけですが、これはなぜ義務規定にされたのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 改正教育基本法の第二条に教育の目標に関する規定がございます。この改正教育基本法第二条では、教育は次に掲げる目標を達成するよう行われるものとするという規定になってございます。

今回、学校教育法の改正案を提案する際に、この改正教育基本法第二条の規定に合わせて、各学校種の教育の目標の規定につきまして、例えば今お話しした幼稚園について、「幼稚園における教育は、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」という具合に、各学校種の目標の規定の在り方を整理いたしました。

この「目標を達成するよう」という規定ぶりであることから、これは達成を義務付けたものではなくて、現行の幼稚園における教育の目標を定めている現行学校教育法七十八条、これは「目標の達成に努めなければならない」と、こう書いてございますけれども、この規定と同様に、教育を行う者にとっての努力の目標規定をしたというふうに私どもは考えて、この規定ぶり、すなわち目標を達成するよう行われるものとする、こういう規定にしたものでございます。

○林久美子君 つまり、教育基本法の第二条の「教育の目標」と、これは、ちょっと整理させていただきます。この二十二条については、子供が達成するべきものではなくて、教育にかかわる者が達成す

べき目標とおっしゃったように伺いました。では、この教育基本法の第二条も、当然これを引きながらおっしゃったわけですから、子供たちの達成目標ではなくて、子供たちにかかわる大人の達成目標ということではないんですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) この教育の目標、教育基本法を含めましてでございますけれども、それは教育を行う側についてそういう目標を達成するよう行うということで規定をしているものでございます。

○林久美子君 済みません、これ理解が間違っていたら申し訳ないんですが、これ教育基本法を変えたのも、より良い人材を育成していくという観点です。そこに主役である、成長過程をたどる子供から、小学校、中学校と成長していく人たちでなくて、既に今大人である人たちが達成すべき目標としてこれを掲げていらっしゃるというのは、そもそも教育基本法の理解そのものとしておかしくないですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) それは、教育を行う側が教育指導上の課題としてそういう目標が達成されるように教育を行うものとするという意味の規定でございます。

○林久美子君 どちらが主役なんですか。子供たちの成長を支えるための教育基本法ではなくて、教育にかかわる先生たちに押し付けるための教育基本法だということですか。今の局長答弁だとそうとしか受け取れないんですが、確認させていただきます。

○政府参考人(錢谷眞美君) 繰り返しになって恐縮でございますが、教育基本法に目標として五項目示してございます。それから、今回の学校教育法につきましても、幼稚園につきまして目標の項目がそれぞれ各号で示されております。こういったことが子供たち、教育を受ける側において達成されるように、教育を行う側がその目標が子供たちによって達成されるように行わなければならないという意味で、教育をする側がそういう各号に書いてあります目標を達成するように教育を行う

ことに努めなければならないという規定でございます。

○林久美子君 今おっしゃいました達成するこの五つの目標は、達成すべき人は子供なのか先生なのか、どちらですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 教育を行う者にとつての目標でございます。

○林久美子君 ということは、先生ということですか。大臣、いかがですか。

○國務大臣(伊吹文明君) 教育を行う者ですから、先生はもちろんですけれども、子供に対して教育を提供する側、地方自治体も含めて、国民、納税者という意味です。

○林久美子君 ということは、要するに子供にかかわる社会全体が、子供たちがこういうふうな育っていくように子供にかかわっていきましようということになるわけですか。ということでは、先ほどの局長の御答弁のところでも、一度整理してお答えをいただきたいと思いますが、局長、よろしいですか。お願いします。

○政府参考人(錢谷眞美君) ですから、教育を行う側、つまり国民全体が、そういう目標が達成されるように教育を行うという意味で規定しているものでございます。

○林久美子君 分かりました。そして、その中の幼稚園においては、幼稚園の子供たちがきちっと、いわゆるこの中で掲げている目標、五項目あるわけですが、この学教法の中に掲げる五項目をちゃんと達成できるようにいわゆる幼稚園という場所においてかかわっていきましようということではよろしいんですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) これは、先ほど来申し上げておりますように、「目標を達成するよう」との規定ぶりでございますので、その達成を義務付けたものではなくて、教育を行う者にとつての努力の目標を規定しているというものでございます。

○林久美子君 そうしたら、努力を規定するんだと、「行われるものとする。」という義務規定にす

る必要はないんじゃないかなと正直思うんですけども、まあ結構です。

ということ、じゃ、そもそもこの幼稚園教育というのは、これ、義務規定じゃなくても努力義務でもいいみたいな話になっているような気がするんですが、この二十三条に掲げている五項目を幼稚園で学ぶすべての子供は周りの人のサポートを受けながら達成をするという前提でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 先ほど来、繰り返しになって恐縮でございますが、これは教育を行う者がそういう目標を達成するように教育を行うものとするという、こういう規定でございます。すべての幼児がこれを達成しなければならぬという、いわゆる到達目標、幼児にとつての到達目標の性格を有するものではないものでございます。

○林久美子君 到達目標でないのであれば、わざわざここを「行われるものとする。」にしなくてもよかったです。

○政府参考人(錢谷眞美君) ですから、「達成するよう」という表現にしているわけでございます。

○林久美子君 それは達成するよう努めなければならないんじゃないかと、何で「達成するよう行われるものとする。」に、じゃ、されたんですか。これ、努力義務と義務規定、今更申し上げるのも釈迦に説法で恐縮ですが、全く違うと思うんですけども、そこをしっかりと答えたいと思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) 先ほど来、同じような説明になりますけれども、「次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」という規定でございます。これは教育基本法の目標規定もそうでございますけれども、ある意味では努力目標を規定しているものでございます。

○林久美子君 じゃ、義務規定じゃなくて努力義務でいいんですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) つまり、努力目標を

書いてあるという意味で、そのように解していた
だいて結構でございます。

○林久美子君 きちつと確認をさせていただきます。
これは、じゃ、義務規定ではないということですか
ね。

○政府参考人(錢谷眞美君) 努力すべき目標を規
定しているということでございます。

○林久美子君 そうかそうでないかという簡潔明
瞭なお答えでお願いいたします。

○政府参考人(錢谷眞美君) 達成すべき目標とし
て努力すべきことを規定をしているということだ
ございます。

○林久美子君 委員長、質問できませんよ、こん
なんじゃ。ちゃんと注意……

○委員長(狩野安君) 局長、きちつと答えてくだ
さい、分かります。(発言する者あり)

○政府参考人(錢谷眞美君) 「次に掲げる目標を
達成するよう行われるものとする。」と、こうい
う規定でございますので、努力義務規定ござい
ます。

○林久美子君 最初からそうやってすんなりお答
えいただければ次へ次へと進めるのでございま
す。ありがとうございます。

ということとは、幼稚園に通うすべての子供たち
は、じゃこの五項目を必ずしも達成しているかど
うかは分からない。ただ、その子供たちに向き
合う大人がそういうことの達成に向けて努力をし
ていくんだと。努力しなきゃ駄目だよということ
じゃなくて、努力してくださいねと、みんなで頑
張りましょうという、いわゆる枠の中の話だとい
うことですねと理解をさせていただきます。

ただ、やはり先ほど少し申し上げましたが、
この就学前の教育については、かなりその御家庭
の保護者の皆さんの働き方であったり、置かれた
環境であったりして、いろいろその子供の居場所
というのは違うわけです。例えば、三歳児に関し
て言いますと、幼稚園に行っているのが三六%、
保育所に行っている子供が三八%で、家庭など
ということであら二六%。いろいろ伺いますと、要

するに幼稚園とか保育所、どこにも行っていない
子供も大体およそ四%いるということも伺ってお
ります。

やはり、これは私の考え方ですけれども、子供
たちは、同じ年齢の子供たちは同じように質のい
い居場所が、あるいは教育が、保育が提供される
べきであるというふうには実は思っています。だか
ら、かねてから私たちは幼稚園と保育所一本化す
べきというような話もしているわけですが、す
も、そんな思いを持っておりません。

この努力目標であったにしても、この五項目で
すね、二三三条に書かれている五項目、先ほど
お話ありましたけれども、規範意識とか、こうい
うものの達成に向けて幼稚園教育が行われるとい
うことでございますけれども、ある意味、これ
じゃ幼稚園に行っている子供たちはこういう五項
目の目標の下にそういう教育を受けられる環境に
あるわけですね。しかしながら、幼稚園に行つて
いない子供たちはこういう五項目の達成目標とい
うものがない中で、やはり違った形の教育、保育
を受けるわけです。本当に最悪のケースになった
ら、そういうもの全く受けられないということもあ
るかもしれない。これひとつとしく日本人、日本に生
まれ育ち、在住をしている、そして日本で成長し
ていく子供たちがいい教育を、いい保育を受けて
いこうと思つたときに、じゃ幼稚園に行っていな
い子供たちはある意味不利益を被るということに
もなつてしまふんじゃないかと思つてますが、この
点はいかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) つい、今先生が御質問
になつたようなことをおっしゃるだろうと思つ
て、さつき私は不規則発言をしてしまいました。
先ほど来、政府参考人から御答弁を申し上げて
おりますように、教育基本法の第十一條は、幼児
期の教育は生涯にわたる人格形成の基盤を養う重
要なものであることから、国及び地方公共団体は
云々云々で、その振興に努めねばならないと、こ
れは義務規定なんですね。そして、改正教育基本
法第十條の家庭教育の二項に、国及び地方公共団

体は家庭教育を支援するために必要な施策を講ず
るよう努めねばならない、これは努力規定なん
ですね。そして、今先生がおっしゃってられる、
現在お願いしている学校教育法の二十三條の、幼
稚園における教育は次の目標を達成するために、
学校種としての幼稚園は達成するよ
うにやるんだよということを言っているわけ
で、これは義務規定ではないわけですね。

ですから、義務規定ではありませんが、二十三
条どおりやったらこういふ五項目の資質を
ある程度備えている子供ができてくる。一方で、
保育園に行っている子供さんはいらっしゃいます
よね。保育園に行っている子供さんは、保育園と
いうものの成立の過程からいって、実際はもう保
育園も幼稚園も現場で行われていることはほとん
ど違いはないと言つて私はこのごろはいいと思
いますが、その出発点からいって、これは福祉政策
としての措置として行われているものなんです
ね。この両方にも参加していない御家庭で育つて
いる子供さんはいらっしゃるわけですね。そのす
べての子供さんにかかっているのは、改正教育基
本法の十一條がかかっているわけですね。そして、
努力義務として十條の二項がかかっていると。そ
ういふ子供さんを、小学校というのはいくつかの
年齢に達した子供を受け入れる場として、満六歳に達
した日の翌日以降における最初の学年の初めから
就学させる義務があるというのが今回お願いして
いる十七條の規定です。

ですから、幼稚園でやっていた人が少し違う能
力を、能力というか資質を持って入つてこよう
と、保育園でいた人がまたそれよりは別の観点から優
れた素養を持って入つてこよう、御家庭だけで
のしつけとしてしっかりしたものを持って入つて
こようと、そのこととは関係なく、改正学校教育
法、現在お願いしているものの十七條は、子供を
受け入れるということを規定しているということ
です。

○林久美子君 先ほど大臣が幼稚園と保育所では
ほぼ同じ実態があるとおっしゃいました。多分、

五領域のことを言っているからと、幼稚園と保育所
です。この幼稚園教育要領と保育所保育指針……(発
言する者あり) 実態は、でもそういうことじゃな
いんですか。同じ五領域を目標に掲げてやってき
ているということ、私が伺っているのは、だか
ら現場で教育目標がすり合わされてきているんだ
ということ伺っています。ただし、これをござ
らぬだけと非常によくお分かりいただけるん
ですが、かなり内容にはまだまだ違いもあつたり
書きぶりにも違いがあります。

そういうことでは、昨年施行されました認
定こども園でも、やはり幼稚園型こども園ある
いは連携型こども園の幼稚園部分は法律の対象
になるけれども、保育所型こども園あるいは地方
裁量型こども園、そうしたものは対象にならない
ということがあつたわけですね。だから、そこら辺
の整合性を私はやっぱり取つていかなくちやいけ
ないんだというふうには思っています。

先ほど大臣は、二十二條が努力目標だと、なる
べく達成することを目標にみんなやっていくん
だという理解でいいというお話でございましたけ
れども、特にこの二十二條では、「義務教育及び
その後の教育の基礎を培うものとして」という書
きぶりもされておまして、いわゆる小学校部分
から始まる義務教育をにらんだ書きぶりになつて
いるかと思つています。

で、お伺いをしたいんですが、小学校における
教育というのは、これは二十一條の項目が目標だ
というふうな学教法では作りがなつていますけれ
ども、この小学校教育において、小学校に入つて
くる幼稚園児は既にこの二十三條に掲げられる五
つの目標を達成してきたという前提で入学を
してこるんじゃないですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、達成して入つ
てくる幼児もいるでしょうし、「行われるものと
する。」と書いてありますから、幼児がこれこれ
を取得しなければならぬとは書いてないわけ
ですから、ましてや小さな子供ですから、そういう
教育をしたからといってみんながこの素養を持つ

ているとは限りませんし、御家庭におられる方でも、何というんでしょか、例えば保育園に通っておられる方でも、家庭教育手帳とか保育所の保育指針とか、できるだけ合わすように省庁を超えてやっている部分もあるようですけれども、そのことが小学校に入ってくる条件には何ら関係はありませんよということを申し上げているわけです。

○林久美子君 当然私、それが条件になるとは申し上げておりません。ただ、その前提として、小学校教育が行われる前提としてこの二十三条の五項目を達成してきているということで行われるんじゃないかということをお願いしているわけですね。

ちよつとお待ちください。といいますのも、なぜかという、じゃ達成してなくてもいいんだよと、それは前提じゃないんだよということであれば、この二十一條に掲げられているこの十項目の目標に何ら二十三條に掲げられている五項目と重なるところは無いわけですね。だから、就学前の子供たち、幼稚園の子供たちが達成して行くべき目標と義務教育段階に入ってきた子供たちが達成すべき目標が重ならないとすれば、既に幼稚園教育で目標としてきたことを達成して小学校に入ってくるという前提でとらえているんじゃないかということをお願いしているわけですね。

○政府参考人(錢谷眞美君) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、幼稚園教育については、これは幼稚園教育を行う側がこういう目標を達成するように教育を行うわけでございます。子供たち一人一人が幼稚園教育の目標を達成しているかどうかということをお聞きするのは、入学前に幼稚園教育を受けているかどうかを問はず、原則として六歳に達した四月に皆、幼稚園の卒園児、保育所の卒園児、あるいは幼稚園、保育所に通っておられないお子さん、そういうものを差別なく就学をさせる学校でございますので、小学校の教育を受けるに当たっては、繰り返しになりますが、子供

たち一人一人が幼稚園教育の目標を達成しているかどうかというのを問う、そういうものではないわけでございます。

○林久美子君 いや、問う問わないの話をしてるんではなく、スタートラインが違う、差が付いてちやうどじゃないかということをお願いしているわけですよ。

今更申し上げるのも恐縮ですが、保育所ですね、児福法に定められていますね。保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする施設だと書かれているわけですよ。目的が全然違う、幼稚園と。いろいろ環境で、就学前のいろいろな環境に置かれた子供たちが、用意、スタートで小学校に入ってくるわけですね。幼稚園は五項目という目標を達成しなきゃならぬということではないけれども、それを目指して教育を受けてくる。小学校から続く義務教育の目標の中にそれが入っていないということは、既に達成してきたという前提で行われるのであれば、そこで達成してきていない子供たち、あるいは幼稚園に入っていない子供たちのその権利はだれがどうやって保障するのかということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、今回の学校教育法の二十一條は、義務教育として行われる普通教育は、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとすると二十一條に書いていて、その十番までは、これはその後の第四章の「小学校」、小学校は「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。」と。そして次の四十五條の「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと」とする。だから、四十五條と今の二十九條で、この先ほど来先生がおっしゃった二十一條の十項目を達成するわけですから、それは小学校の普通教育の目的としてはここに書いてあることを小学校と中学校で実現していくわけであって、これは幼稚園とい

うのはこういうことを教える、教えるというのか、こういうことを目標に行うんですよ、幼稚園といふのはそういうものですよということを書いてるのが二十三條なんですよ。だから、政府参考人が何度も申しておりますように、幼稚園に入っていた人が、もっと具体的に言えば、一つ一つ議論していくとあれですが、二十三條の一、二、三、四、五がこの今申し上げた十項目の中のどれかに溶け込んで記述されているということになるんじゃないんですか。その社会生活を一緒に送っていくためのどうか、いろいろ書いてありますよ。この一、二、三、四、五項目は当然そのどれかの中に更に進んだものとして包含されていると考えてよろしいんじゃないんですか。

○林久美子君 エッセンスとして読み込むことができるということだと思います。であれば、要するに、必ず達成しなくちゃいけない目標でもなければ、幼稚園に通っていない子供じゃなくても小学校に入った段階で中学校までの期間を通してこの義務教育の目標を達成していくんだということであれば、私は、これだけいろいろ多様化をしてきている時代であり、人間の暮らしもいろいろ多様化している中で、幼児教育にその達成目標という形がわざわざ五項目載せる必要もなかったんじゃないのかなと私は正直思います。

そうしたら、達成する、しなくてもいいというふうな、そういうファジーな話であれば、ということであれば、私は、本来であればきちっと達成をさせて小学校に入らなければいけないんだからまだ分かるんですけど、いや、そうじゃなくて、何でもどこに行っても、幼稚園教育だろうと保育だろうと、児童福祉法は変わらなずにそのままできていても、認定こども園の幼稚園部分でだけ目標達成するんだみたいな話になっても、小学校に入らなみなスタートラインは同じで、義務教育の間でこの十一項目かな、を達成しているということであれば、もっと私は現場で、地域によって子供によって特性があるわけだから、弾力性を認めるという選択肢もあるのか

はないかなと思います。済みません。もう時間がないので次に行かせてください。

第二十五條なんです、第二十五條には「幼稚園の教育課程その他の保育内容」と書かれています、このその他の保育内容とは何を指しているのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 改正法案の第二十五條には、幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は二十二條及び二十三條の規定に従い文部科学大臣が定めると、この規定をいたしております。このその他の保育内容というのは、いわゆる預かり保育のことを指しております。現行の幼稚園教育要領においても教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動であるいわゆる預かり保育について規定をしておりますが、これを学校教育法上その他の保育内容ということで今回規定をするということにしたものでございます。

○林久美子君 実態、かなり、公立の幼稚園でも四四・六%の園で預かり保育も行われていると。私立になると八七・六%で預かり保育も行われているということなんです、当然預かり保育が行われるということは時間が長くなるわけですね。幼稚園は通常四時間保育と言われていますが、延びてくると。その際の人員の配置はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 現在、地域の実情や保護者の要請等を踏まえまして、いわゆる預かり保育は国公私を通じますと約七割の幼稚園が実施をいたしております。

人員の配置につきましては、施設の状態に応じまして施設が適切に判断をすべきことではございますが、実態を申し上げますと、預かり保育を実施している国公立の幼稚園におきましては四六・七%の幼稚園で預かり保育担当者の人員確保を行っているという状況でございます。

○林久美子君 四六・七%で何らかの担当者を置いているということではございませんか。

いると。

それと、今ここに御出席の政府の参考人の皆様方、文部科学省を構成する役所の皆さん方は、それぞれ幼児教育についても私学についても非常に熱心でございますけれども、かつて文部省時代、昭和五十年前後、幼児教育ということについては、委員御承知のとおり、ほとんど私学に任せていたわけですね。そのことが、当時の文部省として幼児教育を自分の責任でどうするかという意識に欠けていたということが率直に申し上げて当時からの大きな流れでございます。今日ではそうではないと思えますけれども、そういう意識に立って幼児教育を文教行政としてどうとらえるかということ、これがなければいけないのではないかと。これを真剣に考えなければいけないのではないかと。これがなければ、私は幼児教育の問題を論ずることはできないのではないかと、このように思っております。

したがって、私も今回は、これは教員免許法の改正の中で養成制度を抜本的に変えよう。そのときに、幼児教育については免許を一本化する。方によつては、人確法という法律を立案する過程の中で、大学が取り組んだときの基本的な考えは、大学の先生方は、それは高い最先端の知識、学問を身に付けておられるわけですから非常に高いレベルであると、しかし、幼児、子供たちを教える、特に就学前の子供たちを教えるという幼稚園の先生の方が場合によっては大学の教授よりも多くのことが求められるのではないかと、そういうことも考えまして、教員養成の抜本的な改革の中で、幼児教育に携わられる教師の皆さん方の資格も高いレベルにしようということを考えた次第でございます。

○林久美子君 ありがとうございます。本日、ほんとうに少しいたこともあったんですけども、本当に私は今正に幼児教育が重要なこと、預かり保育についても伺いましたが、いろいろ子供をめぐめる環境も変わっていく中で、子供と向き合っているお母さんたちもいろいろなストレスを抱えている。だから、幼稚園が今回、その他保育というふうな法文上は位置付けられたり、いろいろな子育て支援の話もあつたりということで、地域のいわゆる幼児期の子育て支援センター的な機能を兼ね備えているということは非常にいいことであると思っております。

ただ、そのときには、きちつとそれが機能するような仕組みをつくっていかなくてはならないし、いろいろな事情の中でいろいろな場所に子供たちがいることを考えれば、これは、先ほども申し上げましたが、今認定こども園というのが始まっている以上、しっかりと厚生労働省さんともお話をさせていただいて、児童福祉法の改正も含めて、やはり一元的に、子供たちにとつてより良い場所が提供できるように、より良い教育、保育が提供できるように御努力をいただきたいということをお願いを申し上げます。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。まず冒頭に、今朝の毎日新聞で報道されておつたんですが、タイトルが「小中学校統合を推進」という。これ財政制度等審議会、これは財務相の諮問機関なんです。六月にまとめる建議に、学校規模の最適化と題して公立小中学校の統合推進を盛り込むことが分かったという記事で、実際、財務省に確認をしたら、すべて事実というお答えが返ってまいりました。

大臣、まだお読みになってないかもしれませんが、簡単に中を申し上げますと、これは学校運営費の削減による財政再建が目的だと。建議原案によりまして、全国の公立小学校の児童数、ピーク時の八一年度比を以て〇六年度が四〇％減少している、その一方、学校数はわずかに九％減、中学校もピークの八六年度比を以て、生徒数は四四％削減したものの学校数は三％減であると。財務省

が、〇五年四月に統合した全国の公立小中学校二百二十一校、これ統合前に比べたらもう半分以上になっているんですね。これについて調べると、統合によって学校運営費が単年度で七十億円削減されたこと、だからその財務相の諮問会議の建議書としては、ほとんど統合を進めていって財政再建を行っていかばいいんじゃないかという意見を出されたということなんです。

これは私は、教育の場所である学校、子供たちに学びを保障する学校という場所が規制改革とか合理性とか市場の原理で論じられて、いわんやその上で、法改正で統廃合が行われていくというのはあつてはならないことだと思つていられるんですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 毎日新聞の記事は私も車の中で読みました。率直なところ、国の財政再建にどの程度、地方が設置する学校を統合するというのが財源の削減になるのかなというところはよく分かりません。私も主計局で長く仕事をしておりましたけれども、国家財政を再建する限りは、地方に出す交付税が減る場合と国が出す補助金が増る場合でない限り歳出のカットはできないんですね。だから、先生の数が減れば義務教育国庫負担金が減ります。それから、学校の新設の数が減れば学校の補助金とか交付金は当然減りますが、何を考えているのかなという気が、一般管理費とかかそういふものが徐々に減っていくことを考えているのかも分かりません。

大体、こういうものはいろいろ見方があつて、先生の御意見と財務省の意見の真ん中辺りが正しいところだと思つて、現実には。○蓮舫君 そういう意味では、伊吹大臣は財務省の考えも十二分に理解できるし、かといって今や文部科学大臣でおられますから、中間と言わず、文部科学大臣としてこんなことがあつてはいけません。いんだとはっきり明言をさせていただきますというのが私の希望的観測でございますが、ただ、はっきり申し上げたら、私からしてみた

ら、こういう資源が乏しい日本において、何よりも人材なんだと。特に、今の安倍内閣におかれては美しい国をつくるおっしゃられていて、その軸は人材なんだと。その人材をばぐくみ育てていく学校、教育現場というのを、財政再建の視点で切つていかばいいんだという観点は、私は承服しかねます。

一方で、こういう人工的に統廃合を進めていけばいいんだという意見が出る一方で、これは自然的に、自然というか、財政的な問題で統廃合せざるを得ない場所もいろいろあるところだと思つております。その一番最たるものが夕張だと思つております。夕張が総務省に提出した財政再建計画書を見ますと、これは何と教育費が昨年度に比べて五三・八％削減しているんですよ。五三・八％削減するということはどういうことかという、夕張市内に四校ある中学校が一校に統合される、七校ある小学校については計画上一校に統合することになっている。これ、十九年度中に整理して検討することになるんじゃないかと、その結果、小学校が一校に統合されまして、統合された場合、一つになった場合、一番遠い生徒で、十八キロ離れた道のりをバスで三十分掛けて通わなければいけなくなつてくるという事態が訪れてくるんですね。

私、市の財政破綻というのは、その町で生まれた子供、育っていく子供たちには何の瑕疵もないし、そこでの学習権とか教育の権利というのは、市はもちろんですけれども、国が保障していくべきだと思つております。特に、国が責任を負う教育機会の平等という部分で、ちよつと簡単に結構なんです。大臣は、この夕張の学校の統廃合の現状はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) それにお答えする前に、先ほども私は真ん中辺りに答えがあるんじゃないかと申し上げたのは、やはり学校というものは子供の教育の場所ですから、お金の理由で統合したり廃校したりするべきではないんですよ。しかし、同時に、それから一定規模のやはり児

が、〇五年四月に統合した全国の公立小中学校二百二十一校、これ統合前に比べたらもう半分以上になっているんですね。これについて調べると、統合によって学校運営費が単年度で七十億円削減されたこと、だからその財務相の諮問会議の建議書としては、ほとんど統合を進めていって財政再建を行っていかばいいんじゃないかという意見を出されたということなんです。

童と一緒に教育をする、それから通学の時間が余りにも長いとか、こういうのはみんな、例えば学校教育法の施行規則の十七条に、小学校の学級は十二学級以上十八学級以下を標準とする、こう書いてありますね。それから、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の施行令を見てみると、一、学級、おおむね十二学級から十八学級、通学距離は、小学校においてはおおむね四キロ以内、中学校においてはおおむね六キロ以内と。

そうすると、私は京都の出身なんです、昔は京都市内は大変な人口がいました。だから、百メートル置きに小学校があります。しかし、今やドーナツ現象があつてほとんどの人は郊外に移つちやつて、昼間人口は大変ありますが、夜間人口はほとんどありません。ですから、そういうところはやはり子供のためにも統合した方がいいんです。そして、跡地を有効に利用した方がいいんです。だから、ケース・バイ・ケースなんです。

だから、お金のためだけに統合するというのもどうも私は反対だ。しかし、統合は何でもいけないよという、私はそうじゃありませんよ。これはちよつとどうかなという意味で申し上げたということです。

夕張のケースも、やはり義務教育の場合は、北海道から沖縄までどこに住んでいても、基本的にはシビルミニマムとしてここまでは満たして欲しいということを決めているわけですね。それの決めたいろいろな教育、福祉、いろいろなものを決めたのは基準財政需要というものです。そこで、自主財源でカバーできるものとのすき間、ここを埋めているのが交付税なんです。

だから、多分、二つ考えられると思うんですが、夕張は、従来は基準財政需要以上のことをしておられたのを基準財政需要に戻しておられるか、財政を再建しないといけないから、基準財政需要というところでお金をもらっているけれども、地方自治体の予算の編成権としてその基準を満たさないような予算編成をしておられるか、どちらかなん

ですね。

これは、基本的には学校の設置者の判断にゆだねる、ここにまた口を出したら国家統制と今度は御批判を受けるわけですから。だから、これは基本的に設置者が決めるということになつていますが、子供にツケを回して、大人の失敗のツケを回すというところはやっぱりあつちやいけませんから、できるだけ、総務大臣にもお願いをして、特別交付税措置や何かを講じてあげて下さいよということはお願ひしてあります。

○蓮舫君 確かに、現行教育行政で考えますと設置者が決めることであつて、国が直接そこに対して指導することはできないと思つていますが、ただ国家として、子供のひとしく学ぶ権利を保障しなければいけないといったときの国の責任というのはあると思つてます。

今回の政府の提出した教育関連三法案を見ておりますと、タイトルだけを見ると、地教法を改正して国の責任の果たし方を定める、学教法を改正して学校教育の充実を図っていくんだと。やはり、これは国がしっかりと子供たちの学力を維持して子供たちの学ぶ権利を保障していくというふうに見えるんですが、ただ私は、その先にある、学校がどういふに具体的に変わっていくのかという絵が残念ながらまだよく見えていないんです。

私も民主党が提出している日本国教育基本法案に沿つて、あるいは関連三法案に沿つて、学校をしっかりと現場に権利を持たせて、権限を持たせてつくらせていただけであらば、それは地域立学校で、本当に地方分権で学校が地域を主体として子供たちの学びを支えていく絵が、私は少なくとも民主党の方が、まあ立場が立場なんですけれども、見えると思つてますが、まず西岡先生にその部分、発議者として御説明をいただきたい、文部科学大臣には是非お聞きをいただきたいと思つています。

○西岡武夫君 連舫委員にお答えをいたします。委員が御指摘のとおり、夕張の問題というのは

非常に国の義務教育についての責任の取り方というところについての典型的な例であると思つておるわけでごいまして、伊吹大臣もおっしゃつたように、大人の都合でそういう教育環境が悪い状況になるということは許されないことであるというところであれば、私どもの日本国教育基本法の中で、国が最終的な責任を負うということを具体的な政策として打ち出すべきである。

今、実は私も民主党としては、夕張について具体的な何らかの方法はないのか、特別措置の方法はないのかということでも立法作業に入つてるところでごいまして、財政再建期間の間、国が全責任を義務教育について負うというやり方がどこまでできるのかということについて検討をいたしているところでごいします。

○蓮舫君 恐らく民主党のおっしゃつておられる、国が財政破綻に陥つた市を一時的にせよ国所有にすることに對しては、今進んでいる地方分権に對して、中央集権により戻すんじゃないか、国の教育に口を挟む権限をより強めるんじゃないか、いろいろな議論があるところだとは思いますが、最終的には子供の学ぶ権利を保障するという部分の真摯な議論は、是非これから先もさせていただきたいと思つております。

そこで、伊吹大臣にお伺ひをしたいと思います、今回の国の責任の果たし方も新たに提案をされておられますけれども、今までの教育行政の弊害というのは責任が一体どこにあるのかと。国があつて、都道府県の教育委員会があつて、市区町村の教育委員会があつて、学校がある。それぞればらばらじゃないか、どこにこの問題が行けばいいのか。たらい回しにされて子供が悩んでしまうということが私はあつてはいけないと思つてます。

今回、政府案において国の責任というところと四十九条と第五十条というのが象徴的だと考えられるんですが、この四十九条、五十条、その意図するところを教えてくださいませんか。

○國務大臣(伊吹文明君) これは率直に言いますと、政権をお預かりしておりますから、従来の連

続性の中で混乱を余り来さずにやはり国の責任の果たし方を模索しなければならぬという、ある意味では足かせがあるんです。

そういう中で、平成十一年でしたでしょうか、地方分権一括法ができました、そのときに国と地方との関係がかなり大幅に変わりました。そして、地方がやつておられる仕事というのは、本来の地方が独自でおやりになる地方自治事務というのと、国の仕事なんだけれども法律でもって地方がそれを引き受けている法定受託事務というのと二つに分かれたんです。

教育は、私はちよつとそのときなぜこういうことになつたのかなと率直な感想を持つていますが、地方自治事務が、地方分権という大きな流れの中で、これを戻すということは現実問題としては非常に難しゅうございます。ですから、地方自治事務の中で、他の法体系もございしますが、文部科学大臣がそれはちよつとやり方が困るから直してくれないかというのが是正の要求です。これは地方自治法にも一般則としてございします。ございしますが、もうこれは先生よく御承知のように、これは直してくれということでは言えませんが、しかし、具体的にこういうふうに直してくれということでは言えないんです、一般則は、今回は、具体的にこういうふうに直してくださいということになります。

それからもう一つは、自治事務である限りは、国会で決めた指導要領どおりやつていないとか、子供の命にかかわるようなことを隠ぺいしているとかいふ学校あるいは教育委員会があるんなら、地方自治の力を發揮して直してくれないと困るわけですから、こういう是正要求をしておりますよということも教育委員を任命された首長とその承認された議会に送るというのがこれは一般の地方自治法と違うところですよ。

それから、指示は、これは生命その他に関する非常に緊急的なことですから、これも地方議会にもそのことを送るわけですが、これも一般則とし

て各法律において、自治法なんだけれども、各法律の中で指示することができるという法体系がほかにもございますので、それに倣ってやっつたということですよ。

○運動君 大変分かりやすい説明をいただきました。ありがとうございます。

更に言うと、大臣は、常に教育行政は謙虚に公正中立でなければならぬと御答弁をされておられるので、軽々に国が地方の教育行政に口を出す、手を出すということであってはならないと思うんですが、確認をさせていただきたいんですけれども、今回のこの四十九条、五十条の条文を読むと、未履修を起ささないようにするんだとか、いじめなどによって生徒の命が危険にさらされてはいけないうんという立法意思が読むことができるんですけれども、そのときの条件として、四十九条も五十条も教育委員会に怠りがある場合という前提を置いてあるんですね。この怠りとは一体どういうものなのか、これ政府委員の方で結構なので、簡単に答弁いただけますか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、私は極めて、いつも申し上げるように、抑制的にやりたいと思っております。その点はまず前提として、一般論として言えば、法律の第一次の有権解釈権は法律の所管省にあります。ですから、この場合でいえば文部科学大臣ですね。何度も教育基本法のとときにやり取りをしたように、不当な介入その他のこととこれはやっぱりかわつてくるわけですね。私は抑制的にやり、私が怠りがあつたからと思つてやつても、そうじゃない、怠つていないという不服を持たれるところがあるということとはこれはあり得ることなんです、私は抑制的にやるつもりですが。その場合は司法で争つと、これはもう当然の日本の統治のシステムなんです。ただ、怠りというのはどういうものかというのはいや、やっぱりケース・バイ・ケースです。これは、教育委員会の言い分もやはり聞かなければならないでしょうし、関係者の御父兄あるいは学校の現場の意見も聞きながらやっぱり慎重に怠りがあつたかどうかということとは判断していくと、ケース・バイ・ケースによつてですね。

○運動君 伊吹大臣のおっしゃる私は抑制的にやりたいと、これは私も信頼関係も持つております、審議を通じてそれは信頼をさせていたんですが、ただ、大臣が替つた場合に担保される言質ではないんです。そう考えると、この法律要綱の条件というのはきつちり確認をさせていただきます。

文部科学省に事前にお伺いをしたときにペーパーでお返しをいただきました。怠るとはどういうことか。教育委員会が何らの措置も講じないことを意味する。何らの措置も講じないこと、これは確かに怠りでしょう。ただ、考えていただきたいのは、何の措置も講じない教育委員会、だけれど、学校から情報が上がつてこないときは何の措置も講じ得ないんです。これは怠りにじゃ当たらないのかというと、学校が隠ぺいした場合に教育委員会は動きようがないときを、でも、結果として、いじめ自殺が出たり何らかの想定外の問題が出たときに教育委員会はどうかと見たら、知り得る立場にないで、じゃこれは怠りじゃないんだ、どっちなんだというふうに難しいと思うんですが、これはどうなんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 運動先生から厳しい御質問が予想される際に、そういうものを紙で出したということと報告をしているのを怠つていないというのとは非常に困るんですね。私に報告をしなければならぬと思つてます。

今のようにならぬ、報告してないというから私は全く知りません。しかし、今いろいろなところからいろんなことを、例えば御質問で聞いたときに、これはきちつと報告をしなければ駄目じゃないの、言つてくれないうんというときにも、なおかつ報告をしなければ怠りになります。

○運動君 後の報告でもう取り返しが付かない事態というのがあるんですね。子供の場合には、特に生命にかかわるときの場合、あるいは学習権にかかわるときの場合。

つまり、四十九条、五十条を読んで、良くできている法律だと思つて。いろいろな要件を掛けて、この要件を認めていかないと国は地方教育行政に対して指導要求をしていくことができない。緊急の必要があるとか、あるいは生命、体の保護のためとか、ほかの手段では何ら助けることができないとか、いろんな要件は課しているんですが、その大前提となる怠りというものが教育委員会が何らの措置も講じない定義付けをしてしまつと、それは、情報が共有されてない地域において、この四十九条、五十条が想定してない何らかが起きたときに、四十九、五十条では文部科学大臣が責任を取ることができないんですよ。ここはいかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) しかし、どうなんですか。教育委員会は何らの措置をとつていないということが分かつているから正要求をするわけですよ。

○運動君 でお伺いしますが、文部科学省はこの怠りがあるという事態をどうやつて知るんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、教育委員会には、例えばいじめの問題一つ取つても、学校ぐるみで隠していた、あるいは教育委員会もこちらに言つてきていなかった。しかし、いろいろこちらに情報提供がある、あるいはマスコミからいろいろ話がある、お地元の先生からも御質問が出てくる。あらゆることにやはり耳を澄まして、そして、学校、教育委員会は何も言つてきていないけれども情報がこちらに入つてきている、これは困るよ。

先生に何か紙渡したのに私に全く言つていないというのは今分かつたわけですから、それと同じようなことはよく起ると思つてます。

○運動君 いや、実はこれ、衆議院の教育特選谷局長がもう御答弁されているんですよ。その御答弁は、どうやつて怠りがあることを文科大臣が知るのかということに対しての答弁は、銭谷局長は、教育委員会に対する各種調査やヒアリングと

言つておられます。つまり、教育委員会にヒアリングをしても、教育委員会が学校から情報が上がつてきてなくて知らなかった場合には怠りがあるかないかというチェックができないんですよ。そう考えると、ここは深く、四十九、五十条は、やはりこの怠りという定義をきつちりと何にも動かさなかつたときということにするんではないかと思つてもう一つ知恵を考えた方がいいんではないかと思つていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) ですから、やはり私は政治家ですから、役人のような答弁を先ほど来してないんですよ。法律の一義的解釈権というのは所管省にあります。ですから、怠りと私が判断をしたときにこれは怠りになるということですよ。

○運動君 つまり、その怠りという要件がある程度片付けて形しておかないと、大臣が替つたときに変わつてくるんですよ。伊吹大臣が幾ら聡明な御判断を下されたとしても、次に間違つた大臣があつた場合とか、あるいは御判断がおれたりするんが、あつてはいけないんですよ、教育行政においては。だから、ある程度のイメージで形をつくりたいと私は思つておられます。

つまり、怠りの判断をつくらないと逆になるんですよ。地方分権をどんどん進めたいと思つておられる文科省さんと違う判断を実は地域の教育行政がするようになってはいけません。つまり、自分たちが正要求を受けてはいけませんから、怠りに当たることをしないようにしよう。じゃ、怠りに当たるのは何なんだと。大臣が判断するの。じゃ、これはどうですかと一つ一つ市区町村の教育委員会は都道府県の教育委員会に聞いて、都道府県の教育委員会は文部科学省に聞いて、文部科学省が判断を下して下りてきて、上意下達今の教育行政のばらばらと実は変わらないかと思つていないか、逆に中央集権を強めるんではないかと思つていないか、逆しているんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、従来は正要求権とか指示権というのはないわけですから、現時点では、地方自治法の一般則しかないわけです。

から、それはある意味では国の権限を強めるという法律であることは当然なんです。強めるという観点があるんだけど、それによって大きな公益を担保するために強めるというケースがあったら当然なんです。だから、怠るという定義はこれはあらかじめできないんです。抑制的にやっているとということは大がら大臣になったってそうではないからいいし、抑制的でない、こういうことは是正要求をされるというは不当だということでは、これは司法で争うんです。

○蓮舫君 司法で争うということを前提に議論をしてしまうと、今立法作業をしているときに、やはりある程度これは司法で判断を任せる事態になるであろうという議論以前に、司法に行かないで済むように立法の途中経過で議論をしたいと私は思っているんです。

その部分で民主党の発議者にお伺いをいたしましたけれども、例えば政府案を見ていて、私はこういう、もう少し文言をきっちり定義付けていた方が、せつかくの法案だからもつたないと思ってしまうところが幾つかあるんですが、そのことについて、まあ民主党の発議者に聞くことではないんですが、どうお考えになるのかというのが一つ、民主党の国の責任の在り方、これ決定的に違うと思うんですが、それについて御説明いただけますか。

○西岡武夫君 お答えいたします。

私も民主党の基本的な考え方というのは、教育行政についてどこが責任を持つのかということ、明確にしなければいけないということを日本国教育基本法の中ではうたっているわけでございまして、その点が政府が提案をされました教育基本法とは大きく違うところでありますし、違っているからこそ、それに基づいて出てきている関連の法案がなかなか思うように機能しないであろうと言わざるを得ないわけでございまして、やはり教育行政の基本的な責任の取り方というのは、この前の委員会でも申し上げましたように、予算の編成権がある、そして執行権がある、そして人事権

がある、この三つがそろわないと、あらゆる今のいろいろな問題が起こったことを学校から吸い上げるというても、教育委員会としては現実問題としてはなかなか機能しないだろう。

同時に、学校現場における、私どもは理事会というものを、保護者の皆さん方、校長先生、教師の皆さん方の代表、地域の代表、学識経験者、そういう方々で学校理事会というものを形成して、その中で学校の運営は責任を持ってもらおうと。こういう形にいたしますと、日々の学校で起こったあらゆる問題はその理事会を通して報告されてくるだろうという仕組みを民主党としてはつくっているわけでございまして、そうしなければいけないのではないかと思いますし、残念ながら、どうも教育基本法という大きな問題を改正したとはいえないながら、今回提案しておられます教員免許法にいたしましたも学校教育法の改正にいたしましたもちょっと貧弱なのではないかと、もつと時間を掛けていいた方がいいから根本的なことに触れていくべきではなかったかと、このように私どもは考えております。

○蓮舫君 午前中に、自民党の先輩である吉村委員も、これからは対立ではなくて一緒に切磋琢磨、構築していくんだと、そういう部分においてはまだまだ構築できる場面が私には幾つもあると思うんです。まだまだ審議を尽くさせていただきますかと思っております。

時間になりました。ありがとうございます。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。

まず冒頭に、法案審議に入る前に、学校施設の耐震化についてちょっとお伺いをさせていただきますかと思っております。

以前、本委員会におきまして、学校施設の全国の耐震診断結果が取りまとめられたら、それを踏まえて今後の耐震化の進め方について有識者会議を立ち上げて検討したかどうかということをお伺い申し上げます。池坊副大臣から、即座に、早急に立ち上げますという力強い御答弁をいただきました。その後につきまして、実際立ち上げてい

ただいたんでしようか、その検討状況についてお伺いをさせていただきますかと思っております。

また、併せてお伺いをさせていただきますかと思っております。

耐震診断実施率や耐震化率の状況というのは調査、公表をされておるわけでございまして、今回調査するに当たりましては新しい調査項目を設けていただきます。実際、設置者が学校ごとの公表を、耐震化の状況を公表しているかどうかとか、また、耐震化がないといった中でもどれぐらいなのかということもきちんと、いわゆる耐震性能まできちんと調べていただいたというふうな何とお伺いしますが、今後この新たな調査項目も当然のことながら公表していただけるでしょうか。

○副大臣(池坊保子君) 三月二十九日に山本委員から、専門家を交えた、役所だけでなく会議を立ち上げるべきではないかという御質問をいただきました。私どもは四月に有識者会議を立ち上げました。公立学校施設耐震化推進計画策定ワーキンググループというものでございます。これは、四月に一回、五月に一回、二回開催をいたしました。このワーキンググループは、耐震化の観点から緊急に整備すべき学校施設の範囲、改修を中心とした整備の方策など、様々な課題について議論をいたしております。

例えば、議論の主な方向性としては、学校施設の耐震化は何らかの中期的な目標を国が示し、計画的に行っていくべきではないか。また、計画には、判明した耐震性能を踏まえ、特に緊急性の高いものについてある程度の期間を定めて整備する旨、明示すべきである。また、特に緊急性の高いものとは、阪神・淡路大震災等の被害状況も踏まえ、例えば構造耐震指標、I s値〇・四未満の建物とすべきである。ある程度の、じゃ期間というものはどうするのか、教育振興基本計画も視野に入れるべきというふうにお考えでございますので五年間とすべきではないかというふうな議論を今して、まとめていこうとさせていただきます。

と、来週ぐらいにはプレス発表するつもりでございますので今ここで申し上げるのは、資料はしっかり持っておりますが、ちょっと控えさせていただきますが、細やかに都道府県、学校別という資料もいたしておりますし、またどの程度の耐震なのか、その性能についてもきちんと調べて把握いたしております。

○山本香苗君 なぜ今の段階で聞かされていたのかというと、六月議会、地方で開かれています中で、こうした詳細なものが出てきますと、やはり命にかかわることですから、大変財政厳しくても、しっかりとやらなくちゃいけないということでも、議会でも訴えていただけるのではなからうかと、地方議会におきましてそういう流れが加速されるんじゃないかと思っております。質問をさせていただきます。集計急いでいただきますと、既にあります。集計急いでいただきますと、既にあります。集計急いでいただきますと、既にあります。

教員免許制度の導入につきましてちょっと質問をさせていただきますかと思っておりますが、今回の制度導入目的というのは、この間の委員会の中でも何回も繰り返して御答弁がありましたけれども、教員が社会構造の急激な変化等に対応して最新の知識、技能を身に付け、自信と誇りを持って教壇に立つことができるようにするためである。教員として日常の業務を支援することによって自己研さんに努めているのであれば更新できるんだよということは何度も答弁いただいております。

私は、大半の先生はもうこのように日常、教育現場で起こるような問題に直面しながら、悩まながら日々研さんをされていらつしやると認識しておりますので、今回の免許制度が導入されることによりまして現場で負担が増えることがあつてはならない、必ず先生方を手助けできる、サポートできる方向で実施していただかなければならないと考えておりますが、この更新の際に受ける講習内容というところにおきまして、どういったもの

になるのか、どのようにして決められるのか、また最新の知識や技能を身に付けるということでございます。最新の知識、技能を身に付ける、この最新の知識、技能というのは具体的には、この最新の知識、技能というものは、具体的にどのようなものを想定されていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○政府参考人(錢谷眞美君) まず、免許更新講習の内容でございますが、昨年七月の中教審の答申の中では、第一に使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、第二に社会性や対人関係能力に関する事項、第三に幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、第四に教科、保育内容等に関する事項、こういった各事項を含めることが適当とされているところでございます。

今回の改正法案の第九条の三におきまして、免許更新講習の内容等につきましては省令で定めることになっております。この省令で定める際に、国会での御審議を踏まえつつ、中央教育審議会の御意見も何らかの形で伺いながら策定していきたいと、こう思っております。また、これは法律に基づく命令又は規則の制定でございますので、行政手続上、パブリックコメントを行うこととされておりますので、広く国民の御意見も聴きながら策定をしていきたいというふうに思っております。

それから、免許更新講習において取り扱うこととなる最新の知識ということでございますが、これは例示でございますけれども、例えば、子供理解や教育方法、教育の技術に関する最新の知識、各教科や道徳、特別活動等の指導法に関する最新の知識、キャリア教育やカウンセリング法などに関する最新の知識、対人関係や学級経営などに関する最新の知識等が考えられるところでございます。

○山本香苗君 事前にお伺いしたときに、いわゆる今いろいろと例示として挙げていただきましたけれども、よく言われるADHDだとかLDだとか、発達障害に対する知識を身に付けるといったこともそういった中に含まれるんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 発達障害は最近の教育において大変大きな課題となっております。したがって、発達障害につきましても、障害に関する知見や指導方法などの最新の知識を習得することは重要でございます。講習において適切に取り扱われることとなると考えております。

○山本香苗君 実際、今申し上げました発達障害につきましましては、局長がおっしゃっていただきましたとおり、重要な課題であり、また発達障害者支援法ができてから全国各地で先生方が研修を受けていただく、でもまだまだ対象が限られている状況でありまして、本当に、発達障害をお持ちのお子さんの保護者の方々からは、もうすべての先生に発達障害についての正しい知識を持っていただきたいという要望がよくなされているところであります。

他方、この件について現場の先生方にお伺いしますと、受けたいんだけれどもなかなかそういう時間取れなくてという声もありません。免許更新時にこうしたこと、現場で本当に求められているような知識が身に付けられるのであれば、先生にとっても、また生徒にも保護者にとってもプラスになるのではないかと思います。

その時々には身に付けることによって、現場がスムーズにいくようなしつかりとした知識を身に付けていただくというのではないかと思います。であれば、現場のニーズをきちんと把握して講習内容に反映していくという、生かしていくという工夫が必要ではないかと思っております。

○政府参考人(錢谷眞美君) 免許更新講習の質を確保するということが、それから受講者のニーズを反映するということが、大変私ども大切なことだと思っております。

免許更新講習の実施に当たりましては、講習開設の認定基準というものを作りますので、この認定基準によりまして質を確保することに加えまして、受講者のニーズを反映した内容を確保するということがも講じていきたいと思っております。

このため、例えば更新講習の受講申込みの際に受講者に対する事前のアンケート調査を実施いたします。そして、どのような講習内容を期待しているのか、あるいは講習の修了後、事後評価を行っていただきます。その結果を公表することなど、その講習内容の質の向上ということを図るための様々な工夫を検討していきたいと、こう思っております。

○山本香苗君 ということは、実際受ける前にいろんな形でニーズも踏まえてということなんですけれども、教員免許と一口に言ってもいろんな種類免許があって、ニーズも恐らく非常に異なってくるんではないかと思っております。いろんな免許もある中で一律の内容では必ずしもスキルアップが図れないという状況になると思うんですけれども、免許状に応じた講習というものが、じゃやられるということでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 免許更新制実施に当たって、その更新講習の際はその時々で必要とされる最新の知識、技能を刷新をするということを目的としているものでございます。おおよそ教員として共通に求められる内容というものを中心に据えるということがまず第一でございます。

それに加えまして、教科につきましましては、これも必ず講習に含まれるものと考えられるわけでございます。また、教科はいろいろございまして、したがって、学校段階や教科によって様々な講習内容が必要になってくると思っております。

実際には、講習を開設するに当たりまして、その免許更新講習の対象とする学校種や教科の種類、講習内容の概要、開設の時期、こういったものがあらかじめ分かるようにし、これらについてホームページ上において周知をいたしまして、教科内容に関する多様な更新講習の中から受講者の方が選択できるように、そういう工夫をしていきたいと考えております。

て省令で定めるということになっておりますので、この共通に求められる内容、そしてその教科にに応じてまたそれぞれの受講者の必要に応じた内容が受講できるように、そういった工夫を行うことについてよく検討していきたいと思っております。

○山本香苗君 ちょっと局長、確認をさせていただきたいんですが、今いろいろやるものについてホームページ上、受講者の方にお知らせするとおっしゃったんですが、ホームページ上って何のホームページ上か。

○政府参考人(錢谷眞美君) 私ども文部科学省のホームページでこういう更新講習が開設をされていきますということをお知らせできるように、そういうことを今検討いたしております。

○山本香苗君 今おっしゃっていただいている話を聞くと非常に大きなものに感じられますが、講習というのは基本的に教職課程として認定を受けている大学で行うことということが今回の法案の中では想定をされているんですが、三十時間の講習であれ、今言ったようなすごいいろいろな準備をなくちゃいけないようになります、かなりの人と、またノウハウというものを要するんじゃないかと思っております。

午前中に今日参考人質疑をした中で、実際それに、教職課程をつくっておられる方が現場からの声として、大変な労苦になるであろうというようなお話をしておられましたけれども、本当に今聞いていて大変なことになる、大きなことになるという感触を持っているわけなんです。こういう講習が今後、今言っているように、こういったものが全国の大学などで地域の偏在なくきちんとできるんでしょうか。

○副大臣(池坊保子君) 今、山本委員がおっしゃいましたように、講習を受けさせると、そういう大学が様々な負担を負わなければならないというのには確かに事実だと思います。一つは今おっしゃったような人間、人の配置です。それからノウハウはどうするのか。その人件費を含んだ私は財政支

援、経費負担ということをきっちりとして大学にしていかなければならないのではないかとこのように考えております。教員免許というのは個人の資格ですから、これは免許更新講習の開設に関しては費用は教員個人の負担にしようかという声もございませぬけれども、これは私には教育上の観点から、法律で決められて教員の更新講習をするのでありますから、一定の配慮が必要だということに考えております。

一定の配慮というのは、じゃどのぐらいをやるのかということ、これから国会においてもしっかりと議論いたしまして、講習開設のための体制整備を含めた財政支援の在り方についてはこれから検討していかなければならないと思っております。一人につき三万円掛かると言われておりますから、それは多分人件費にも掛かるでしょうし、それからノウハウについても、先生方は労力を費やしてそのような講習のやり方を身につけていくことになるのでありますから、それに対しての手当でも当然あるべきということに考えております。

それから二つ目の、じゃ東京都のような交通アクセスのいいところはいいけれども、過疎地とかへき地にいる先生方はどうするのだということに關しましては、確かに不利だという点はございませぬ。でも、夜間や週末における講習あるいはサテライト教室の開設による講習の実施、放送やインターネット等の多様なメディアを活用した遠隔教育、通信教育の実施など、弾力的に履修形態については検討したいというふうに思っております。

今、放送大学というのがございまして、その卒業式に参りますと、過疎地それから離島の方々もこの放送大学で勉強していらして大変感動を受けていますので、こういうものの利用などということもできるのではないかと思いますので、様々な工夫を凝らしながら、へき地、過疎地の方々、そういう先生方がお困りにならない方法を考えていきたいというふうなことを考えております。

○山本香苗君 とにかく地域の偏在なく、何らかの形で手当てをしっかりと考えていっていただける

ということと同時に、いわゆる人の面だとかノウハウだとか、そういったところも法律が成立後にきちっと検討をしていただいて、全く個人だからって個人の形にするということではないんだというスタンスを持っていただいているということに御理解をいただきたいと思います。

実際の免許というものは、私もいろいろお伺いする中で、免許状というものはいわゆる免許状を授与した都道府県の教育委員会に原簿というのがあって、いわゆる実務勤務していらつしやる学校の教育委員会とはそれが異なるケースが非常に多いということなんですから、実際、免許更新となりますと、その原簿があるところの都道府県の教育委員会と今いらつしやることのある都道府県の教育委員の間で、いろいろ紙でやり取りしたりとか何が生じてくるんであろうなと思うわけなんです。こういういった事務というものは軽視できないものだと思いますので、そういういった事務負担の軽減の観点から、全国でこういういったデータベース化、共通化したようなものをつくってやることも考えてもいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 文部科学省におきましては、今回の免許更新制の導入ということを一つの契機として、現在各都道府県教育委員会が個別に管理しておりますこの免許情報を、全国の免許管理システムという形で一元的に管理できるように、そういうシステムの導入に向けた検討を開始しているところでございます。平成十九年度、システム開発に向けました調査、準備試行等を行うための経費を計上しているところでございます。

今回の改正法案が国会でお認めをいただきました場合、平成二十一年四月の改正法の施行に向けまして、私もこの免許更新制が円滑に実施できるように、ただいま申し上げました全国の免許管理システム、この構築に万全を期していきたいと思っております。

○山本香苗君 先日の委員会でも出ておりましたけれども、この講習、全員が受けるわけではありませぬよと、免除される方もいらつしやいますよという話でありましたけれども。

そこで、ちよつとこの間の議論でいろいろありましたのが、もう一回、どういう基準で免除することになるのかということをお伺いさせていただきますと思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) 改正法案の第九条の第二項に、「知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者」は、免許更新講習を受講することなく免許の更新ができることとなっております。

今後、改正法案が成立した際には免除に係る省令というものを定めることとなります。省令の内容につきましましては、国会における御審議も参考にして、今後十分検討してまいりたいと考えておりますが、現在、免除の対象者として想定されているのは、優秀教員として表彰を受けた方、校長、教頭など教諭を指導する職にある方、そして勤務実績を勘案して、もう最新の知識、技能を身に付けているということを受講する必要がないと認められる方などを規定するといったようなことを今考えているところでございます。

○山本香苗君 ちよつと確認なんです、と認められる方という形にしているのか、ただ単にこの職の人だからこうというわけではないということですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 例えば校長先生などはその職にあれば免除の対象者となりますが、勤務実績等を勘案して受講免除となる方は、これは任命権者等において受講する必要がないと認める方にならうかと思っております。

○山本香苗君 前回御答弁、前回というかおついでですね、の委員会におきましては、関係者の納得が得られるような免除基準というものを今後きちんと検討していきますということでしたけれども、この職だつたら必ず免除という話じゃなくて

ということですね。

○政府参考人(錢谷眞美君) 省令をこれから作るわけでございますけれども、その免除の基準等につきましては、私ども、国会の議論も十分に参考にしつつ、皆様方の納得が得られる案を策定していきたいと思っております。

○山本香苗君 とにかく、関係者のみならず、一般にもきちんと納得が得られるような基準にしていただきたいと思っております。

十年ごとの免許更新ということのスキルアップも大事なんですけれども、現場で先生が困つたとき、技術的に何かサポートが受けたいと思つたときに駆け込めるような、つまり、不断にその資質向上を目指そうとするときにサポートしてくれようなどころがあればいいなという声も現場にあるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) ただいま先生がお話がございましたように、実際に教鞭を執つておられる先生方が困つたときにいろいろ相談できるところ、これは必要なことだと思います。

通常は同僚の先生や校長先生、あるいは教育委員会の指導主事の方などにいろいろ御相談をするといったようなことが考えられるわけでございますけれども、多くの教育委員会では、それらに加えまして、例えば各都道府県にございます教員研修センター、あるいは教育センター、こういうところの施設開放等を行いまして、そこに人を配置をしたり、あるいは資料を用意したりして先生方の相談に応ずるようになっているところでございます。

例えば、一例を挙げさせていただきますと、大阪府では、今年の四月から教育センターの中にカリキュラムN A V i プラザと、こう称するプラザを設けまして、教員の相談に応じるなどの支援を行っていることと承知をいたしております。

私ども文部科学省といたしましては、こういった取組が一層それぞれの教育委員会が進められることを期待をしております。

育委員会が個別に行っているいろいろなこういう支援策を情報共有できるように、いろいろとまた紹介をするということも行っていきたいと思

○山本香苗君 とにかく、免許更新制だけじゃなく、いろいろと日常的に先生方がスキルアップを図れるような仕組みとこのを同時に充実していかなければならないと思いますので、各都道府県におけますいろんな取組ありますけれども、文部科学省もどうだという声も先ほどありました

次に、指導が不適切な教員の認定及び研修につきましてお伺いしますが、今回、この教育委員会における指導改善研修が法律で明記されますけれども、もう既に各都道府県で行われているわけ

○政府参考人(錢谷眞美君) まず、現在、各都道府県教育委員会等におきまして指導改善研修を実施しているわけですが、それは個々の事例に応じて様々であると思

また、二つ目には、その研修の対象となります当該教員の課題に際しまして、例えば、その先生が指導方法に関する知識が不足するといった場

せたり、あるいは児童生徒との関係を適切に築けないといったようなことで研修に入ってこられた先生にはコミュニケーションに関する研修を行うとか、そういった課題に応じた研修が行われていると思

○山本香苗君 じゃ、不適格教員の認定及び研修、この一連のプロセスの中で、指導が不適切だと、不適切な教員と認定される方の意見を聴く機会というのはその中に盛り込まれるということな

○政府参考人(錢谷眞美君) 現在でも不適切な教員の認定に際しましては本人からの意見聴取などが行われているわけ

○山本香苗君 意見聴取するということを書いているわけですが、今おっしゃられた、御答弁されたような形で、そういった会議体も想定しながら恣意性を排していくんだというスタンスを文部科学省としてはお持ちで、これからしっかり周知していくこと

また、はしかに罹患をし、教育実習に参加できない学生が生じる可能性がございます。以下のような対応を今検討しているところでござ

して意見を聴取する機会を設けることについて教育委員会規則で定めるよう各教育委員会に通知をし、適切な運営がなされるようにしてまいりたいと考えております

○山本香苗君 今回の二十五条に関連するところでございますけれども、この二十五条の五においては、指導が不適切な教員の認定に当たって、第三者の意見を聴取することが義務化される規定が新たに

○政府参考人(錢谷眞美君) 今お話のございました教特法改正案の第二十五条の二第五項におきましては、認定が公正かつ適正に行われるように専門家や保護者の意見を聴かなければならないとい

○山本香苗君 意見聴取するということを書いているわけですが、今おっしゃられた、御答弁されたような形で、そういった会議体も想定しながら恣意性を排していくんだというスタンスを文部科学省としてはお持ちで、これからしっかり周知していくこと

また、はしかに罹患をし、教育実習に参加できない学生が生じる可能性がございます。以下のような対応を今検討しているところでござ

あと少し、五分しかなくなつてまいりましたので、ちよつと先日、佐藤理事もお伺いをされておりましたけれども、一点

○政府参考人(錢谷眞美君) 教育実習は、五月の末から六月中ごろに行われる場合が多いわけ

私ども、基本的な考え方としては、はしかに罹患をしている学生については完治するまで教育実習に参加をさせないこと、第二に、はしかに罹患したことがないワクチン未接種の学生や免疫がない学生については教育実習前に予防接種を受けるよう指導すること、こういったことを徹底して

また、はしかに罹患をし、教育実習に参加できない学生が生じる可能性がございます。以下のような対応を今検討しているところでござ

○山本香苗君 意見聴取するということを書いているわけですが、今おっしゃられた、御答弁されたような形で、そういった会議体も想定しながら恣意性を排していくんだというスタンスを文部科学省としてはお持ちで、これからしっかり周知していくこと

春の教育実習の機会を逃した学生について、安全が確認された場合は秋以降柔軟に教育実習に受け入れていただきたい旨要請をしてみたいと思っております。また、大学に對しても、秋の教育実習のシーズン、これ十月から十一月ごろでございますけれども、学生のワクチン接種等徹底をし、秋以降感染のおそれのない学生を实習に送り出していただきたいということを要請をしてみたいと思っております。

いづれにいたしましても、実習先での感染拡大を防ぐとともに、学生の教員免許取得に影響が出ないように対応してまいりたいと思っております。

○山本香苗君 とにかく、今の学生さんたちが混乱しないように実態をよくフォローをしていただきまして、速やかに対応を願っていただきたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、地方教育行政法改正案についてお聞きします。

今回の改正案では、教育委員会が教育長に委任できない事項を新たに定めております。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することなど定められていますが、この趣旨は何か、まず大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、一言で言えば、教育合議体の執行機関である教育委員会を構成する教育委員一人一人に使命感と責任感を持ってもらうということです。

御承知のように、現在の地教行法は、二十六条一項に、教育委員会の権限に属する事項は、教育委員会規則の定めるところにより、その一部を教育長に委任することができる」と書かれておられて、何を教育長に委任するかというのは、教育委員会によっていろいろ違ってきております。

ですから、教育委員会の会議の形骸化あるいは責任の欠如という問題が指摘されておりますの

で、今回、基本的な方針の作成とか、教育委員会規則の制定、改廃、あるいは学校の設置あるいは廃止、教職員の人事、活動の点検、評価、こういうものについては教育委員自らが行ってもらうんであって、地方教育官僚のトップに上り詰めた人が教育委員と兼務というんでしょか、している教育長に委任すべきことではないということを確認したということです。

○井上哲士君 教育委員会の形骸化などを正していくという趣旨が言われたと思うんですが、しかし、教育長に事項を委任し過ぎていっているから、今、様々な問題が起きているとは私はちょっと思えないんですね。今現在でも、それぞれの教育委員会には教育長に委任できない事項というのを自ら定めていると思えますが、今回のこの地教行法の改正案で規定したような基本的な事項まで、現在、教育長に委任をしているような教育委員会というのが実在するんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 各都道府県教育委員会等におきます教育委員会規則を見ますと、教育長への事務委任については、職員の任免その他人事に関する事、これは一部教育長に委任している例が見られます。ただ、それ以外は、今回、第二十六条第二項で規定する事項については教育長には委任をしておりません。

ただ、ここで一点申し上げますと、今回、委任できない事務として、今回の改正案の第二十七条で新たに規定をされました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、これは新たな教育委員会の仕事として明記をしたわけでございますので、これは当然、現在、教育委員会規則で規定をされていないわけでございます。

○井上哲士君 私も国会図書館にお願いをして四十七都道府県の教育委員会の規則でどうなっているのかということも見たんですが、今回の法案に盛り込まれたような基本的なことまで委任をしているところというのは基本的にないわけですね。むしろ、今回規定されたことはもちろん、それ以上の事項をそれぞれの教育委員会が話し合いで決めて

いるというのが現実なわけです。そうしますと、一体、立法事実があるんでしょうか。こういう新たな今回の規定を設けることで、教育委員会の会議の形骸化が解消されたり教育委員の責任感が高まるということと私はつながるように思えないんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 今回の改正案は、教育委員会、特に合議制の教育委員で構成する教育委員会の責任というものを明確化し、各教育委員会の方に使命感をきちんと持たせていただくという趣旨で委任できない事務を規定するものでございます。

したがって、この改正法案の第二十六条の二項で規定する事務は、これは教育委員会の委員の合議体の責任においてしっかりと事務執行に当たっていただきたいということが明確になったわけでございますので、各教育委員の方はそういう観点からこれから職務を行っていただけるというふうにご考えるわけでございます。もちろん、この第二十六条第二項に規定をする以外の事務については教育長に委任をするということと促すという趣旨ではないわけでございます。

○井上哲士君 私も、責任感を持っていただくこと、そして会議の形骸化をなくしていくことは必要だと思っておりますが、これがそれにつながるんだろうかと。今おっしゃいましたけれども、むしろ今回の改正で、これだけは委任できないということを決めたことによつて、それに決まったこと以外に教育長に委任ができるということになつて、現行よりもむしろ委任することが促進されるんじゃないかと。そういうつもりではないという御答弁でありましたが、しかしそれが促進されるとはいかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 現在は二十六条の一項におきまして、一部の事務を委任することができるとただ書いてあるだけでございまして、その範囲等については規定をしていないわけでございます。

ます。

今回、新たに二十六条二項で、委任できない事務、すなわち教育委員会自らが行うべきと考えられる重要な事務について、これを明らかにすることによりまして、教育委員で構成をされる合議制の教育委員会がやはり自らの責任で管理、執行をするということが求められるわけでございます。そして、それ以外の事務については、教育委員会の適切な判断の下、教育長や教育委員会事務局との役割分担を担っていくと。その点は前と変わらないわけでございます。

○井上哲士君 今日の午前中の参考人質疑のときにもこれについての意見陳述がありまして、今回のこの規定は狭過ぎるんじゃないか、これでは教育長中心の教育行政が現状より更に促進をされて、逆に合議制の教育委員会の形骸化が強まるんじゃないかという学者の方の御意見があったわけですね。

今基本的なことまで教育長に委任をしているというふうなところがあるんならともかく、それは先ほど言いましたように実際ないわけですね。むしろそれより広いところを実際には自ら議論をしてやられていると。それをこうやって狭く明確化することは、やはりこれまで以上に、この際教育長に委任しちゃうかというところが広がって、今日その参考人の懸念にあるような形骸化が進むおそれがあるんじゃないかと。それはやっぱりそう思うんですけれども、重ねてどうでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 繰り返しになりますが、現在、地教行法の二十六条一項におきまして、教育委員会はその権限に属する事務の一部を教育長に委任させることができるとだけ書いてあるわけでございます。

今回第二項を設けて、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」ということで、この事務はきちんと教育委員会が責任を持って、自らの責任で管理執行してください。それ以外については今と同じ状態なわけでございますから、私どもといた

しましては、教育委員の方々が従来以上に使命感、責任感を持って教育委員会の事務の執行に取り組んでいただけるものと考えております。

○井上哲士君 現状ではそういう規定しかないのに、教育委員会の皆さんがこれは自分たちの責任だと、正に自らの責任感で基本的な事項については委任せずにやっていらっしゃるわけですね。それを、現にそうやって責任感を持って基本的な事項については議論をしているのを、法定化したからといってより責任感が高まるとは、幾ら聞いてもそう思わないんです。

教育委員会が活性化をするにはどうしたらいいんだろうかと、これはいろんな議論がされてまいりました。教育委員会制度を検討した中教審の部会でも、二〇〇四年の九月に教育委員会制度及び県費教職員制度の運用に関する調査というのが発表されております。これは教育長、教育委員長、首長にアンケートを行っているわけですが、この中で、教育委員会の会議が不活発な理由として、トップで挙げられているのはどういふものになっていますか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 今お尋ねの件は、平成十六年九月の中央教育審議会地方教育行政部会において教育委員会制度調査研究会から報告をされた、教育委員会制度及び県費負担教職員制度の運用実態に関する調査、その結果についてでございます。

その中で、教育委員会の会議での議論がどのような場合に不活発になるかという点について、都道府県・市町村教育委員長へのアンケート結果が示されております。

結果を見ますと、今お尋ねのトップは、通達、通知で国や県の方針が決まっているために議論のしようがない場合、これが六一・六%でございます。次いで、議論をするための前提となる情報が不足している場合、これが五二・九%というふうになっております。

○井上哲士君 今ありましたように、通達や通知等で国や県の方針が決まっているために議論のし

ようがないというのが六割以上というのが、これは中教審が調べた結果なんです。この調査結果をまとめた文書では、これは形骸化と言われる状況の背後にある制度的な問題として看過できない、制度的な問題として見過ごすことができないと、ここまでの中教審の調査報告は言っているわけですね。ですから、この間もありましたが、国が教育行政のはしの上げ下ろしまで口を出してきたということがやはり教育委員会が活性化しない根本原因だということがこの調査でも私は出していると思うんです。言わば、看過できない制度的な問題と言われていることが今回の法改正で一体解決するのかどうか。これ、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、何事も法律を変えただけでは解決しないんですよ。しかし、法律を変えなければ解決しないんですよ。ですから、それ、当事者のやっぱり意識なんです。教育委員あるいは教育長になる人がしっかりしているところの教育委員会はやはり活性化して動いているんです。

ですから、今回いろいろ御指摘が先生からありましたけれども、やはりこの分野においては、教育長あるいは教育官僚機構に委任するんじゃなくて、皆さんの責任でやってくださいということをまず明確化して、そしてあとは、教育委員の方々にも失礼なことですが、教育委員の、委員会の評価、教育委員の研修、その他、そしてこうしてここで御議論をいただいていること、こういうことがすべてやはり教育委員の方々の意識改革に結び付いていくことですから、私は、それでそういうことは当然改善していかれると思えます。

先ほど先生がおっしゃった教育委員会の会議の議論がどのような場合に不活発になるかと思うアンケートについて、一番目は、通達、通知や国の県の方針が決まっています議論のしようがないというのが一番目に来ています。二番目を見ると議論するための前提となる情報が不足しているかというのが来て、通達や通知ですべて決まっているか

ら議論できないと言ってはおられるだけけれども、情報としての通知や通達がたくさん来ているわけですから、それを前提に議論していただいたいんです。

○井上哲士君 これは全然違う話でありまして、実際の教育現場がどうなっているかとか、他の自治体でどういふことになっているかとか、そういう情報を要するに教育委員の皆さんは求めていらっしゃるんですね。そして、それに基づいて、やっぱり自分たちの考え方でこの地方自治体に合ったような教育の方向をどうしようかということを考え、方針を決めたいけれども、しかし、もう通達や通知でもう決まっているということ、もう言わば裁量の余地がないと、議論のしようがないと。

私は、むしろ責任感を持ってやろうとされているからこそこういう御意見が出るんだと思うんです。そして、そういう思いでやってきたけれども、しかし、そういう現実におち当たっているような無力感に襲われている方もいらっしゃるかもしれない。ですから、この問題を解決せずに、何か委任できない事務をああいう形で明記することによって形骸化を防げるかとも思えません。ここに一番の問題があると思うんですね。

そういう角度から更にお聞きをいたしますと、これは単に教育委員会の会議だけではありませんで、これも衆議院の参考人質疑でありましたけれども、文科省の影響力が強過ぎたことが教育委員会がそれぞれの町ごとの教育の地方自治を展開することを困難にしている、こういう指摘がございました。地方分権の流れというのはこの間できてきたわけでありまして、それでもずっと長いこと、言わば文科省の顔色をうかがうという体質なものが教育委員会の中に残ってきたんじゃないか。そして、それが今の指導、援助という中でもやはり十分に地方教育委員会に対して強い影響力として機能しているんじゃないかと、こういう指摘もございました。

例えば衆議院の参考人質疑を見てみますと、

今回の例えば学力テスト、ベネッセが事前調査をした段階で、教育長の二二%以上の人が否定的な答えをし、校長の三分の一はやはり否定的な答えをしていられるけれども、しかし国の方針ということだけで実施してしまったところも少なくないと、こういう指摘もされておりました。ここにやはり大きな問題があると思うんですね。

それに加えて、今回は、是正の要求、是正の指示を盛り込むということになりますと、今やっぱり教育委員会が形骸化が言われているような、その原因にあるこの問題にむしろ逆行して、教育の地方自治の展開を困難にするのではないかと、こう思うわけがあります。これは是正の要求、指示を盛り込むことがやはり地方自治、教育委員会がやっぱり自ら自分たちの地域に合った教育を進めていくという流れに逆行するのではないかと。この点、大臣いかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 地方における教育というのは、やはり各教育委員会が責任を持ってやっていただくということが基本であると思っております。特に義務教育を考えました場合には、国、都道府県、市町村がかわるわけでございますけれども、設置者である市町村の教育委員会の果たす役割、責任というのは私は大変大きいと思っております。これまでも、平成十一年の地方分権一括法、あるいは平成十三年の地教法の改正等によりまして、各市町村の教育委員会が責任を持った教育行政を行えるように私も地方分権の考え方に即して対応してきたところでございます。

一方で、国は憲法で保障する国民の権利を守る責任を持っているわけでございます。地方自治体が、教育委員会が自浄能力を発揮せず十分な責任を果たし得ない場合には国が必要最小限の関与を行って是正、改善を図るということは国の、私どもの重要な役割であると考えております。今回御提案申し上げております地教法の改正案の第四十九条の是正の要求、これは地方自治法

の第二百四十五條の五の是正の要求を行う際の方法を定めたものでございまして、地方自治法が認める国の関与の原則の範囲内というふうにご考慮の要求をさせていただきます。また、地教法改正案の是正の要求を行った場合は首長及び議会に對してその旨を通知することとしておりまして、よりむしろ地方自治の力に期待をするという立法政策上の配慮も行ってございまして、

地方教育行政は、市町村教育委員会、都道府県教育委員会、そして国というところが役割分担、そして協力をして実施をするものでございまして、やはり設置者である市町村教育委員会、ここが教育委員会としての体制を強化をし、教育委員の使命感、責任感というものをしっかりと今回の改正等において強めて当たっていただくというのがやはり大事ではないかと思っております。

○井上哲士君 この間の議論でも伝家の宝刀なんだというお話も出てきたわけでありまして、これも参考人質疑で出されてきたあれですが、伝家の宝刀を行使されないように頑張らなくちゃいけない、結局文部科学省の御意向はどうなんだろうかと、こういうことを見るような教育委員会ということになれば、先ほど指摘しているような今の形骸化の問題ということが一層むしろ拍車を掛けるということに私は非常に懸念を持っております。

具体的に聞きますけれども、今回は新しい改定教育基本法に基づいて教育振興基本計画が今後決まるわけですが、地方自治体はこれを参酌して基本的な計画を定めるように努めなくてはならないとしておりますが、この地方自治体が決めた基本的な計画が政府の基本計画に沿わないというような場合というのは、これはこの是正の対象ということになるのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 改正教育基本法の十七條におきまして、政府が定める教育振興基本計画を参酌して、各地方公共団体は地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定める努力義務を規定をしております。

でございます。

この地方公共団体が定める基本的な計画が、法令の規定に違反をしていたり、あるいは、それによつて子供の教育を受ける権利の侵害が明らかなる場合には、地教法の四十九條の是正の要求の対象となるということは、それは概念上はあり得るかとは思いますが、それはすべてケース・バイ・ケースかと思えますけれども、私、今、考えますのは、通常そういう場面は想定しにくいなと思っております。

○井上哲士君 じゃ、更に具体的に聞きますが、先日の質疑の中で、全国学力テストについて、これを教育委員会が実施しないという判断をして、これはこの是正の要求の対象にはならないんだと、こういうことであります。

じゃ、この全国学力テストが国の教育振興基本計画に盛り込まれた場合、地方の教育委員会がやはりやらないという判断をした場合というのは、これは是正の対象になるのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 全国学力・学習状況調査は、小学校、中学校を設置をいたします市町村の教育委員会等が文部科学省からの要請を受けて、その判断に基づき、調査に参加するか否かを決定するものでありますから、地教法改正案の第四十九條に規定する是正の要求によりまして、国が地方公共団体に参加を要求するということは、これはできないわけでございます。

ただし、教育委員会が全国学力・学習状況調査の実施を決定した場合、教育職員が妨害しているというようなことがあるにもかかわらず教育委員会が放置をしている場合には、是正の要求を行うことがあり得ると思っております。

○井上哲士君 私聞いたのは、教育振興基本計画に盛り込まれた場合どうなのかということなんです、いかがでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 結局、その是正の要求というのは、法令違反又は事務の、先ほど来話の意りということになるわけで、そして、児童生徒の教育を受ける権利が侵害をされている場合

ということになるわけですが、国が教育振興基本計画に全国学力・学習状況調査を位置付けた場合のその全国学力・学習状況調査の根拠等をどういうふうにするかということに懸かっているわけでございますけれども、現在のやり方で行った場合には、これは是正の要求の対象には通常ならないと思っております。

○井上哲士君 ちよつと分かりにくいんですが、現在のやり方で行った場合というのは、要するに、今は国が要請をして地方教育委員会が決めるという仕組みになっていますね。そうじゃなくて、基本計画でこれは国全体でやるんだと、そういうふうな形の盛り込まれ方をした場合にどうなるのかということをお聞かしております。

○政府参考人(錢谷眞美君) 教育振興基本計画自体は政府として決定をし、国会に御報告をするものでございまして、その内容等についてはこれから詰めていくわけでございますけれども、少なくとも現在の全国学力・学習状況調査自体は、先ほど申し上げましたように、市町村教育委員会等が文部科学省からの要請を受けて、その判断に基づき調査に参加するか否かを決定するものでございまして、地教法の四十九條に規定する是正の要求によつて国が地方公共団体に参加を要求することができないということと判断をしております。

○井上哲士君 教育振興基本計画を国が作るの、これはいわゆる法令というものはまた違ふんだと思ふんです。ですから、そこに盛り込まれた場合であつても今と同じような考え方でないのかと思ふんですが、それちよつと確認、大臣、いいですか。

○國務大臣(伊吹文明君) これは、教育振興基本計画と国権の最高機関である国会との私は関係にやると思ふ。現在の教育基本法の法構成からすると、作成をして、そしてそれを国会に御報告をすることになっております。国会が例えばそれを承認するという行為がもし付いていけば、これはやはり私は是正対象になると思ふんですが、報告

をすることになったりしておりますから、先生の御釈で私はよろしいんじゃないかと思ふ。○井上哲士君 教育振興基本計画に盛り込まれた場合であつても、それはあくまでも国会の承認事項なので是正要求の対象にならないんだという御答弁で……

○國務大臣(伊吹文明君) いや、報告事項です。○井上哲士君 失礼しました。報告事項なのでならないということでありました。分かりました。今日はこれで終わります。○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後四時五十三分散会

平成十九年六月十一日印刷

平成十九年六月十二日発行

参议院事務局

印刷者 国立印刷局

P